

# 目次

- 町内主要施設の電話番号・・・2
- 月形町管内図・・・3～4
- 役場庁舎・施設案内・・・5
- 役場庁舎案内図・・・6
- 各種手続き・税・・・7～20  
戸籍、住民・印鑑登録/国民健康保険/国民年金/町税 など
- 子育て・教育・・・21～30  
妊娠・出産・育児に関する支援/認定こども園/入学/児童手当/ひとり親に対する支援 など
- 福祉・・・31～41  
介護保険/高齢者福祉/後期高齢者医療/障がい者福祉 など
- 健康・・・42～47  
月形町立病院/住民検診/予防接種/介護予防/健康づくり支援 など
- 公共交通・・・48～49  
路線バス/公共交通に関する支援 など
- 施設案内・・・50～54  
月形樺戸博物館/月形温泉ゆりかご/月形町総合知育館/集会施設 など
- 生涯学習・・・55  
成人教育 など
- 水道・下水道・道路・除雪・住宅  
・・・56～59  
水道・下水道料金/道路に関する届出/建築確認申請 など
- ごみ・生活環境・・・60  
ごみの出し方/し尿の収集/狂犬病予防注射 など
- 農・林・商・工業・・・61～62  
新規就農者制度/森林の土地の書湯者届出/中小企業者等支援制度 など
- まちづくり・・・63～64  
町議会/選挙 など
- 広報・広聴・・・65  
広報紙/町政(まちづくり)懇談会/IP電話 など
- 各種相談・・・66  
地域の相談全般/消費者生活相談 など
- 安心安全・・・67～68  
避難所(指定避難所)一覧/一時避難所(指定緊急避難所)一覧 など
- 各種制度・・・69～101

## 【月形町民憲章】

### 《前章》

わたしたちは、緑こき樺戸の山並み、母なる流れ石狩川、ひろぼろと続く沃野に恵まれた月形の町民です。

わたしたちは、風雪に耐えて、このまちをきり拓いた先人のたくましい心を受けついで、輝く未来を築くよい町民となるため、心をあわせて

、この憲章をさだめます。

### 《第1章》

心とからだをきたえ、広い教養を身につけましょう。

### 《第2章》

仕事に誇りをもち、力を合わせて明るい家庭を作りましょう。

### 《第3章》

きまりを守り、親切で住みよい社会をつくりましょう。

### 《第4章》

郷土を愛し、みんなで伸び行くまちを作りましょう

### 《第5章》

未来に夢をもち、平和で文化の高いまちをつくりましょう。

※町民憲章は、昭和45年8月13日に制定され、開基90周年記念式典で発表されました

## 【月形町歌】

- 1 風薫る おおわが農土 わが沃野  
広袤(ポウ)一萬五千町  
忍苦の汗にかがやきて 継業つきぬ感謝あり
- 2 月形の 名にこそ気負へ 高々と  
町是に掲ぐ大理想  
揺るがぬ決意円山の 松の緑といや競う
- 3 雲青し 山幸野幸 豊穰の  
恵風そよぐ美(ウマ)し町  
須部都の流れ澄む極み 樺戸の誇り胸に生く
- 4 睦み合う 町人一に真心を  
捧げて築く自治の栄(ハエ)  
心田深く耕しつ 希望の朝をいざ往かん

※町歌は、昭和15年9月30日に開基60周年を記念してつくられました

町内主要施設の電話番号（市外局番0126）

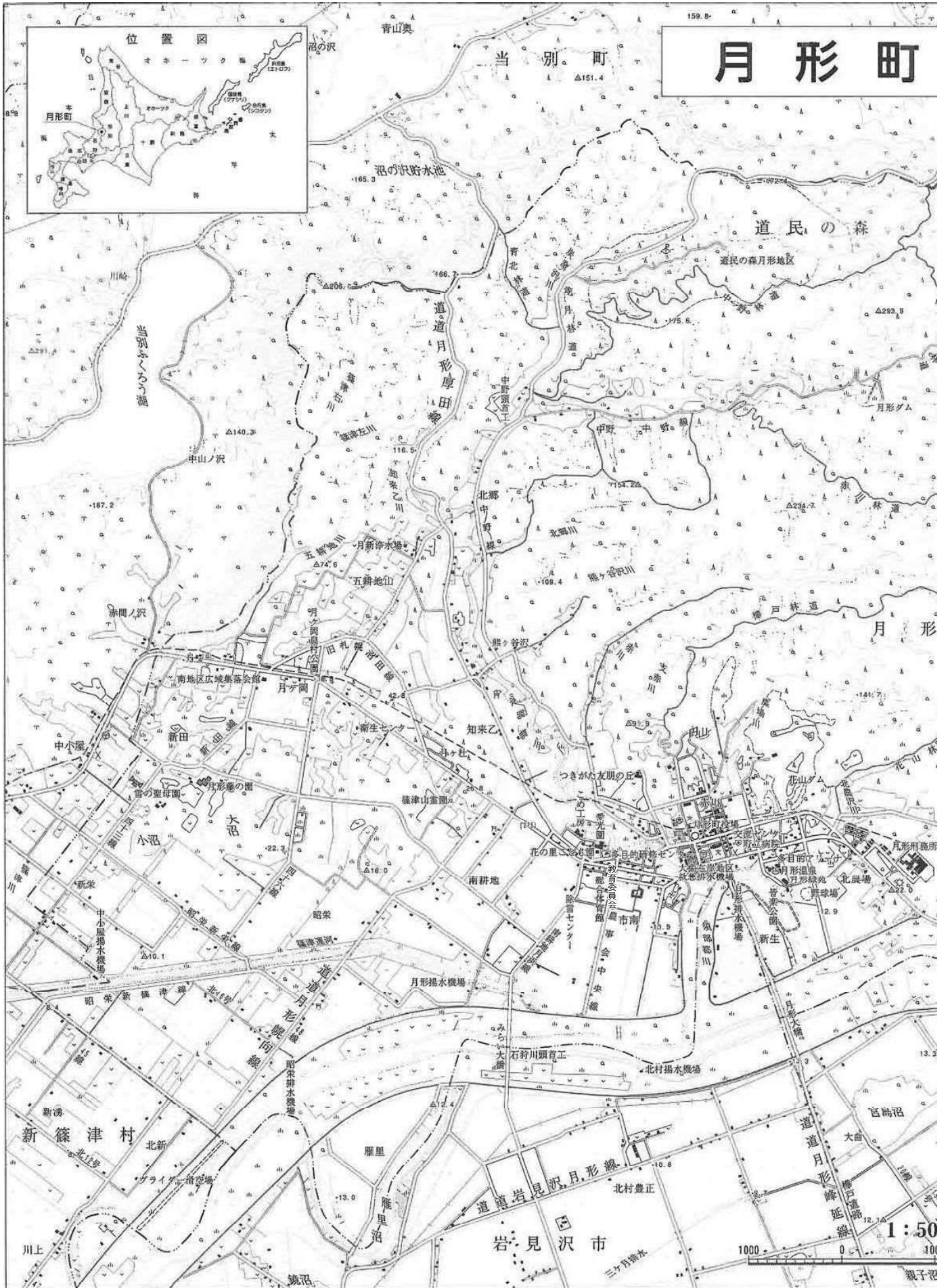
	施設名	住所	電話番号	IP電話番号	FAX番号
町の 機 関 ・ 施 設	役場（代表・総務課）	市北8	53-2321	53-2321	53-4373
	役場（企画振興課）	市北8	53-2325	53-2325	53-4373
	役場（農林建設課）	市北8	53-2322	53-2322	53-4373
	役場（住民課）	市北8	53-2323	53-2323	53-4373
	保健福祉課（保健福祉総合センター）	市北6	53-3155	53-3155	53-3177
	町立病院	市北6	53-2241	53-2241	53-2242
	教育委員会	麻生	53-3443	53-3443	37-2136
	農業委員会	市北8	53-2324	-	53-3190
	岩見沢地区消防事務組合月形支署	市北9	53-2154	53-2154	53-2396
	月新水道企業団	市北8	53-2365	53-2365	53-2882

	施設名	住所	電話番号	IP電話番号	FAX番号
観 光 ・ ス ポ ー ツ ・ 集 会 施 設 等	月形樺戸博物館	市北8	53-2399	-	53-2399
	皆楽公園管理棟	北農場1	53-2577	-	-
	パークゴルフ場	北農場1	53-3152	-	-
	多目的アリーナ	北農場1	37-2110	-	-
	総合体育館	麻生	53-3443	53-3443	37-2136
	月形温泉ゆりかご（湯里花郷）	北農場1	37-2188	37-2188	53-3838
	図書館	市北3	53-3677	53-3677	53-3677
	衛生センター	月ヶ岡	53-2022	53-2022	-
	つち工房	北農場1	37-2110	37-2110	-
	交流センター「つき・あえ〜る」	市北6	37-2210	37-2210	-
	多目的研修センター	麻生	53-2291	53-2291	-
	札比内コミュニティセンター	南札比内3	54-3009	54-3009	-
南地区広域集落会館	月ヶ岡	53-3798	53-3798	-	

	施設名	住所	電話番号	IP電話番号	FAX番号
学 校 関 係	月形小学校	市北5	53-2422	53-2422	53-2548
	月形中学校	赤川1	53-2439	53-2439	53-2486
	月形高等学校	赤川1	53-2046	53-2046	53-2047
	花の里こども園	麻生	37-2155	37-2155	37-2156
	学童保育所	市北6	53-3180	53-3180	53-3183

	施設名	住所	電話番号	IP電話番号	FAX番号
そ の 他 機 関 ・ 施 設 等	岩見沢警察署月形駐在所	市北6	53-2433	53-2433	53-2433
	岩見沢警察署札比内駐在所	札比内3	54-3055	54-3055	54-3055
	月形郵便局	市北5	53-2150	-	53-3140
	札比内郵便局	札比内3	54-3121	-	54-3121
	月形刑務所	北農場3	53-3060	53-3060	37-2103
	（株）月形町振興公社	北農場1	37-2110	37-2110	37-2117
	月形町農業協同組合	市北4	53-2111	53-2111	53-4206
	月形商工会	市北5	53-2341	53-2341	53-4144
	月形町社会福祉協議会	市北6	53-2928	53-2928	53-2927
	月形愛光園	麻生	53-4311	53-4311	53-4312
	月形藤の園	新田	53-2214	53-2214	53-2923
	月形緑苑	北農場1	53-2222	53-2222	53-2389
	つきがた友朋の丘	赤川4	53-2888	53-2888	53-2914
	雪の聖母園	新田	53-2417	53-2417	53-3989

# 月形町

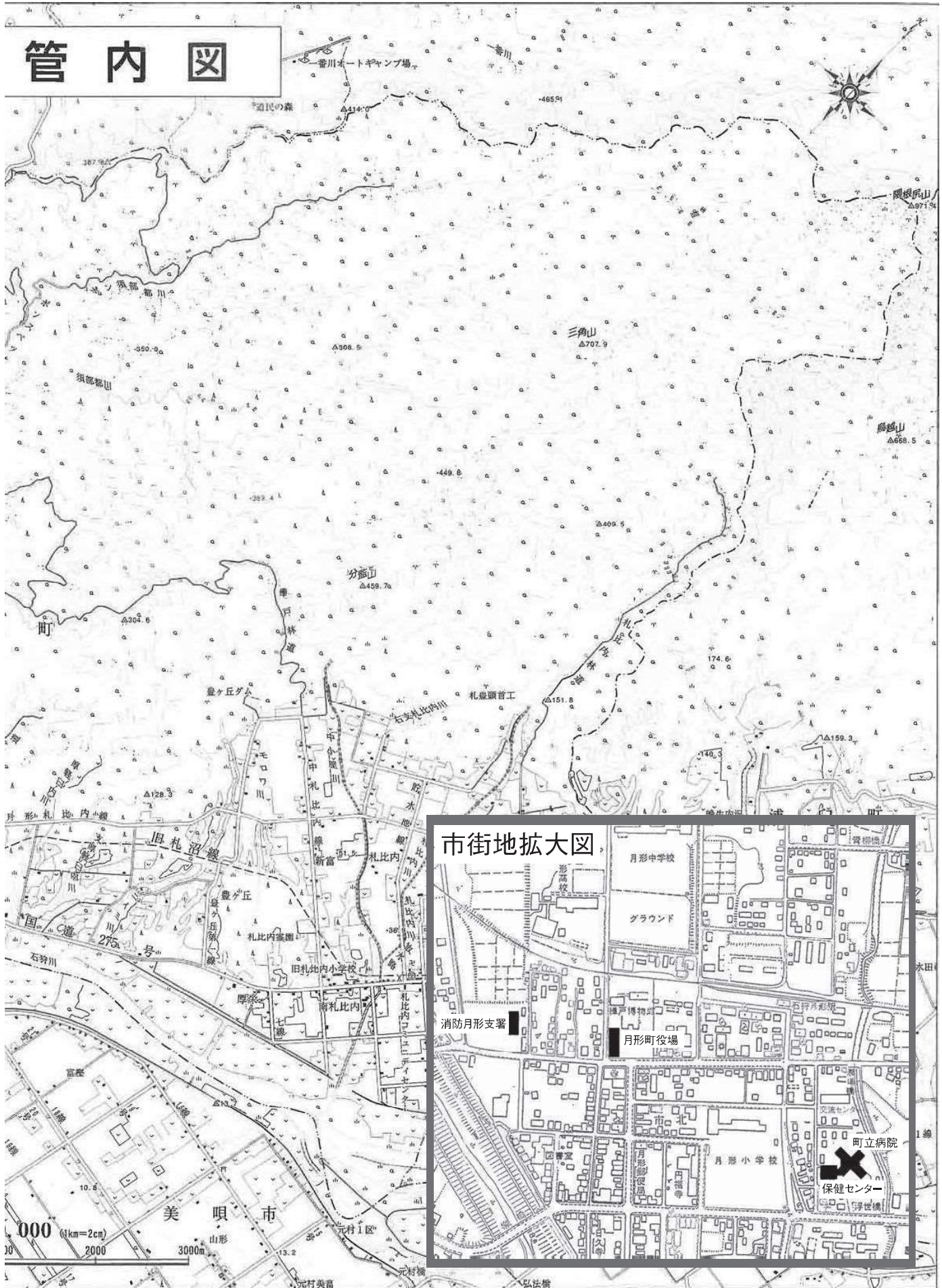


1:50,000  
0 1000 1000

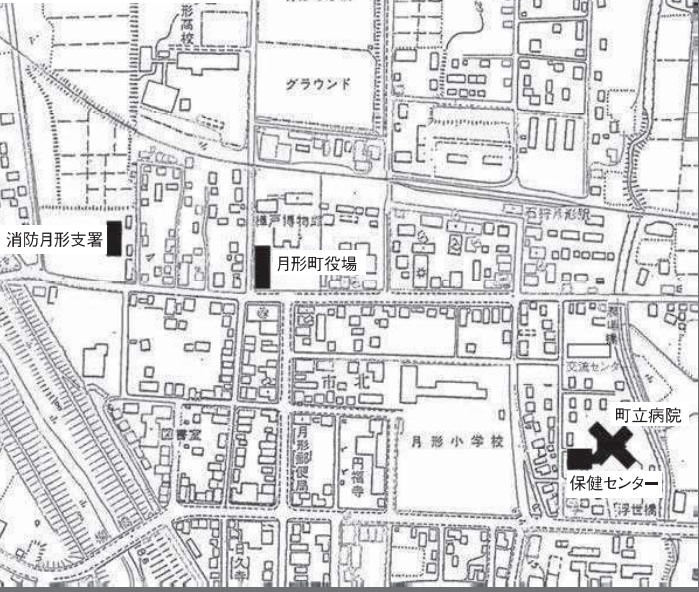
親子沼



# 管内図



## 市街地拡大図



## 役場庁舎・施設案内

### 役場庁舎（月形町1219番地）

階	課(局)名	係名	主な仕事内容	電話番号	I P電話番号	F A X番号
3階	議会事務局	総務係	議会の庶務		—	
2階	総務課	総務係	法令・条例関係、選挙管理委員会関係、町職員関係	53-2321	53-2321	
		財政係	町の予算関係、町内各公共施設の管理及び受付関係			
		危機管理係	防災関係、交通安全関係、I P・光ファイバー関係			
2階	企画振興課	企画係	ふるさと納税関係、町内宅地分譲関係、空き家・空き地バンク、広報・ホームページ関係	53-2325	53-2325	
		地域振興係	公共交通関係、ふるさと活性化関係、J R私沼線跡地関係、土地利用計画関係			
		商工観光係	P R・観光イベント関係、消費者保護関係、町観光協会事務局			
1階	住民課	戸籍保険係	転入・転出届、マイナンバーカード、出産・婚姻・離婚・死亡届、印鑑登録、住民票、戸籍謄本、パスポート、国民年金、国民健康保険、後期高齢者医療保険、乳幼児等、重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費助成	53-2323	53-2325	53-4373
		生活環境係	ごみの出し方、浄化槽・し尿・廃棄物処理関係、鳥獣被害（農業被害以外）・犬の登録、狂犬病予防注射、火葬場・墓地、下水道料金、下水道の接続			
		税務係	町税賦課徴収関係、所得・課税証明書、固定資産評価証明書、固定資産公課証明書、納税証明書、固定資産税納税証明書、町民税、道民税、軽自動車税、固定資産税、納税相談			
	農林建設課	農政係	農業生産振興関係、新規就業関係、認定農業者関係、畜産関係、鳥獣被害（農業被害のみ）	53-2322	53-2322	
		土木管理係	土木工事関係、町道・河川関係、除雪関係			
		住宅建築係	建築工事関係、住宅補助関係、町営住宅関係			
		農村整備係	農業農村振興関係、中山間地域等直接支払制度、森林関係			
	出納室	出納係	現金の出納・管理	53-2321	—	
	月新水道企業団	総務会計係	上水道使用料関係	53-2365	53-2365	53-2882
		工務係	上水道工事関係			
農業委員会	総務係	農地等の利用調整関係	53-2324	—	53-3190	

### 保健福祉総合センター（月形町字月形1466番地1）

階	課(局)名	係名	主な仕事内容	電話番号	I P電話番号	F A X番号
1階	保健福祉課	保健係	母子健康手帳の交付、乳幼児健診、予防接種、子育て支援、学童保育所、住民健診、歯科検診、健康教育、健康相談、健康教室、精神障害者保健福祉手帳、精神自立支援医療、介護予防	53-3155	53-3155	53-3177
		高齢者支援係	高齢者福祉、介護保険料、介護保険、要介護認定、介護サービス、介護予防、居宅介護、ぬくもり福祉券			
		地域福祉係	認定こども園、子育て支援センター、児童手当、児童扶養手当、身体障害者手帳、療育手帳、自立支援医療（人工透析等）、障がい福祉サービス、生活困窮			

### 国民健康保険 月形町立病院（月形町字月形1466番地1）

階	課(局)名	係名	主な仕事内容	電話番号	I P電話番号	F A X番号
1階	町立病院	総務係	庶務関係	53-2241	53-2241	53-2242
		医事係	病院の経理関係、医療費の請求			

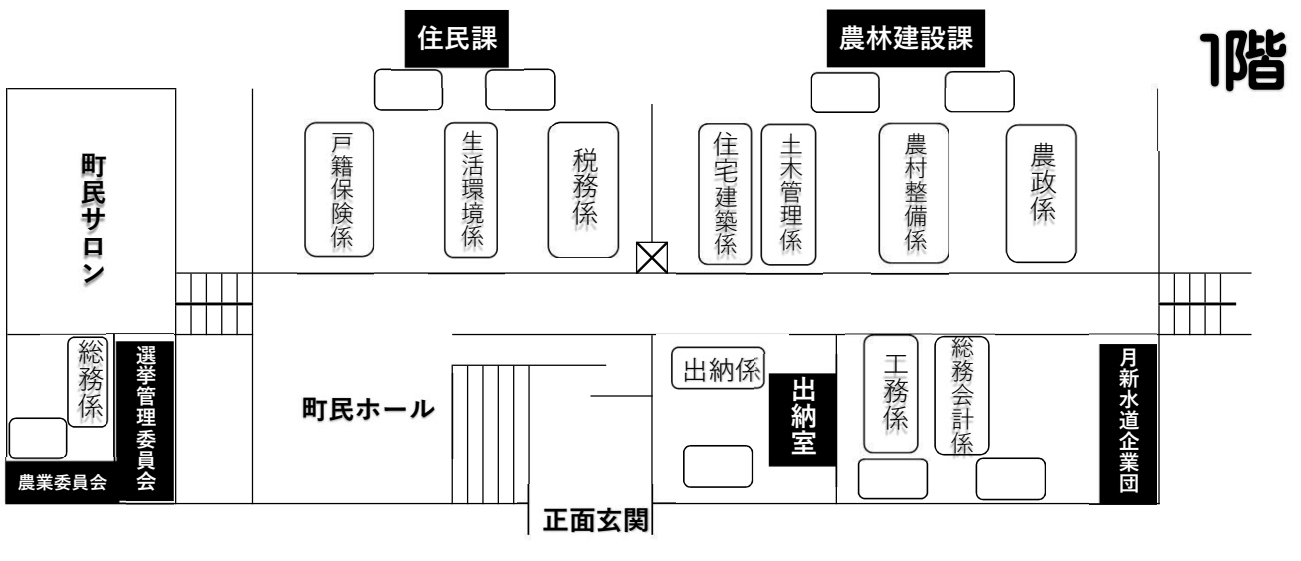
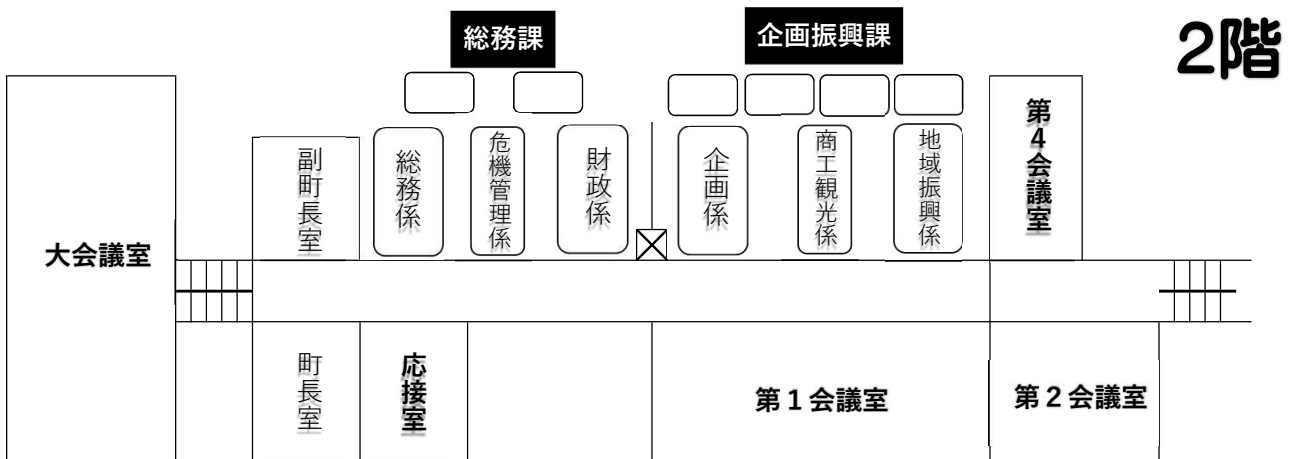
### 総合体育館（月形町字知来乙264番地2）

階	課(局)名	係名	主な仕事内容	電話番号	I P電話番号	F A X番号
1階	教育委員会	学務係	小中学校の就学や転入学、月形高校への各種助成、学校給食、スクールバス、教育相談、就学援助	53-3443	53-3443	37-2136
		社会教育係	スポーツ・文化振興、青少年・高齢者教育関係、図書館・博物館・体育施設			

### 岩見沢地区消防事務組合 月形支署（月形町1047番地13）

階	課(局)名	係名	主な仕事内容	電話番号	I P電話番号	F A X番号
1階	月形支署	総務係	予算関係、消防施設関係	53-2154	53-2154	53-2396
		警防係	救急救助関係、消防団関係			
		予防係	火災予防関係、危険物関係			

**役場庁舎案内図**



# ◎各種手続き・税

## 戸籍、住民・印鑑登録

### 戸籍に関する届出

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

こんなとき	届出の期間	届出人	必要なもの
子どもが生まれたとき（出生届）	生まれた日から14日以内	父または母	出生証明書 母子健康手帳
亡くなったとき（死亡届、火葬許可申請書）	死亡した日から7日以内	親族、同居者、家主、地主、家屋または土地管理人などの順	死亡診断書 火葬許可手数料 火葬場使用料 届出人の印鑑
結婚するとき（婚姻届）※1	届出した日から効力が生じる	夫および妻	戸籍謄本（本籍が月形町の場合は不要） 国民健康保険証（内容に変更のある方のみ） マイナンバーカード※2
本籍を移すとき（転籍届）※1	届出した日から効力が生じる	戸籍の筆頭者および配偶者	戸籍謄本（町内で本籍を移すときは不要）

※1 婚姻届および転籍届のときは、届出書をお持ちになる方の運転免許証や健康保険証などの本人確認書類が必要

※2 氏名および住所に変更があるとき

### 住民異動の届出

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

こんなとき	こんな届出を	届出の期間	必要なもの
町外から移ってきたとき	転入届	住み始めてから14日以内	本人を確認できるもの 転出証明書 マイナンバーカード
町内で移ったとき	転居届	住み始めてから14日以内	本人を確認できるもの マイナンバーカード 国民健康保険証（加入者） 後期高齢者医療保険証（加入者）
町外へ移るとき	転出届	転出する日の14日前から	本人を確認できるもの 国民健康保険証（加入者） 後期高齢者医療保険証（加入者）
世帯主がかわったとき	世帯変更届	変更があった日から14日以内	本人を確認できるもの 国民健康保険証（加入者）

※同一世帯でない方など、代理人が届出される場合は委任状が必要になります



印鑑登録

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

印鑑登録は月形町に住民登録をしている方が1人1個に限り、本人自身の意志に基づき登録できるものです。

こんなとき	手数料	申請者	必要なもの
印鑑登録	400円	本人	登録する印鑑 本人を確認できるもの
		代理人	登録する印鑑 委任状 代理人本人を確認できるもの ※疾病などの窓口へ来ることができないなどやむを得ない事由がある場合に限り、代理人による申請ができます。 本人の登録意思確認のため本人宛照会文書を郵送することなどから代理人による登録には日数を要します
印鑑登録廃止		本人	印鑑登録証 登録印鑑
		代理人	印鑑登録証 登録印鑑 委任状

※登録印鑑の変更や印鑑登録証を紛失した場合は、廃止と登録両方の届出が必要になります。

紛失した際には直ちに役場住民課戸籍保険係までお知らせください

戸籍証明や住民票が必要なとき

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

本籍が月形町の方

	手数料	請求できる方	必要なもの
戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450円	戸籍に記載されている方、その配偶者、直系の尊属・卑属の方	請求者本人を確認できるもの ※代理人の場合は委任状などが必要です
戸籍個人事項証明（戸籍抄本）			
除籍謄本・抄本	750円		
改製原戸籍謄本・抄本	750円		
戸籍の附票	400円		
身分証明書	400円	本人、配偶者、直系血族	

※謄本・・・戸籍に記載された方全員の身分事項を全て記載したもの

抄本・・・戸籍に記載された方のうち、必要とする方だけの身分事項を全て記載したもの

本籍が月形町以外の方

	手数料	請求できる方	必要なもの
戸籍全部事項証明（戸籍謄本）	450円	本人、その配偶者	顔写真付きの身分証明書 （運転免許証、マイナンバーカードなど）
除籍謄本	750円	直系の卑属・尊属の方	
改製原戸籍謄本		※代理請求はできません	

住所が月形町の方

	手数料	請求できる方	必要なもの
住民票（除票）	400円	本人 本人と同じ世帯の方	請求者本人を確認できるもの ※代理人の場合は委任状などが必要です
印鑑登録証明書	500円	印鑑登録証をお持ちの方	印鑑登録証

※住民票コード又はマイナンバー記載の住民票は、委任状による請求の場合、本に宛に転送不可郵送扱いになります。



## マイナンバーカード

### マイナンバーカードの交付

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

マイナンバーカードの申請をしていただくと交付通知書（はがき）が申請者のご自宅に郵送されます。必要なものを持参し交付通知書（はがき）に記載された期限までにカードをお受け取りください。住民課戸籍保険係で本人確認の上、暗証番号を設定していただくと、カードを受け取ることができます。

#### 《必要なもの》

- ・ 交付通知書（はがき）
- ・ 通知カード（お持ちの方のみ）
- ・ 本人を確認できるもの
- ・ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）
- ・ マイナンバーカード（お持ちの方のみ）

#### 《暗証番号について》

- ① 「署名用の電子証明書」の暗証番号（英数字6文字以上16文字以下）
- ② 「利用者証明用の電子証明書」の暗証番号
- ③ 「住民基本台帳事務用のアプリ」の暗証番号
- ④ 「券面事項入力補助用のアプリ」の暗証番号

※②～④までは数字4桁で、同じ暗証番号にすることもできます

※暗証番号は、お越しになる前にあらかじめ考えておいてください

### マイナンバーカードの再発行

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

マイナンバーカードを紛失などした場合は、申請していただくことで再発行することができますが、発行までに日数を要します。なお、紛失などした場合は、カードの悪用を防ぐため下記のコールセンターに連絡し、一時停止の手続きを行ってください。また、最寄りの警察署へ遺失届をご提出ください。

一時停止後にカードを発見した場合は住民課戸籍保険係で一時停止解除の手続きを行い、カードが見つからない場合は、紛失・廃止届を提出してください。

※廃止後はカードを発見しても一時停止解除の手続きはできません

#### 《手数料》

マイナンバーカード 800円 ※電子証明書ありの場合は別途200円かかります

#### 《コールセンター》

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 ※無料

個人番号カードコールセンター 0570-783-578 ※有料

### 個人番号カードでできること

- ・ 健康保険証として使えます。
- ・ 公金受取口座を登録することで給付金の受取がスムーズになります。
- ・ オンラインで行政手続きができます。

※詳細は、デジタル庁ホームページをご覧ください。

## 旅券（パスポート）

申請および交付については月形町において行うことができます。パスポートは申請いただいてから不備などが無い場合は概ね2週間で交付となりますので、申請いただいた際にお渡しする引換証持参し、ご本人様が受領してください。またお急ぎでパスポートが必要な場合は月形町までご連絡いただき、直接パスポートセンターで申請していただくことになります。

申請

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

《種類・必要なものなど》

種別	対象	必要なもの
新規	初めて旅券申請する場合 旅券の有効期間が満了した場合	戸籍謄本 申請者の写真 本人を確認できるもの 以前に取得した失効旅券（手元にあれば）
切替新規	原則、有効旅券の残存有効期間が1年未満になった場合	
訂正新規	有効旅券の記載事項（氏名、性別、生年月日、本籍の都道府県名など）に変更があり新規旅券を希望する場合	戸籍謄本 ※氏名、本籍（都道府県）、性別に変更なければ省略可
記載事項変更	有効旅券の記載事項（氏名、性別、生年月日、本籍の都道府県名など）に変更があり、その有効旅券と有効期間満了日が同一となる旅券を希望する場合	申請者の写真 有効旅券
増補	有効旅券の査証欄頁の追加	有効旅券
紛失 焼失 盗難	有効旅券の紛失、焼失、盗難による届出 ※有効旅券を紛失した場合は、紛失届がないと新規申請できません	紛失等を証する次の書類のいずれか ・警察署発行の紛失届受理証明書か受理番号 ・消防署または市区町村発行の罹災証明書 ・上記書類の提出ができないときはその理由を記した「事情説明書」 申請者の写真 本人を確認できるもの

《種類・必要なものなど》

種別	手数料	必要なもの
新規	<p>【10年用旅券（16,000円）】</p> <p>収入印紙 14,000円</p> <p>収入証紙 2,000円</p>	印鑑 引換証
切替新規	<p>【5年用旅券（11,000円）】</p> <p>収入印紙 9,000円</p> <p>収入証紙 2,000円</p> <p>※12歳未満（6,000円）</p>	
訂正新規	<p>収入印紙 4,000円</p> <p>収入証紙 2,000円</p>	
記載事項変更	6,000円（収入印紙 4,000円、収入証紙 2,000円）	
増補	2,500円（収入印紙 2,000円、収入証紙 500円）	

## 篠津山火葬場と篠津山霊園

### 篠津山火葬場

▶住民課生活環境係 ☎IP53-2323

#### 《使用料》

区分	使用料（町民の場合）	使用料（町民以外の場合）
大人（中学生以上）1体につき	12,000円	36,000円
小人（小学生以下）1体につき	10,000円	30,000円
死産（妊娠4カ月以上）1体につき	5,000円	15,000円
胞・体の一部1体につき	3,000円	9,000円

※火葬場使用許可申請者または亡くなった方のどちらかが町民の場合、「使用料（町民の場合）」となります

#### 《使用時間》

午前9時から午後5時まで（火葬は、申請のあった順に行います）

#### 《休業日》

1月1日

#### 《問合せ先》

- 火葬の申請に関すること  
住民課戸籍保険係
- 火葬場（施設）に関すること  
住民課生活環境係

### 篠津山霊園の新規許可申請

▶住民課生活環境係 ☎IP53-2323

#### 《許可申請の対象霊園》

篠津山霊園

#### 《申請要件》

町に住所を有する方で、許可から2年以内に墓を建立できる方

※使用区画は、使用者1人につき原則1区画となります

#### 《使用料》

1区画 50,000円

※申請受付新区画のみ



# 国民健康保険

## 制度の概要

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

### 《対象者》

職場の健康保険等に加入していない方、生活保護を受けていない方

### 《保険証》

国民健康保険証は、病院などにかかるときに提示する保険証です。

有効期間は1年間（8月1日～7月31日）で、毎年7月中には加入されているご家族全員の新しい保険証を世帯主あてに簡易書留にて郵送します。

### 《資格取得・喪失の各手続き》

	こんなとき	必要なもの
取得	職場の健康保険をやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	本人を確認できるもの 健康保険の離脱証明書
	健康保険の任意継続の期間が満了したとき	本人を確認できるもの 任意継続の保険証または喪失証明書
	生活保護が廃止されたとき	本人を確認できるもの 生活保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき 月形町へ転入したとき	母子健康手帳 本人を確認できるもの
喪失	職場の健康保険に加入したとき、または被扶養者でなくなったとき	職場の保険証または加入証明書 国民健康保険証
	他の市町村へ転出したとき	国民健康保険証
	生活保護が開始されたとき	生活保護開始決定通知書 国民健康保険証
	死亡したとき	国民健康保険証
その他	住所、氏名、世帯主が変わったとき	国民健康保険証 在学証明書
	就学のため、子どもが他の市町村に住むとき	国民健康保険証
	町外の施設へ入所したとき	入所することが分かる書類 国民健康保険証
	保険証を紛失または汚したとき	本人を確認できるもの

病気やけがで医療を受けるときは国民健康保険証を提示すれば、医療費の一部負担金が3割（下記の70歳以上75歳未満の表で一般又は低所得者の方は2割）になります。

《区分・自己負担限度額》

70歳未満

	区分	限度額
ア	旧ただし書き 所得 901万円超	252,600円＋ (総医療費－842,000円) × 1% [多数回該当：140,100円]
	旧ただし書き 所得 600万円超～ 901万円以下	167,400円＋ (総医療費－558,000円) × 1% [多数回該当：93,000円]
ウ	旧ただし書き 所得 210万円超～ 600万円以下	80,100円＋ (総医療費－267,000円) × 1% [多数回該当：44,400円]
	旧ただし書き 所得 210万円以下	57,600円 [多数回該当：44,400円]
オ	住民税 非課税世帯	35,400円 [多数回該当：24,600円]

70歳以上75歳未満

区分		限度額 (個人単位外来)	限度額 (世帯単位入院等)
現役並み所得者	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円＋ (総医療費－842,000円) × 1% [多数回該当：140,100円]	
	Ⅱ 課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円＋ (総医療費－558,000円) × 1% [多数回該当：93,000円]	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円＋ (総医療費－267,000円) × 1% [多数回該当：44,400円]	
一般	課税所得 145万円未満	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 [多数回該当： 44,400円]
低所得者	Ⅱ 住民税非課税	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税 (所得が 一定以下)	8,000円	15,000円

《高額療養費（70歳以上75歳未満）》

月単位で自己負担限度額を超える場合に支給されます。対象となる方には、診療月から概ね3カ月後に申請の案内のはがきを郵送しますので、はがきとあわせて世帯主の印鑑・世帯主の預金口座がわかるものを持参の上、申請してください。

《限度額適用認定証》

入院などにより医療費の負担が高額になる場合にはあらかじめ市町村に申請して認定証の交付を受け、医療機関などの窓口で提示することで同一の医療機関での同月の自己負担額を高額療養費の限度額までとすることができます。

《入院時食事療養費・生活療養費》

入院した時の食事代は、他の診療などに係る費用とは別に負担することとなります。住民税非課税世帯はあらかじめ市町村に申請して標準負担額減額認定証の交付を受け医療機関の窓口で提示することが必要です。

《高額介護合算療養費》

医療保険および介護保険の世帯の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に自己負担限度額を超える分が申請により払い戻されます。

《療養費、海外療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費》

	こんなとき	支給額	必要なもの
療育費	急病などでやむを得ず 保険証を持たずに 受診したとき	自己負担分 を除く金額	国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 領収書 診療内容明細書 マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類
	医師が必要と認めた、 はり・きゅうマッサージ などの施術を受けたとき		国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 領収書 医師の同意書 施術明細書 マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類
	医師が必要と認め、 コルセットなどの 治療用装具をつくったとき ※補装具など		国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 領収書 医師の証明書 マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類
海外療育費	海外渡航中に 急病やけがにより、 やむを得ず治療を受けたとき	自己負担分 を除く金額	国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの パスポート 海外の医療機関などに照会する同 意書 診療内容明細書及び領収明細書 ※外国語で作成されている場合は日 本語の翻訳文も必要 マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類
移送費	医師の指示による、 緊急的な重病人の入院や 転院などの移送を行ったとき	自己負担分 を除く金額	国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 医師の意見書 領収書（移送区間、距離、方法の わかるもの） マイナンバーカードまたはマイナンバーの分 分かる書類と本人確認書類
出産育児 一時金	子どもが生まれたとき	50万円	国民健康保険証 世帯主の預金口座がわかるもの 出生証明書 領収書または出産費用明細書
葬祭費	亡くなったとき	3万円	国民健康保険証 喪主の預金口座がわかるもの 葬祭を行った日がわかるもの （会葬礼状など）

# 国民年金

## 制度の概要

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

国民年金は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の全ての人が加入するもので、老齢・障がい・死亡により基礎年金を受けることができます。

### 《被保険者の種類》

種別	対象
第1号被保険者	農業、自営業などに従事する方とその配偶者、学生など、第2・3号被保険者以外の方
第2号被保険者	厚生年金・共済組合に加入している方
第3号被保険者	厚生年金、共済組合加入者に扶養されている配偶者 ※配偶者の扶養とならない方は、第1号被保険者です

月形町において手続きできるのは第1号被保険者に関することに限られます。

第2・3号被保険者の方については、勤務先または年金事務所などにお問い合わせください。

### 《加入・脱退に関する手続き》

	こんなとき	必要なもの・手続き
加入	20歳になったとき	20歳になってから概ね2週間以内に日本年金機構より国民年金（第1号被保険者）に加入したことのお知らせが届きます（厚生年金に加入している方を除く）。2週間程度経過してもお知らせが届かない場合は、加入手続きが必要のため役場窓口にお越しください。
	会社を退職したとき	退職日を確認できる書類
	会社員等の配偶者扶養から外れるとき 任意加入を希望するとき※	扶養から外れた日を確認できる書類 預金口座がわかるもの
脱退	会社へ就職し、新たに厚生年金・共済年金等の資格を取得するとき	勤務先にて手続き願います
	会社員などの配偶者扶養に入ると	会社員などの勤務先にて手続き願います
	国外転出をするとき	任意加入することも可能

※ 60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない場合や40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済組合等に加入していないときは60歳以降でも任意加入することができます。また、国外転出された場合も任意加入して保険料を納付することで将来に備えることもできます

1. 年金額を増やしたい方は65歳までの間
2. 受給資格期間を満たしていない方は70歳までの間
3. 外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人



《保険料免除・納付猶予制度》

収入の減少や失業などにより保険料を納めることが経済的に難しいときは、未納のままにせず保険料免除・納付猶予制度の手続きを行ってください。申請し、承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、年金額を計算するときに免除期間は保険料を納めたときに比べて少なくなります。また、納付猶予になった期間は年金額には反映されません。受給する年金額を増やすには、保険料免除・執行猶予になった期間を後から納める（追納）制度があります。

《学生納付特例制度》

日本国内に住所を有するすべての人は20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務付けられていますが、学生については申請により在学中の保険料の納付が猶予される学生納付特例制度が設けられています。

《産前産後期間の免除制度》

出産予定日又は出産日が属する日の前月から4ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受領額に反映されます。

国民年金第1号被保険者が対象で、出産予定日の6ヶ月前から届出可能です。

《納付・免除・納付猶予・未納の違い》

種別	こんなとき	受給資格期間への導入	金額への反映								
納付	保険料を通常に支払いしたとき	○	○ (全額)								
免除	所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが難しいときに申請し承認され、基準ごとに保険料が免除されます	○	<table border="1"> <tr> <td>全額免除</td> <td>○ (1/2)</td> </tr> <tr> <td>3/4免除</td> <td>○ (5/8)</td> </tr> <tr> <td>半額免除</td> <td>○ (6/8)</td> </tr> <tr> <td>1/4免除</td> <td>○ (7/8)</td> </tr> </table>	全額免除	○ (1/2)	3/4免除	○ (5/8)	半額免除	○ (6/8)	1/4免除	○ (7/8)
全額免除	○ (1/2)										
3/4免除	○ (5/8)										
半額免除	○ (6/8)										
1/4免除	○ (7/8)										
納付猶予 (学生納付特例)	20歳から50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請し承認されると保険料の納付が猶予されます	○	×								
未納	保険料を支払わなかったとき	×	×								

《基礎年金の受給》

種別	受給者	いつ・どんな	保険料納付要件
老齢基礎年金	本人	65歳になったとき	10年（120カ月）以上保険料を納めている ※免除期間とカラ期間を含む
障害基礎年金	本人	初診日（障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日）のある病気やケガで、法令に定められた障がい等級表（1級・2級）による障がいの状態にあるとき	次のうちいずれか (1)初診日のある月の前々月までの公的年金の加入期間の2/3以上の期間について、保険料が納付または免除されていること (2)初診日において65歳未満であり、初診日のある月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
遺族基礎年金	子のある配偶者または子	被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金	被保険者であった方が25年（300カ月）以上保険料を納めている ※免除期間とカラ期間を含む
寡婦年金	妻	10年以上継続して婚姻関係にあり生計を維持されていた妻に対して、60歳から65歳までの間支給される年金	亡くなった夫が第1号被保険者として10年（120カ月）保険料を納めている ※免除期間を含む
死亡一時金	遺族	第1号被保険者として保険料を納めた期間が3年（36月）以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けないまま亡くなったとき、その方によって生計を同じくしていた遺族に支給される年金	第1号被保険者として3年（36月）以上保険料を納めている ※全額免除を除く保険料の一部免除を受けた期間を含む ※遺族基礎年金が受けられるときは支給されません ※寡婦年金が受けられる場合はどちらか一方を選択

※カラ期間…受給資格期間の合算対象期間のこと（納付猶予の期間など）

《死亡の届出・未支給年金》

年金を受けている方が亡くなると年金を受ける権利がなくなるため、届出する必要があります。また、年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取ってない年金や亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。

○未支給年金を受け取ることができる遺族

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟姉妹
7. その他1～6以外の3親等内の親族

※未支給年金を受け取れる順位もこのとおりです

○必要なもの

- ・亡くなった方の年金証書
- ・亡くなった方と請求する方の身分関係が確認できる書類（戸籍謄本など）
- ・受け取りを希望する金融機関の通帳
- ・亡くなった方と請求する方が別世帯の場合は「生計同一関係に関する申立書」

# 町税

## 町税の種類

▶住民課税務係

☎IP53-2323

### 《町民税》

#### ○個人町民税

その年の1月1日現在、町内に住所があり、前年中に一定額以上の所得があった個人に課税される税金です。

#### ○法人町民税

町内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金です。

### 《固定資産税》

その年の1月1日現在、町内に土地・家屋・償却資産（これらを「固定資産」といいます）を所有している人に課税される税金です。

#### ○固定資産税の手続き

- ・自分の資産を確認したいとき（課税台帳の閲覧）

1年を通して閲覧することができます。また、新年度のものは4月1日から閲覧可能となります。代理人の場合は、本人確認のため、身分証（運転免許証や健康保険証など）をお持ちください。委任状と代理人本人の身分証が必要です。

- ・縦覧制度

毎年4月1日から最初の納期限までの間、固定資産税の納税者は、固定資産の縦覧帳簿を縦覧できます。この制度を利用するときは、本人確認がありますので、身分証をお持ちください。

- ・住宅用地・建物の申告など

建物を新築、増築・改築または取り壊した場合は、速やかにご連絡ください。

- ・償却資産の申告

償却資産の所有者の方は、毎年1月1日現在の資産状況などの申告が必要です。

### 《軽自動車税》

毎年4月1日現在、町内に原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車または2輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます）を所有している人に課税される税金です。

令和元年10月1日に自動車取得税が廃止され、「軽自動車税（環境性能割）」が創設されたことに伴い、「軽自動車税（種別割）」に名称が変更されました。

- ・申告

軽自動車等を取得したときや軽自動車等の所有者でなくなったときは、申告が必要です。

- ・申告先一覧

区分	届出先
125cc以下のバイク 小型特殊自動車（トラクターなど）	月形町役場住民課税務係 ☎53-2323
四輪等の軽自動車・トレーラー	札幌地区軽自動車協会 札幌市北区新川5条20丁目1-20 ☎011-768-3955
125cc超 250cc以下のバイク 250cc超のバイク	北海道陸運局札幌運輸支局 札幌市東区北28条東1丁目1-1 ☎050-5540-2001

その他、町たばこ税、特別土地保有税（平成15年から課税なし）などがあります。詳しくは税務係までお問い合わせください。

## 町税の納付

▶住民課税務係

☎IP53-2323

### 《町税の納付場所》

- ・月形町指定金融機関 北海道銀行本支店および月形町役場派出所
- ・収納代理金融機関 北海道信用金庫月形支店、月形町農業協同組合、  
いわみざわ農業協同組合北村支所
- ・全国のゆうちょ銀行または郵便局
- ・月形町役場出納室
- ・全国のコンビニエンスストア

※地方税共通納税システムの対象税目が拡大されたことに伴い、令和5年4月から新たに納付書に印字されるQRコードを使用することで、町税をご自宅のパソコンやスマートフォンなどからクレジットカード等で納付できます。

### 《口座振替のご利用について》

町税の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。口座振替を希望する方は、町内金融機関（郵便局・農協を含む）で通帳とその通帳に使用している印鑑を持参し手続きしてください。

### 《納税相談》

事情により納期限までに納付が困難な場合には、事前に税務係にご相談ください。納付時期を遅らせたり、分割して納付したりすることができる場合があります。

## 町税の証明が必要なとき

▶住民課税務係

☎IP53-2323

### 《税証明について》

町税に関する証明が必要な場合、税務係へお越しくください。

税証明の請求ができる方は、原則として本人または本人の委任を受けた方に限られます。

本人が証明を求める場合は、身分証をお持ちください。委任を受けた代理人が証明を求める場合は、委任状と代理人の身分証が必要です。

### 《税関係の証明書一覧》

種類	単位	交付手数料
公租公課に関する証明	1件につき	400円
所得に関する証明	1件につき	400円
固定資産に関する証明	1筆（棟）につき	400円
	2筆（棟）以降は1筆（棟）につき	100円
土地台帳または課税台帳の複写	1枚につき	400円
公簿・図面等の閲覧	1件につき	300円
地番図の複写	1枚につき	400円
	A3版を超えるものは1枚につき	1,200円

※現年度の証明書は、前年の1月1日から12月31日までの状況について証明するものです

※固定資産の証明について、年度途中から新たな所有者となった人が請求する場合は、登記事項証明書など、所有権の移転が確認できるものをお持ちください

※町税を納付してから2週間以内の場合は、領収書や記帳済みの通帳など納付が確認できるものをお持ちください

## 自動車臨時運行許可制度

▶住民課税務係

☎IP53-2323

未登録自動車および自動車検査証の有効期限満了車を新規登録や新規検査、継続検査などのため回送する目的で、一時的な運行を許可する制度です。申請により、臨時運行許可証を交付し、臨時運行許可番号標（仮ナンバー）を貸与します。

なお、申請には自賠責保険（共済）証明書（原本）、自動車検査証などの自動車の形状や車台番号が確認できる書類（原本）、印鑑、手数料（1台につき750円）が必要になります。



# ◎子育て・教育

## 赤ちゃん・子ども

出生に関する届出

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

7ページをご覧ください。

妊娠・出産・育児に関する支援

▶保健福祉課保健係 ☎IP53-3155

安心して子どもを産み、ゆとりを持って子育てができるように次の事業を実施しています。

事業名	対象者および内容
母子健康手帳の交付	<p>◆町内在住者で妊娠した方</p> <p>◇病院から交付される「妊娠届出書」を、保健センターに提出していただき、母子健康手帳を交付します</p> <p>※交付時に簡単なアンケートを記載していただき、お身体や妊娠中の生活についてお伺いしますのでお時間に余裕を持ってお越しください</p>
出産・子育て応援交付金給付事業	<p>◆母子手帳を交付された妊婦、出産された産婦</p> <p>◇妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、出産・子育て応援交付金を5万円ずつ支給します</p> <p>母子手帳交付時、出産後の家庭訪問時に保健師との面談後、申請となります</p>
妊産婦健康診査受診料助成	<p>◆町内在住の妊産婦</p> <p>◇安全なお産ができるよう妊婦健康診査14回、超音波検査8回、産婦健康診査2回、新生児聴覚検査の費用を助成します</p> <p>交付には母子健康手帳が必要となりますので、ご持参ください</p>
妊産婦健診交通費助成	<p>◆町内在住の妊産婦</p> <p>◇妊産婦健康診査および出産のための通院交通費を助成します</p> <p>出産後6カ月以内に保健センターへ申請してください</p>
プレマクラブ	<p>◆町内在住の妊婦</p> <p>◇妊娠、出産、育児について妊婦さん同士でお話ししながら交流したり、講師を呼んでスキンケアなどの教室を行います</p>
すくすくコール	<p>◆産後2週間ほど経過した母親（希望者）</p> <p>◇産後、お母さんや赤ちゃんの体調等に心配や不安がある方に、保健師が電話で健康相談を行います</p>
赤ちゃん訪問	<p>◆生後1カ月頃の赤ちゃんとお母さん</p> <p>◇赤ちゃんが生まれたご家庭に保健師が訪問し、母子ともに健やかに生活できるよう支援を行います</p>
どさんこ子育て特典カード配付	<p>◆妊婦、小学生以下の子どもがいる世帯</p> <p>◇道内の協賛店を利用する際に、カードを掲示すると各種サービスを受けられます。妊娠された方、子どもがいる方には保健センターからカードを配付します</p>
先天性股関節脱臼検査助成	<p>◆生後3カ月以上の赤ちゃん</p> <p>◇月形町立病院整形外科外来において、脱臼に関する診察とレントゲン検査を行います。費用は無料です</p>
乳幼児健診	<p>◆乳児（4カ月、7カ月、10カ月、12カ月）・1歳6カ月・3歳児健診・2歳児健康相談（2歳6カ月歯科検診）</p> <p>◇診察・身体計測・歯科検診・フッ素塗布・栄養相談・育児相談を行います。母子健康手帳と事前に郵送する問診票をご持参ください</p>

事業名	対象者および内容
子育てサロンまんまるひろば	<p>◆0～2歳までのお子さんと保護者</p> <p>◇リトミックやベビーマッサージなどを行います 母親や子ども同士の交流の場としてご活用ください</p>
不妊治療費等助成	<p>◆妊娠を希望する夫婦</p> <p>◇医師が必要と認めた不妊治療にかかる費用の自己負担分と、通院のための交通費が助成の対象となります</p>
不育症治療費等助成	<p>◆妊娠を希望する夫婦</p> <p>◇妊娠をしてもお腹の赤ちゃんが出産まで育つことが難しく、流産等を繰り返す不育症等に悩むご夫婦に対し、検査や治療に係る費用と通院のための交通費を助成します 北海道不育症治療費助成事業（道事業）の承認を受けた夫婦が対象となりますので、道事業の承認を受けた後に町への申請を行ってください</p>
のびのび訪問事業	<p>◆月形町認定こども園「花の里こども園」に通うお子さんと保護者</p> <p>◇保健師と臨床心理士が定期的にこども園へ出向き、子どもたちの普段のようすを確認します。保護者が生活のようすで気になることがあるときには随時対応します</p>
産婦人科・小児科オンライン相談	<p>◆妊婦さんと15歳以下のお子さんのいる保護者</p> <p>◇安心して妊娠、出産、子育てができるよう、産婦人科医・助産師・小児科医に何度でも無料で相談できます 毎日24時間、質問を受付ける「いつでも相談」、平日の18時～22時に動画通話等で相談できる「夜間相談」、日中に助産師とメッセージの相談ができる「日中助産師相談」など、手軽に悩みや不安についてご相談いただけます</p>
産後ケア事業	<p>◆出産から1年未満のお母さんで、産後の体調不良、授乳や育児のことで気になることがある方</p> <p>◇助産師が自宅に来てくれる「訪問型」と、助産所へ行きゆっくり休むことができる「通所型」があります お母さんのからだやこころのケア、授乳や寝かしつけなどの育児のアドバイス、お母さんに休息時間の提供などのサポートが受けられます</p>
歯科健診助成事業	<p>◆町内在住の妊婦</p> <p>◇虫歯や歯周病は早産のリスクを高める可能性があるため、歯の状態のチェックを無料で行います。歯の汚れや歯ぐきの状態に合わせて、歯磨きや生活習慣のアドバイスをいたします</p>
子育て世代包括支援センター	<p>◆町内在住の妊婦、子育て中の保護者</p> <p>◇妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に応じ、妊娠期から子育て期まで安心して過ごせるようにサポートする保健師による「総合窓口」です。産前、産後のからだのこと、こころのこと、育児のことなど気になることはお気軽にご相談ください</p>

《月形町花の里こども園の概要》

- (1) 類型 保育所型認定こども園  
 (2) 定員 80名  
     1号認定（3～5歳児の教育）19名  
     2号認定（3～5歳児の保育）31名  
     3号認定（0～2歳の保育）0歳児6名 1～2歳児 24名  
 (3) 休園日 12月31日～1月5日、日曜日、国民の祝日  
     1号認定のみ土曜日

《利用時間等》

利用時間は、保育の必要性の認定を受ける際に決定される「保育の必要量」により次のように異なります。

認定区分	保育の必要量	教育・保育時間	
1号認定	教育標準時間認定	月曜日～ 金曜日	午前9時～午後1時30分
2号認定	保育短時間認定	月曜日～ 土曜日	午前7時30分～午後3時30分
	保育標準時間認定		午前9時30分～午後5時30分
3号認定	保育短時間認定		午前7時30分～午後6時30分
	保育標準時間認定		午前7時30分～午後3時30分 午前9時30分～午後5時30分 午前7時30分～午後6時30分

《利用者負担金（保育料）及び給食費》

町内に住民登録があり、認定こども園に通園している全てのお子さんについて、保育料・給食費を全額無償としています。ただし、一時的保育事業・預かり保育事業・時間型延長保育サービス事業に係る保育料・給食費は別途かかります。

《申込に必要な書類》

- (1) 1号認定（教育）による入所申込の場合  
 ・認定こども園入所申込書  
 ・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書  
 ・保護者のマイナンバーがわかるもの
- (2) 2号認定・3号認定（保育）による入所申込の場合  
 上記(1)の必要書類に加え、保育による入所希望者は、次の区分により、保育の必要性がわかる書類（保護者・配偶者それぞれ1部）の提出が必要になります。

保育を必要とする理由	保育の必要性が分かる書類
1月48時間以上仕事をしている場合	雇用証明書または就労証明書※
出産をする場合	母子手帳または出生届
病気、負傷、心身障害などの場合	診断書または障がい者手帳の写し
同居親族が病気のため、常時介護が必要な場合	介護保険被保険者証の写しなど
求職活動をする場合	求職登録証ハローワークカードの写しなど
学校、専修学校、職業訓練校などへ在学する場合	在学証明証の写しなど

※個人事業者等（農業経営者を除く）の事業主が、就労証明書を提出する場合は、事業主又は経営者であることが確認できる書類の写しを就労証明書に添付してください。

《特別保育事業》

花の里こども園では、次に掲げる特別保育を実施しています。  
 なお、利用の際には申請が必要となります。

(1) 一時的保育事業

次に掲げる区分により、一時的に保育サービスを利用することが可能です。

・事業内容

事業の区分		保育の期間
非定形的保育	就労、職業訓練、通院、就学などにより、断続的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育	週2日または月10日以内
緊急保育	傷病、災害、事故、出産、看護、介護および冠婚葬祭などにより緊急または一時的に家庭における保育が困難となる児童に対する保育	1カ月以内
私的理由保育	育児などに伴う心理的もしくは肉体的負担を軽減または解消するため、一時的に保育を必要とする児童に対する保育	週2日または月10日以内

・利用料金

区分	利用時間	利用料	利用時間	利用料
乳児（0歳児）	午前7時30分 ～午後1時	1,250円	午後1時～ 午後6時30分	1,250円
1、2歳児		1,000円		1,000円
3歳児		700円		700円
4、5歳児		600円		600円

(2) 預かり保育事業

保護者の事情により、1号認定で花の里こども園を利用している子どもを最長で午後6時30分まで預かります。

・利用料金

利用時間	利用料
午後2時30分～午後6時30分	1時間当たり100円

(3) 時間延長型保育サービス事業

保護者の就労形態、その他の事情により2号認定・3号認定でこども園を利用している子どもを最長で午後7時30分まで保育時間を延長することができます。

・利用料金

区分	延長時間	利用料
保育標準時間認定	午後6時30分～午後7時30分	100円
保育短時間認定	午前7時30分～午後6時30分の間に 設定時間を越えた場合	100円
	午後6時30分～午後7時30分	100円

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を行う子育て支援センターを花の里こども園に併設しています。

《一般開放・育児相談日》

・平日 10時00分から16時00分まで

《各種事業》

子育て支援センターでは、以下の事業を毎月行っています。

事業の日程については、毎月IP告知端末機で周知しますのでご確認をお願いします。

○しろくまちゃんあそびの広場

満1歳6か月以上から就学前のお子さんを対象に月2回程度子育て講座を実施しています。

○こぐまちゃんあそびの広場

1歳6か月未満までのお子さんを対象に月1回子育て講座を実施しています。

○たのしい☆えいご

満2歳以上から就学前児童を対象に月1回英語の歌を歌ったり、英語を使用したゲームをして遊びます。

○おやこDEキッチン

満1歳6か月以上から就学前のお子さんとその保護者を対象に親子で料理し美味しくいただきます。

○お母さんのおしゃべりカフェ

日頃の忙しい子育てから少しだけ離れ、日々の情報を交換をしたり、子育ての悩みを共有します。おしゃべりカフェの間は、保育士がお子さんをお預かりします。

○子育て広場（子育て講演会）

講師の方をお呼びし、年に1回、子育てにおける有意義な学びの機会を設けています。

○お父さんの子育て会議

子育て中のお父さん同士で子育ての悩みや体験について共有します。

学童保育所の利用

保護者の就労、病気などにより、家庭で保育ができない児童を放課後に保育します。

ご家庭の都合に応じて、短期的に利用することもできます。

《対象》

月形町内在住で、保護者が昼間に保育できない家庭の小学生

《開所時間》

平日：正午～午後6時30分／土曜日：午前7時30分～午後6時30分

※長期休業中は平日・土曜日問わず午前7時30分～午後6時30分の開所となります。

また、日曜・祝日・その他休校日は閉所となります

利用区分	負担額	必要なもの	備考
入所	保育料 月額3,600円 運営費 月額1,200円	・利用申込書 ・保育できない理由を証明する書類	・継続して利用される場合 ・年度途中での入退所も可能
一時的利用	保育料 日額360円 運営費 日額100円	(雇用証明書、病気の診断書など)	・突発的、緊急的な事情により、短期的に利用する場合 ・1か月につき10日までの利用が可能 ※就労による場合、1か月につき5日までとなります

《就学時健康診断》

翌年4月に小学校入学予定のお子さんを対象に就学時健康診断を行います。  
対象者へは、10月上旬までに案内を送付します。

《入学指定通知書の送付》

翌年4月に小・中学校に入学するお子さんのいる世帯へ、1月下旬に入学通知書を送付します。

《就学援助》

町内の小・中学校へのお子さんの就学にあたり、収入が一定の基準以下で経済的にお困りのご家庭に学用品費・修学旅行費などを援助します。

《スクールバス》

町内を北便、南地区(A)便、南地区(B)便の3台のバスが走っています。  
小・中学校の子どもたちの登校・下校にお使いいただけます。また、町民も利用することができます。

《転出するとき》

月形小・中学校で在学証明書などの交付を受け、住民課戸籍保険係で転出手続きを行った後、  
転出先の市町村で手続きをしてください。

月形高校に進学希望の方へ

《月形高校の助成について》

月形中学校から月形高校へ入学する生徒に一人20万円を助成しています。また、月形高校に在学している生徒で公共交通機関利用者および通学距離が片道6km以上の生徒へ通学費助成、部活動や各種試験の助成なども行っています。  
※詳細は93~94ページをご覧ください。

町外の高等学校に進学希望の方へ

《検定試験の助成について》

町外の高等学校に在籍する生徒が、下表に掲げる各種検定試験等を受験した場合に、その保護者に対して受験費用の2分の1以内を助成します。

【対象となる検定試験等】

区分	級	実施機関
進学模擬試験		
就職模擬試験		
危険物取扱者試験		
日本語ワープロ検定	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定(表計算)	2級以上	日本情報処理検定協会
情報処理技能検定(データベース)	2級以上	日本情報処理検定協会
文書デザイン検定	2級以上	日本情報処理検定協会
プレゼンテーション作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会
ホームページ作成検定	3級以上	日本情報処理検定協会

区分	級	実施機関
簿記実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
簿記能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
珠算・電卓実務検定	2級以上	公益財団法人全国商業高等学校協会
電卓計算能力検定	2級以上	公益財団法人全国経理教育協会
日本漢字能力検定	2級以上	公益財団法人日本漢字能力検定協会
実用英語技能検定	2級以上	公益財団法人日本英語検定協会
実用数学技能検定	2級以上	公益財団法人日本数学検定協会
その他		町長が特に必要と認める試験も助成対象とします

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、中学校修了前までの児童を養育している方に支給されています。  
また、児童が施設に入所している場合や里親に対しても支給しています。

《支給対象者》

中学校卒業（15歳になった後の最初の3月31日）までの児童を養育している方

※支給対象者が公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます

《支給月額》児童1人当たりの月額

区分	支給額
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前（第1・2子）	10,000円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

※第3子以降とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます

※児童を養育している方の所得が下表の①以上②未満の方は、特例給付として児童1人につき月額一律5,000円となります。

※令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下表②以上の場合、児童手当等は支給されなくなりました。児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数 （カッコ内は例）	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 （万円）	収入額の目安 （万円）	所得額 （万円）	収入額の目安 （万円）
0人 （前年末に児童が生まれていない場合 等）	622	833.3	858	1071
1人 （児童1人の場合 等）	660	875.6	896	1124
2人 （児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合 等）	698	917.8	934	1162
3人 （児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合 等）	736	960	972	1200
4人 （児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合 等）	774	1002	1010	1238

《支給時期》

月形町からの児童手当の支給時期については、原則として次のとおりです。なお、転出などがある場合は、当該月分までの額を随時支払として給付します。

支給日	手当支給月
2月5日	10月～1月の分
6月5日	2月～5月の分
10月5日	6月～9月の分

《必要書類》

- (1) 健康保険被保険証（会社員などの場合）
- (2) 受給者・配偶者のマイナンバーがわかるもの
- (3) 前住所地の児童手当用所得証明書

※1月1日に月形町に住民票がなくマイナンバーの提示がない場合のみ必要になります



父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

《支給対象者》

次のいずれかに該当する子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども）について、父（母）がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 母（父）が死亡した子ども
- ・ 母（父）が一定程度の重度の障がいの状態にある子ども
- ・ 母（父）の生死が明らかでない子ども
- ・ その他（母（父）が1年以上遺棄している子ども、母（父）が1年以上拘禁されている子ども、母が未婚の子どもなど）

《所得制限》

手当を受ける方の前年の所得が一定額以上ある場合は、当該年度（8月から翌年7月まで）について、手当の全部または一部が支給停止されます。

また、扶養義務者（同居の直系血族および兄弟姉妹）などの所得による制限もあります。

《支給額》

児童数、所得額に応じて支給額が決定されます。

手当は、法律に基づき支給されます。また、物価の変動により支給額が変更となることがあります。

区分	第1子	第2子	第3子以降
全額支給	45,500円	10,750円を加算	1人につき 6,450円ずつ加算
一部支給	10,740円～45,490円	5,380円～10,740円を加算	1人につき 3,230円～6,440円ずつ加算

《その他》

毎年8月に現況届の提出を求めています。

現況届は、受給資格が継続するかを確認するもので、提出がない場合は手当が支給されなくなります。

また、2年を経過すると受給資格が失われますので必ず提出をお願いします。

災害や交通事故、病気などにより生計の中心になる方を失った児童・生徒を扶養している方に手当を支給しています。（所得制限あり）

《支給対象者》

災害、交通事故並びに疾病等により生計の中心となる者を失った高校生の年齢に相当するまでのお子さんを扶養しており、月形町内に住所を有している方

《支給月額》

児童・生徒1人当たり 10,000円

《支給月》

月形町から遺児手当の支給時期については、原則として次のとおりです。

支給月	支給される手当
7月	4月～7月の分
11月	8月～11月の分
3月	12月～3月の分

## 《対象者》

ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満（18歳以上は親に扶養されていることが条件）のお子さんと、そのお子さんを扶養しているひとり親家庭のお母さん・お父さんが対象となります。

※次の方は対象外になります

- ・生活保護を受けている方
- ・児童福祉施設等に入所し、医療の給付を受けている方
- ・子を里親に委ねている方
- ・重度心身障がい者医療費の助成を受けている方
- ・生計を維持している方の所得が一定基準を超える世帯

## 《手続きに必要なもの》

- ・健康保険証 ・ひとり親家庭等であることを証明するもの（戸籍謄本など）
- ・印鑑 ・市区町村税所得課税証明書（転入された方のみ）
- ・在学証明書（18歳以上で大学等に進学された方のみ）

## 《助成内容》

お子さんの年齢や世帯の町民税の課税状況などにより、次のとおり助成されます。

区分		入院	通院	受給者証の表示
3歳未満 非課税世帯	子	初診時一部負担金（医科580円・歯科510円・柔整270円） を除く自己負担額を助成		親初
	親	助成対象外		
課税世帯	子	総医療費の1割を除く自己負担額を助成 （1割は自己負担することになります）		親課
	親	【月額上限】入院57,600円 通院18,000円	助成対象外	

## 《その他》

医療機関を受診する時は、保険証等に受給者証を添えて提示することによりその場で助成が受けられます。なお、受給者証を使用出来るのは道内の医療機関に限られます。受給者証を提示せず受診した場合は、次のものを持参の上、申請してください。後日、町から払い戻しをいたします。

- ・領収書原本・保護者名義の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
- ・受給者証

## 《対象者》

町内に在住する0歳児から高校を卒業するまでの児童、生徒

※次の方は対象外になります

- ・生活保護を受けている方（世帯）
- ・児童福祉施設などに入所し医療の給付を受けている方

## 《手続きに必要なもの》

- ・お子さんの健康保険証・所得課税証明書（転入された方は、前にお住まいの市区町村で発行されたものを用意）認定された場合は、受給者証を交付します。
- ・印鑑

## 《助成内容》

通院および入院にかかる医療費を全額助成

※入院時の食事代や予防接種などの保険適用外の医療費は対象外となります。

## 《その他》

医療機関を受診する時は、保険証等に受給者証を添えて提示することによりその場で助成が受けられます。なお、受給者証を使用出来るのは道内の医療機関に限られます。受給者証を提示せず受診した場合は、次のものを持参の上、申請してください。後日、町から払い戻しをいたします。

- ・領収書原本・保護者名義の口座番号がわかるもの（預金通帳など）
- ・受給者証

## 《対象者》

町内に在住する0歳児から中学校を卒業するまでの児童・生徒のうち、乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方

## 《申請方法》

次のものを持参の上、申請してください。

- ・領収書（領収書がない場合は診療明細書など）
- ・保護者名義の口座番号がわかるもの（預金通帳など）

※申請の期限は受診した日から2年以内です。

## 《助成内容》

町外の医療機関（歯科・調剤薬局を除く）を受診した場合にかかる交通費の一部を助成

※入院や予防接種などの保険適用外の医療を受診した場合又は旅行中や帰省中に医療を受診した場合は対象外となります。

## 《助成金額》

1日の受診につき、1,000円を助成

# ◎福祉

## 介護保険

### 介護保険の加入

▶保健福祉課高齢者支援係 ☎IP53-3155

#### 《被保険者》

- ・第1号被保険者 65歳以上の方
- ・第2号被保険者 40歳以上65歳未満の医療保険加入者

#### 《保険料の納付》

区分	保険料の金額	保険料の納め方
第1号被保険者 (65歳以上)	年金が年額18万円以上の方	原則として年金からの天引き（特別徴収） ※年度の途中で65歳になった方、他市町村から転入した方などは、一定の期間特別徴収ができません
	年金が年額18万円未満の方	町から送付される納付書の納期に従って納めます (普通徴収)
第2号被保険者 (40歳以上65歳未満)	加入している医療保険ごとに計算されます	医療保険の保険料と合わせて納めます

### 介護サービスを利用するには

▶保健福祉課高齢者支援係 ☎IP53-3155

#### 《要介護認定》

介護サービスを利用するためには、要介護認定を受けることが必要です。保健福祉課高齢者支援係で申請を行ってください。申請は本人のほか、家族が行うこともできます。

#### ○申請に必要なもの

- ・介護保険被保険者証 ・医療保険の被保険者証（第2号被保険者のみ）
- ・主治医（かかりつけ医）の氏名、病院名を記載したメモ

#### 《介護サービスの種類》

居宅で利用 するサービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問リハビリテーション ・訪問看護</li> <li>・居宅療養管理指導 ・通所介護※ ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護</li> <li>・短期入所療養介護 ・特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与</li> <li>・特定福祉用具購入 ・住宅改修費の支給 ・認知症対応型通所介護※</li> <li>・認知症対応型共同生活介護※ ・小規模多機能型居宅介護※ ・夜間対応型訪問介護※</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護※ ・地域密着型通所介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護※</li> </ul> <p>※印のサービスは、現在月形町では利用できません</p>
施設に入所 して利用する サービス	<p>（要支援1・2の方は利用できません）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院※</li> </ul> <p>※印の施設は、現在、月形町にはありません</p>

#### 《ケアプランの作成》

要介護認定を受け、居宅サービスを利用する場合は、要介護1～5の方は居宅介護支援事業所に、要支援1・2の方は地域包括支援センターにケアプラン（介護サービス計画）の作成を依頼し、ケアプランに基づいたサービスを利用することになります。

## 高齢者

高齢者の生活を支えるサービス

▶保健福祉課高齢者支援係 ☎IP53-3155

種類	対象者	内容	問合せ先
配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の独居</li> <li>・70歳以上の夫婦世帯</li> </ul>	調理が困難な方に、週5回（月～金）夕食を届けることで、食生活の改善と安否確認を行います。	月形町 社会福祉 協議会 ☎53-2928
除雪サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員70歳以上の世帯</li> <li>・見守り事業対象世帯</li> <li>・障害者世帯</li> <li>・ひとり親世帯</li> </ul>	自力で除雪が困難な場合に、玄関、窓、暖房用排気口付近の除雪を行います。	
福祉有償運送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定を受けている方</li> <li>・障害者手帳をお持ちの方</li> </ul>	公共交通機関の利用が困難な方を対象に、車による送迎サービスを行います。	
おむつ代助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の方</li> <li>・障害者手帳をお持ちの方</li> </ul>	紙おむつや尿とりパットの購入費用の一部を助成します。	
生活支援サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おおむね65歳以上の方</li> <li>・心身に障害をお持ちの方</li> </ul>	生活支援が必要な方のお宅に訪問し、有償で家事援助や身体介護のサービスを提供します。	
ふれあい見守り推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の独居</li> <li>・全員75歳以上の世帯</li> <li>・障害者世帯</li> </ul>	月1～2回程度、訪問や電話により対象者の安否確認を行います。 ※詳しくはP77をご覧ください	
ぬくもり福祉券の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の方</li> </ul>	月形温泉、はーとハイヤー、札沼線バス月形当別線、札沼線バス月形浦臼線、福祉有償運送、配食サービス、除雪サービスの利用または福祉施設が運営する店舗の商品の購入に使用できる助成券を年間1万円分交付します。 ※詳しくはP76をご覧ください	
屋根雪除雪助成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員70歳以上の世帯</li> <li>・見守り事業対象世帯</li> <li>・障害者世帯</li> <li>・ひとり親世帯</li> </ul>	自力では屋根雪の除雪が困難で、経済的にも支援が必要な世帯に対し、除雪費用の一部を助成します。 ※詳しくはP76をご覧ください	

種類	対象者	内容	問合せ先
在宅高齢者短期宿泊事業	要介護認定非該当の方 ・65歳以上の方	対象者が一時的に自宅で生活できなくなった場合に、施設で短期間お預かりし、身の回りのお世話をします。	保健福祉課 高齢者支援係 ☎53-3155
あんしんボタン（救急医療情報キット）の配付	・70歳以上の方 ・障害者手帳をお持ちの方	緊急時に備え、連絡先、かかりつけの病院、病名、内服薬などの情報をまとめて保存する容器を配付します。	
家族介護応援手当	・要介護3以上の方を介護しているご家族 ・障害程度区分4以上の方を介護しているご家族	在宅介護をしているご家族に対し、月額2万円の応援手当を支給します。 ※詳しくはP75をご覧ください	
訪問看護利用者交通費助成	・医療保険で訪問看護を利用する方 ・介護保険で訪問看護を利用し、別途交通費が発生する方	訪問看護を利用する際の交通費を助成します。	
養護老人ホームへの入所措置	・65歳以上で、世帯の住民税所得割非課税かつ家族による介護が困難な方	家族や住居の状況により在宅生活が困難な方を養護老人ホームに入所措置します。	

※それぞれのサービスの利用料や助成額については、問い合わせ先へご確認ください

### 高齢者に関する相談

▶保健福祉課高齢者支援係 ☎IP53-3155

※それぞれのサービスの利用料や助成額については、問い合わせ先へご確認ください

#### ○地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、さまざまな面で支援を行う総合相談窓口です。

### 活動と交流

▶下記窓口

#### ○月形町高齢者事業団 ▶☎37-2777

おおむね60歳以上で働く意欲のある方に、これまでの経験や技術を生かしてできる仕事を提供しています。会員制で登録が必要です。

#### ○老人クラブ

▶月形町老人クラブ連合会事務局（月形町社会福祉協議会内）☎53-2928

60歳以上の方はどなたでも入会できます。各単位クラブの活動や連合会の行事などがあります。

## 後期高齢者医療

### 制度の概要

▶住民課戸籍保険係 ☎IP53-2323

#### 《対象者》

- (1) 75歳以上の方
- (2) 65歳以上75歳未満の方で一定の障がいのある方

#### 《保険証》

後期高齢者医療保険証は、病院などにかかるときに提示する保険証です。

はがきサイズで一人ひとりに1枚ずつ交付します。

有効期間は1年間（8月1日～7月31日）で、毎年7月中には新しい保険証を簡易書留にて郵送します。

#### 《資格取得・喪失などの各手続き》

	こんなとき	必要なもの・手続き
取得	75歳になるとき	手続きは不要です。75歳の誕生日までに保険証を簡易書留にて郵送します。
	65歳～74歳で一定の障がいのある方が、後期高齢者医療へ加入しようとするとき	本人確認できるもの 障がいの程度を証明できるもの（身体障害者手帳、療育手帳など）
	生活保護が廃止されたとき	廃止決定がされてから1週間前後で保険証を送付します。
	転入されるとき	転入の届出をされると、1週間前後で新しい住所に保険証を送付します。
喪失	他の市町村へ転出するとき	転出の届出をされる際に保険証をお返しいただくか、転入される市区町村窓口で保険証をお返しください。
	生活保護が開始されたとき	保険証をお返しください。
	亡くなったとき	保険証をお返しください。 ※葬祭費の支給手続きなどもありますので、その際にお返しください
その他	転居するとき	転居の届出をされると、1週間前後で新しい住所に保険証を送付します。新しい保険証が届きましたら今までの保険証はお返しください。
	紛失したとき	本人を確認できるもの
	汚したとき	※即日再発行します



病気やけがで医療を受けるときは、後期高齢者医療保険証の提示で、医療費の一部負担金が原則1割（現役並み所得者は3割、または一定以上所得者は2割）になります。

《区分・自己負担限度額》

区 分			自己負担限度額	
			外来〔個人単位〕	外来+入院〔世帯単位〕
現役並み 所得者	課税所得 690万円以上	現役Ⅲ	252,600円+（医療費-842,000円）×1% 【多数回該当：140,100円】	
	課税所得 380万円以上	現役Ⅱ	167,400円+（医療費-558,000円）×1% 【多数回該当：93,000円】	
	課税所得 145万円以上	現役Ⅰ	80,100円+（医療費-267,000円）×1% 【多数回該当：44,400円】	
一般		一般Ⅱ	18,000円	57,600円
		一般Ⅰ	【年間上限額：144,000円】	【多数回該当：44,400円】
住民税非課税世帯		区分Ⅱ		24,600円
		区分Ⅰ	8,000円	15,000円

《高額療養費》

1カ月（月の1日から末日まで）の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき、超えた額が高額療養費として支給されます。対象となる方には、診療月から概ね3～4カ月後に申請のお知らせが届きます。申請は初回のみ必要で、それ以降発生した高額療養費については申請した際の口座へ自動的に振り込まれます。

《限度額適用認定証》

入院などにより医療費の負担が高額になる場合にはあらかじめ市町村に申請して認定証の交付を受け、医療機関などの窓口で提示することで同一の医療機関での同月の自己負担額を高額療養費の限度額までとすることができます。

申請は初回のみで、それ以降は毎年保険証の更新とあわせて郵送されます。

上記表の区分が現役Ⅲ又は一般に該当する方は交付されず、保険証のみの提示で該当する区分の自己負担限度額が適用されます。

《入院時食事療養費・生活療養費》

入院した時の食事代は他の診療などに係る費用とは別に負担することとなります。

住民税非課税世帯はあらかじめ市町村に申請して標準負担額減額認定証の交付を受け医療機関の窓口で提示することが必要です。

《療養費、葬祭費》

	こんなとき	支給額	必要なもの・手続き
療養費	急病などでやむを得ず保険証を持たずに受診したとき	自己負担分を除く金額	後期高齢者医療保険証 領収書 診療報酬明細書
	医師が必要と認め、コルセットなどの治療用装具を作ったとき ※補装具など		後期高齢者医療保険証 領収書 医師の証明書
	海外で診療を受けたとき		後期高齢者医療保険証 診療内容明細書およびその翻訳文 領収明細書およびその翻訳文 パスポート
葬祭費	亡くなったとき	3万円	亡くなった方の後期高齢者医療保険証 喪主の方の通帳 葬祭を行った日がわかるもの (会葬礼状など)

## 障がい者

### 《手帳の種類》

#### 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

心身や精神に障がいがある方に交付されます。手帳を持っていると、障がいの程度に応じて各種福祉制度が受けられます。

### 各相談窓口

▶下記窓口

相談内容	窓口	備考
一般相談	保健福祉課地域福祉係 保健福祉課保健係 ☎53-3155	福祉サービス、支援施策に関する助言、日常生活全般の相談援助、専門機関の紹介、権利擁護のための必要な援助、その他必要な相談支援
一般相談（委託）	雪の聖母園ビンクルム ☎35-9595	福祉サービス、支援施策に関する助言、日常生活全般の相談援助、専門機関の紹介、権利擁護のための必要な援助、その他必要な相談支援
子どもの発達相談	保健福祉課地域福祉係 保健福祉課保健係 ☎53-3155 子ども発達支援センターつみき園 ☎24-2810	発達の遅れや障がいのある児童とその家族への相談支援
権利擁護	保健福祉課地域福祉係 ☎53-3155 雪の聖母園ビンクルム ☎35-9595	障がいの種類を問わず、悩みや問題などを持つ方への相談支援
虐待・差別相談	地域相談員 (保健福祉課地域福祉係) ☎53-3155	地域において直面する、虐待や差別などに関する事案や障がい者の暮らしづらさに関する相談支援

### 各種補助や助成

▶保健福祉課地域福祉係 ☎IP53-3155

※各手当等には所得などの制限があるものがあります

#### 《特別児童扶養手当》

○対象 身体または精神的に重度または中度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護・養育している方

○支給額 1級 月額55,350円 2級 月額36,860円

#### 《障害児福祉手当》

○対象 20歳未満で、常時介護を必要とする心身障がいのある方（障がいの程度が身体障害者手帳1級・2級の一部または療育手帳A判定の一部と同じ状態にある方）

○支給額 月額15,690円

#### 《特別障害者手当》

○対象 著しく重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする、在宅で20歳以上の方

○支給額 月額28,840円

#### 《家族介護応援手当（障がい）》

○対象 障害支援区分4～6と判定された方と同一住宅で生活し、介護されている方

○支給額 月額20,000円

※詳しくはP75をご覧ください

### 《子ども発達支援利用者負担額の助成》

子どもの発達を支援するため、児童発達支援事業や放課後等デイサービスを利用する子どもの保護者に対し、利用者負担額を全額助成します。

※児童発達支援事業、放課後等デイサービスとは、通所によって、子どもの集団生活への適応訓練

### 《子ども発達支援等訓練通所に係る交通費の助成》

○対象 児童発達支援事業、放課後等デイサービスを利用した児童の保護者

○支給額

車賃については町外（札幌市を除く）の通所施設への通所1回あたり1,000円・札幌市の通所施設への通所1回あたり1,500円を助成します。（町外の送迎場所までの場合及び片道の送迎の場合はその半額を助成）車賃以外の交通費は、運賃の実費の2分の1を助成します。

※世帯員等の所得が、特別児童扶養手当の支給制限の額を超えていない場合となります。

### 《人工透析通院に係る交通費の助成》

○対象 腎臓機能障害のため医療機関に通院し、人工透析治療を受けている方

○支給額

車賃については町外（札幌市を除く）の医療機関への通院1回あたり1,000円・札幌市の医療機関への通院1回あたり1,500円を助成します。（医療機関等の送迎を受けた場合は助成対象外）車賃以外の交通費は、運賃の実費の2分の1を助成します。

※世帯員等の所得が、特別児童扶養手当の支給制限の額を超えていない場合となります。

### 《精神障がい回復者訓練通所に係る交通費の助成》

○対象 精神障がい回復者の社会復帰訓練のため町外の関係施設に通所する方

○支給額

車賃については町外（札幌市を除く）の通所施設への通所1回あたり1,000円・札幌市の通所施設への通所1回あたり1,500円を助成します。（町外の送迎場所までの場合及び片道の送迎の場合はその半額を助成）車賃以外の交通費は、運賃の実費の2分の1を助成します。

※世帯員等の所得が、特別児童扶養手当の支給制限の額を超えていない場合となります。

### 《自動車改造費の助成》

○対象 身体障害者手帳3級以上の肢体不自由者で、普通自動車を所有し、使用する方

○支給額 1人当たり100,000円以内

### 《運転免許取得費の補助》

○対象 身体障害者手帳4級以上の方

○支給額 1人当たり105,000円以内

### 《成年後見制度の利用に要する補助》

○対象 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者

○支援内容 自己負担分の全額または一部を補助します

①審判の申立て

②申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料など

③業務に対する報酬などに関する支援

### 《介護用車両購入費の助成》

○対象 移動に際し日常的に車いすなどを利用し在宅で生活する方で、身体障害者手帳2級以上の方、障がいの種類が下肢機能障がいまたは体幹機能障がいの場合は3級以上の方

○支給額 補助対象経費の1/2

### 《軽度・中等度難聴児の補聴器購入等費用の助成》

○対象 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児

○支給額 補聴器の購入または修理に要する費用の額（算定基準を超える場合は基準額）の2/3を助成。ただし、生活保護世帯・住民税非課税世帯については購入または修理に要する費用の額と算定基準額を比較し、いずれか低い額の全額を助成します。

※詳細はP73をご覧ください。

《対象者》

月形町内に住民登録があり、各健康保険の被保険者（65歳以上75歳未満の方については、後期高齢者医療に加入していること）で次に該当する方です。

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級（※）の交付を受けている方  
 ※3級は、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫または肝臓の機能障害に限る
- ・児童相談所から重度の知的障がいと判定された方、または、療育手帳（A判定）の交付を受けている方
- ・精神保健福祉センターまたは精神科を標榜する医療機関の医師において、重度の知的障がいと判定された方
- ・精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方  
 ※生計を維持している方の所得が一定基準を超える方は対象外です

《手続きに必要なもの》

- ・健康保険証 ・印鑑 ・市区町村税所得課税証明書（転入された方のみ）
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳、または、重度の知的障がいと診断された判定書

《助成内容》

交付を受けている手帳や世帯の町民税の課税状況などにより次のとおり助成されます。

区分		入院	通院	受給者証の表示
非課税世帯	3歳未満	初診時一部負担金（医科580円・歯科510円・柔整270円）を除く自己負担額を助成		障初 老初
	その他	助成対象外		
課税世帯	その他	総医療費の1割を除く自己負担額を助成（1割は自己負担することになります）		障課 老課
	精神保健福祉手帳1級	助成対象外	【月額上限】入院57,600円 通院18,000円	

《その他》

医療機関を受診する時は、保険証等に受給者証を添えて提示することによりその場で助成が受けられます。なお、受給者証を使用出来るのは道内の医療機関に限られます。受給者証を提示せず受診した場合は、次のものを持参の上、申請してください。後日、町から払い戻しをいたします。

- ・領収書原本・保護者名義の口座番号がわかるもの（預金通帳など）・受給者証

自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

《対象者》

○育成医療

身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）

○更生医療

身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術などの治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）

○療養介護医療

病院において医療的ケアを必要とする障がいのある方のうち常に介護を必要とする方

○精神通院医療

精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方

※障害者総合支援法などに基づく自己負担があるものがあります

※事前に申請が必要です

### 《居宅介護（ホームヘルプ）》

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）または難病患者などのいる家庭にホームヘルパーが訪問し、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。

### 《短期入所（ショートステイ）》

在宅の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）または難病患者などを介護している方が、病気などの理由で家庭での介護ができない場合、施設で一時的にお世話します。

### 《障害児通所支援》

在宅の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います

### 《補装具費の支給》

身体障がい者（児）、難病患者などの身体機能を補うため、補聴器や車いすなどの購入や修理、貸与にかかる費用を支給します。

※原則厚生労働省が定める基準における支給上限額の1割の利用者負担があります。課税状況に応じて負担上限額の設定があります。また、給付対象者および種目は障がいの部位や程度により異なります

※介護保険制度など他の制度により貸与・給付を受けられている品目は利用できません

### 《日常生活用具の給付》

身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者（児）または難病患者などの方に、蓄尿袋・蓄便袋・特殊寝台・入浴補助用具などの日常生活用具を給付します。

※原則、1割の利用者負担があります。課税状況に応じて負担上限額の設定があります。

また、給付対象者および種目は障がいの部位や程度により異なります

※介護保険制度など他の制度により貸与・給付を受けられている品目は利用できません。

※障害者総合支援法などに基づく自己負担があるものがあります

※事前に申請が必要です

### 《地域活動支援センター事業「むう〜ん」》

障がいのある方もない方も日中活動の場として利用でき、月形町社会福祉協議会とボランティアスタッフによる支援の下、木工や編み物などの創作活動やカラオケ、ボウリングなどのレクリエーション活動を行っています

※障がいのない方とは、介護保険法などの適用を受けていない40歳以上の方

### 《移動支援事業》

屋外での移動が困難な障がい者（児）の自立した日常生活および社会生活を支援するため、ガイドヘルパーを派遣し外出時の必要な援助を行います。

### 《日中一時支援事業》

障がい者（児）の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援や負担軽減を図るため、施設で一時預かりや社会に適応するための訓練、送迎を行います。

### 《生活サポート事業》

福祉サービス（介護給付費）で支給決定されていない方へ、日常生活に係る家事全般の支援を行います。

### 《手話通訳者の派遣》

聴覚障がい者などの方からの依頼に応じて、聴覚障がい者と健聴者の意思の疎通を図るため、無料で手話通訳者を派遣します。

※依頼の内容により派遣できない場合があります

### 《ヘルプマーク、ヘルプカード》

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方に対し、町民全体で合理的配慮を提供しやすい環境を作っていくため、ヘルプマークおよびヘルプカードを配付しています。

## 日常生活自立支援事業

▶月形町社会福祉協議会 ☎IP53-2928

高齢や障がいにより日常生活の判断に不安のある在宅で生活している方または在宅で生活する予定の方を対象に福祉サービスの利用の手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりをお手伝いします。利用料金は、相談から契約までは無料です。

契約してからのお手伝いは、1時間600円の利用料と交通費がかかります。

※1、200円の利用料の半額を独自助成しています。

サービス名	サービス内容	サービスのしくみ
①福祉サービス利用援助（基本事業）	○福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い ○利用している福祉サービスの苦情を解決するための手続きのお手伝い	ご相談を受けた自立生活支援専門員が訪問し、具体的な困りごとについてお話を聞き、提供するサービスの計画（生活支援計画）を作ります。 利用されるご本人と契約を結んだ後は、この計画に基づいて登録されている生活支援員が、ご本人のもとに伺って、サービスを提供します。
②日常的金銭管理サービス	○公共料金の支払いや年金受領の確認、預金からの生活費の払い戻しなど、日常的なお金の管理のお手伝い	
③書類等のお預かりサービス	○定期預金通帳や年金証書など、無くしては困る大切な書類の預かり	

## 生活福祉資金貸付事業

▶月形町社会福祉協議会 ☎IP53-2928

他の制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯または高齢者世帯で生活に困窮している世帯に対し、生活に必要な資金を貸付けする制度です。

対象世帯	貸付条件	基本要件
町内に居住する低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯	○貸付限度額 10万円以内 緊急かつ一時的な生計維持の場合については、限度額1万円以内 ○償還期間 貸付の翌月から6カ月以内 ○償還方法 毎月償還または一括償還 ○貸付利率 無利子 ○延滞利子 延滞元金100円につき1日2銭	○連帯保証人が必要です ○公的貸付制度の利用が優先になります ○発注、購入および支払い済みの経費は対象になりません

## 福祉施設等就労定着資格取得支援助成事業

▶保健福祉課地域福祉係 ☎IP53-3155

町内の福祉施設等（障がい・介護・保育施設など）に勤務している方または勤務を希望する方の就労定着とスキルアップを目的として、福祉関連の資格取得に要する経費の一部を補助します。

### ●助成金額

対象経費の3分の2以内（上限額5万円）とし、一年度内1回とします。

※教育訓練制度や勤務先から資格取得に係る手当を受けている場合は、対象経費から控除します。

なお、対象経費は、講座等の受講料および教材費。資格試験等の受験料および登録料。

その他町長が必要と認める経費とします

※詳しくはP74をご覧ください



# ◎健康

国民健康保険 月形町立病院

▶字月形1466番地1 ☎IP53-2241

## 《外来診療》

- 診療日 月～金曜日
  - 休診日 土・日曜日、祝日、年末年始
  - 診療受付時間 午前8時30分～午前11時30分 / 午後1時～午後3時
- ※詳しくは、お問い合わせください

## 《診療科》

内科、整形外科、リハビリテーション科、眼科、皮膚科、精神科

## 《面会時間》

予約制

ご希望の際は事前にお問い合わせください

※各種感染症の影響により面会時間および人数等に制限があります。

## 《主な交通機関》

- 月形町公共交通バス（月形当別線）月形駅下車 徒歩7分
- 〃 （月形浦臼線）町立病院前下車 徒歩1分
- 中央バス（月形～岩見沢線）皆楽町下車 徒歩3分

## 《受診するときの持ち物》

- 健康保険証（またはマイナンバーカード）
- おくすり手帳（服用中のおくすりがある場合）
- 診療情報提供書（他の医療機関からの紹介の場合）

## 《入院するときの持ち物》

- 健康保険証（またはマイナンバーカード）
- 印鑑
- 現在服用されているくすり（他の医療機関からの処方薬、市販薬含む）

## 《外来診療予定表》

	月		火		水		木		金	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
整形外科			※1		○	○				
眼科				○						
皮膚科										※1
精神科	※2									

※1 隔週の為お問い合わせください

※2 精神科は予約制となりますので、お問い合わせください。

健康の保持、増進のために健（検）診を受けましょう。

※特定健診～月形町国民健康保険加入者が対象となり、対象者には特定健診受診券を発送します。

特定健診、人間ドックの受診時に必要となります

※各種健（検）診のお知らせは、日程が近づきましたら広報紙またはIP 電話でお知らせします

※料金などの詳細につきましては、折り込みチラシなどでお知らせします

健（検）診名	健（検）診内容・対象者	
シルバー健診 ※40歳以上の方が対象の健診です	特定健診	40～74歳
	一般健診	75歳以上
	結核肺がん検診	40歳以上
	大腸がん検診	40歳以上
	胃がん検診	40歳以上
	ピロリ菌検査(血液)	胃がん検診受診者で希望者
	前立腺がん検診	50歳以上の男性
	エキノコックス症検査	40歳以上
	肝炎ウイルス検査	40～70歳
	心電図検査	40歳以上
眼底検査	40歳以上	
女性ミニドック ※女性が対象の健診です ※北海道対がん協会検診センターまでバスで送迎します	【共通の健（検）診内容】	
	一般健診	75歳以上
	乳がん検診	40歳以上の女性
	子宮がん検診	20歳以上の女性
	骨密度検査	40歳以上の女性
住民健診	特定健診	40～74歳
	結核肺がん検診	40歳以上
	大腸がん検診	40歳以上
	胃がん検診	40歳以上
総合健診	エキノコックス症検査	小学3年生以上
	肝炎ウイルス検査	40～70歳
	心電図検査	40歳以上
	眼底検査	40歳以上
	一般健診	35～39歳、75歳以上
	ピロリ菌検査(血液)	胃がん検診受診者で希望者
	前立腺がん検診	50歳以上の男性
	一般健診	35～39歳、75歳以上
	ピロリ菌検査(血液)	胃がん検診受診者で希望者
	前立腺がん検診	50歳以上の男性
乳がん検診	40歳以上の女性	
子宮がん検診	20歳以上の女性	
子宮エコー検査	子宮がん検診受診者で希望者	
骨密度検査	40歳以上の女性	
町立病院特定健診	特定健診	40～74歳
	心電図検査	40～74歳
人間ドック	特定健診、その他	毎年4月1日時点で41, 45, 50, 55, 60歳 (月形町国民健康保険加入者)

予防接種はワクチンの種類ごとに接種年齢や回数が決まっています。

【定期接種】

法律により接種するようにとされている予防接種です。

問診票と母子手帳、健康保険証を持参し受診してください。

岩見沢市内の4カ所の病院と月形町立病院※1で実施しています。費用は無料です。

※1 月形町立病院では日本脳炎、子宮頸がんワクチンのみ接種可能

接種種類	対象者	委託医療機関
B型肝炎	生後2～12カ月未満の乳児	◇あくつこどもクリニック ◇岩見沢市立総合病院小児科外来
ヒブワクチン	生後2～60カ月未満の乳幼児（接種開始年齢により、接種回数が異なります）	◇さとうキッズクリニック ◇出口小児科医院
小児肺炎球菌ワクチン	生後2～60カ月未満の乳幼児（接種開始年齢により、接種回数が異なります）	※BCGのみ前日までに予約が必要となります。それ以外の予防接種は予約不要です 受付時間を確認の上、受診してください
4種混合ワクチン	1期初回：生後2カ月～90カ月未満の乳幼児 1期追加：生後90カ月未満であり、1期初回終了後、6か月以上経過	
5種混合ワクチン	1期初回：生後2カ月～90カ月未満の乳幼児 1期追加：生後90カ月未満であり、1期初回終了後、6か月以上経過	
BCGワクチン	生後0～12カ月未満の乳児	
麻しん・風しん混合ワクチン	1期：生後12～24カ月未満の幼児 2期：小学校入学前の1年間から前日まで	
水痘ワクチン	生後12～36カ月未満の幼児	
二種混合ワクチン	小学6年生	
ロタウイルスワクチン	生後2カ月から8カ月まで	
日本脳炎ワクチン	3歳～7歳6カ月まで、9歳から13歳まで 1期初回：3歳から4歳までに2回 1期追加：4歳から5歳までに1回 2期：9歳から10歳までに1回 ※特例措置あり	◇あくつこどもクリニック ◇岩見沢市立総合病院小児科外来（小学生以下） ◇さとうキッズクリニック ◇出口小児科医院 ◇月形町立病院 ※町立病院で接種する場合のみ、1週間前までに保健福祉課保健係へ予約が必要
ヒトパピローマウイルスワクチン（子宮頸がんワクチン）	小学6年生から高校1年生までの女子 ※特例措置あり	◇あくつこどもクリニック ◇さとうキッズクリニック ◇出口小児科医院 ◇岩見沢市立総合病院小児科外来（中学生以下） 婦人科外来（高校生以上） ◇月形町立病院 ※接種の1週間前までに保健福祉課保健係へ予約が必要

【交通費助成】乳幼児等法定予防接種通院交通費助成事業

法定予防接種を受けるために、町外の医療機関に通院した場合の通院交通費を助成します。

対象者：中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）まで

※本人と保護者両方が月形町に住民票があること

助成金額：通院1日につき1,000円

【予防接種】

高齢者のインフルエンザワクチンおよび高齢者肺炎球菌ワクチンは、法律により接種することが努力義務となっている予防接種です。

町立病院でインフルエンザワクチンの接種を希望される場合は、申し込み不要ですが、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種については、事前に保健福祉課保健係への予約が必要となります。

なお、町では下記のとおり予防接種に対する助成事業を実施しています。

※予防接種にかかる費用は医療機関によって異なります

接種種類	助成内容	申請方法
インフルエンザワクチン	◇高校生以下は全額助成 ◇65歳以上は1,500円助成	保健福祉課保健係に申請 ※町立病院で接種した方は、助成額を差し引いた額で支払い ただくので申請は不要です
高齢者肺炎球菌ワクチン	満65歳の方、満60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器官又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定める方で初めて接種する方は3,500円助成	
带状疱疹ワクチン	50歳以上の町民で初回接種の方 ◇乾燥組換带状疱疹ワクチン（不活化ワクチン）は1回10,000円（2回接種のため、計20,000円）助成 ◇水痘ワクチン（生ワクチン）は5,000円助成	

歯科保健

▶保健福祉課保健係 ☎IP53-3155

歯の健康を守るために、次の事業を実施しています。

事業名	対象および内容
フッ化物洗口	◆花の里こども園に通う4歳児以上と、月形小学校に通う児童（希望者） ◇こども園で週2回、小学校で週1回のフッ化物洗口を実施します。 費用は無料です
むし歯のない子表彰	◆3歳児健診においてむし歯のなかった幼児 ◇保健センターで表彰式を行い、町長から賞状と記念品の贈呈があります
むし歯予防教室	◆花の里こども園に通う2歳以上の園児 ◇花の里こども園でむし歯予防のためのお話や紙芝居、ブラッシング指導などを行います
歯科健診助成事業	◆4月1日時点で40、45、50、55、60、65、70歳の方、75歳以上の方、妊娠中の方 ◇町内2か所の歯科医院で虫歯や歯周病のチェックを無料で行います。 歯の汚れや歯ぐきの状態に合わせて、歯磨きや生活習慣のアドバイスを行います。

## 介護予防

▶保健福祉課保健係 ☎IP53-3155

要介護状態になることを予防するため、生活機能の低下がみられる方を対象に、各種事業を実施します。

事業名	対象および内容
生き生きクラブ なごみ会	◆町内在住のおおむね70歳以上の方 ◇生き生きとした元気な生活を目指し、料理やレクリエーションを行います
いきいき元気教室 (運動機能向上・ 口腔ケア)	◆おおむね70歳以上の方 ◇筋力の維持向上を目指し、ボールやタオルなどを利用した運動を行います。また、歯科衛生士によるお口のケアについての助言や講話を行います
足・腰・頭しゃっきり 教室 (出前運動講座)	◆各老人クラブや高齢者サロン ◇各老人クラブ等に出向き、簡単な筋力トレーニングやストレッチ体操、認知症予防の手遊びなどを行います
脳元気塾 (認知症予防教室)	◆70歳以上で、介護認定要支援までの方 ◇教材を使った簡単な読み書き、計算のドリル学習により脳を活性化し認知症を予防します。そのほか簡単な体操やレクリエーションなどを楽しめる時間もあります

## 精神保健

▶保健福祉課保健係 ☎IP53-3155

こころの健康を保持・増進するために次の事業を実施します。

事業名	対象及び内容
こころの健康相談会	◆こころの不調や悩みを抱え、専門医との面談を希望する方やその家族 ◇本人や家族のこころの不調について精神科医に相談し、解決の糸口を見つけるお手伝いをします
自立支援医療申請	◆精神疾患により通院による治療を続ける必要がある状態の方 ◇国では、病院または診療所に入院しないで行われる医療費の軽減を行っています。保健福祉課保健係で申請を受け付けています
精神障害者保健福祉 手帳申請	◆精神疾患により長期にわたり、日常生活または社会生活への制約がある方 ◇国では、手帳を持っている方に対し、公共料金の割引や税金の控除・免除などのサービスを行っています。 保健福祉課保健係で申請を受け付けています
家庭訪問・健康相談	◆精神不調者やその家族 ◇家庭訪問、保健センター来所、電話などで体調に関する助言や相談を行います

特定健診の結果を階層化し、必要に応じた特定保健指導を行います。

また、町民一人ひとりが自らの健康づくりについて考え、生活習慣病予防が実践できるような情報提供や講演会を行います。

事業名	対象者	内容
健康教育	各地区団体など	各団体の活動場所へ出向き、依頼に合せた健康講話を行います。
健診結果説明会	健診受診後必要者	健診結果についての個別相談・指導を行います。
特定保健指導	特定健診を受診し、メタボリックシンドロームの予備群となった方	生活習慣病予防、改善に向けての継続的な個別相談・指導・支援を行います。
すっきりスリム教室	全町民	運動講師や管理栄養士による筋力トレーニングや食生活指導を行います。
健康づくり講演会	全町民	未定（毎年異なります）
すこやかメニュー	全町民	広報紙に健康に関する記事を掲載します。
まんまるハナメロ体操普及	各地区団体など	各団体の活動場所へ出向き、ハナメロ体操の指導を行います。
ラウンド栄養士	全町民	ナカジマ薬局の管理栄養士による栄養相談や体成分の測定を行います。

# ◎公共交通

## 公共交通

月形町内では、住民の皆さまの交通手段として、様々な公共交通機関が運行しています。町内の買物・通院、町外へのお出かけ時には、ぜひ公共交通機関をご利用ください。なお、運行ダイヤなどにつきましては、月形町ホームページをご覧ください。各運行事業者へお問い合わせください。

●HP <http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/6995.htm>

### 路線バス・タクシー

▶企画振興課地域振興係 ☎IP53-2325

《ニューしのつバス江別月形線》（運行事業者：新篠津村 ☎0126-57-2111）

月形町と新篠津村、江別市を運行している路線バスです。

主な停留所：月形駅前、新篠津村役場、江別ターミナル

《中央バス月形線》（運行事業者：北海道中央バス(株)岩見沢営業所 ☎0126-22-1519）

月形町と岩見沢市を運行している路線バスです。

主な停留所：月形駅前、北村温泉、岩見沢ターミナル

《札沼線バス月形当別線》（運行事業者：(有)下段モータース ☎0133-23-2630）

J R 札沼線の一部廃止に伴い、月形町と当別町を運行している路線バスです。

主な停留所：月形駅、月ヶ岡駅、J R 北海道医療大学駅、J R 石狩当別駅南口

《札沼線バス月形浦臼線》（運行事業者：(株)美唄自動車学校 ☎0126-62-7171）

J R 札沼線の一部廃止に伴い、月形町と浦臼町を運行している路線バスです。

主な停留所：月形駅、月形温泉、札比内駅、浦臼駅

《パークアンドライド》

町内の次の停留所のそばには、自家用車を停めることができる駐車場を用意しています。

駐車場に自家用車を止め、路線バスに乗り換えることができます。

①総合体育館前（総合体育館駐車場）、②月形駅または月形役場（役場駐車場）、

③月ヶ岡駅（旧月ヶ岡駅）、④札比内駅前（札比内駅駐車場、札比内コミュニティセンター駐車場）

《札沼線バスの乗車方法》

### 札比内駅 から 札幌駅 まで

大人2人・小学生1人・未就学児1人で行く場合

大人は通常料金、小学生は大人の半額となり、未就学児は無料となります。



月形浦臼線	200円	200円	100円	無料
月形当別線	200円 +乗継券	200円 +乗継券	100円 +乗継券	無料
J R	750円	750円	370円	無料

### 月形駅 から 札幌駅 まで

障がい者1人・介護人2人で行く場合

障がい者は大人の半額となり、1人目の介護人も半額、2人目は通常料金となります。



月形当別線	200円	200円	400円
J R	370円	370円	750円

※乗継券 月形浦臼線⇄月形当別線を乗り継ぐ際に、運転手から貰うことで運賃が200円割引となります。

《はーとハイヤー》（運行事業者：(有)アオヤナギ観光バス ☎0126-53-2088）



通勤通学者（町外）への支援、町内移動の利便性向上を図るため、次の事業を実施します。

《夜間ハイヤーチケット交付事業》

月形当別線を定期券で利用している通勤通学者に対し、同路線月形方面最終便以降にハイヤーを無料で利用できるチケットを交付する制度です。

- 利用区間  
北海道医療大学駅から月形駅までの各バス停（月形当別線）まで
- 利用日時  
平日 21時30分から23時00分まで  
※ 土日祝日はご利用できません
- 運行事業者  
はーとハイヤー
- 交付枚数  
定期券の有効月数につき、1枚交付します。  
※ 定期券有効期間内であれば、同一月に複数枚使用可能です。
- 申請方法  
企画振興課窓口申請書の提出をしてください。
- HP  
<http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/7235.htm>

《おでかけハイヤー事業》

町内の買い物や通院などの生活移動の手段として、高齢者等を対象にハイヤー運賃を定額（上限設定）にし、外出を支援する制度です。

- 利用時間  
平日 9時00分から17時00分まで  
※ 土日祝日はご利用できません。
- 利用対象者  
(1) 75歳以上の方  
(2) 70歳以上の運転免許をお持ちでない方  
(3) 障がいのある方
- 定額運賃  
(1) 400円／台（対象地区：北農場、市北、市南、赤川）  
(2) 1,000円／台（対象地区：札比内、南耕地昭栄、知来乙、中和）  
※ 定額運賃の対象となるのは「自宅から目的施設」「目的施設から自宅」までの間です。  
なお、行きと帰りの目的施設が同一目的施設ではなくても本事業の対象となります。  
【例】 行きの降車目的施設：エーコープ 帰りの乗車目的施設：月形郵便局
- 目的施設  
①月形駅 ②月形役場 ③エーコープ ④月形郵便局 ⑤DCMニコット月形店  
⑥町立病院 ⑦交流センター ⑧月形温泉 ⑨多目的研修センター ⑩総合体育館  
⑪マンマルーナ
- 申請方法  
企画振興課窓口申請書を提出してください。
- HP  
<http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/7234.htm>

# ◎施設案内

## 教育・文化施設など

### 月形樺戸博物館

▶1219番地 ☎IP53-2399

樺戸集治監の開監から廃監までの39年間に豊富な歴史資料でドラマチックに展示・再現している博物館です。令和5年4月22日から博物館の一角に彫刻家・本田明二ギャラリーをオープン。博物館入館料で見学できます。

《開館時間》午前9時30分～午後5時（入館は午後4時30分まで）

《開館期間》3月20日～11月30日（無休）※12月1日～3月19日までは冬期休館

《入館料》

区分	個人	団体（10人以上）
小学生・中学生	100円	50円
高校生・大学生	150円	100円
一般	300円	250円

### 月形町図書館

▶字表小柳町11番地 ☎IP53-3677

《開館期間》午前10時～午後6時（貸出は午後5時30分まで）

《休館日》日曜日、祝祭日、年末年始（12月30日～翌年1月5日）、蔵書点検期間

## キャンプ場・自然体験

### 皆楽公園

▶北農場1 ☎IP53-2577（皆楽公園管理棟）  
※閉園期間中は☎IP53-2110（株）月形町振興公社）

水と緑が調和した自然公園です。  
27haの広大な敷地にキャンプ場、バーベキューコーナーなどがあり水洗トイレも完備されています。

《開園期間》5月上旬～10月31日

《主な施設》キャンプ場、パークゴルフ場、水辺の家、サイクリングロード、ボート

《利用料金》

施設	料金
キャンプ場	テント1張1泊1,000円 ※別途公園利用料（小学生以上）1人200円
バンガロー	1泊5,000円 ※別途公園利用料（小学生以上）1人200円
ボート	30分 足漕ぎ500円、手漕ぎ300円（延長30分300円）
貸自転車	30分300円

## 道民の森月形地区

▶中野 ☎IP53-2355 (陶芸館)  
☎IP53-2411 (木工芸館)

月形地区では木工芸や陶芸など森の恵みを体験することをテーマにキャンプをしながら大自然に触れ合うことができます。

《利用期間》 5月1日～10月31日

《利用料金》

区分	料金	利用時間
バンガロー10人用	1棟1泊 11,000円	午後2時～翌日午後0時30分
バンガロー4人用	1棟1泊 6,000円	
木工芸館工作室	中学生まで無料、高校生200円、 一般400円、※材料費別途	①午前9時30分～正午 ②午後1時30分～午後4時
陶芸館工作室	中学生まで無料、高校生200円、 一般400円、※材料費別途	①午前9時30分～正午 ②午後1時30分～午後4時
学習キャンプ場	1区画1泊 2,500円	午後2時～翌日午後0時30分

## 観光施設

### 月形温泉ゆりかご

▶81番地10 ☎IP53-2001

令和5年10月から改修工事のため休館しております。  
令和6年9月にリニューアルオープン予定となっております。

## スポーツ施設など

月形町総合体育館

▶字知来乙264番地2 ☎IP53-3443

《開館期間》月～土曜日 午前9時～午後9時

日曜日 午前9時～午後5時

《休館日》年末年始（12月30日～翌年1月5日）

《使用時間》

	使用時間		
	月～金曜日	土曜日	日曜日
アリーナ	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時
会議室	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時
トレーニング室	午前10時～午後8時	午前10時～午後4時	午前10時～午後4時
温水プール	午後3時～午後8時	午前10時～午後4時30分	午前10時～午後4時30分
柔剣道場	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後5時

※トレーニング室は、月曜日はお休みです

※温水プール開館期間 6月下旬～9月上旬

※温水プールは、夏休み期間午後1時～午後8時までです（平日のみ）

《使用料》

アリーナおよび会議室

区分		夏期（1時間）	冬期（1時間）
入場料あり	アリーナ全面およびステージ	11,000円	14,300円
	アリーナ全面	6,600円	9,900円
	アリーナ半面	3,300円	4,950円
	会議室、柔道場、剣道場	1,100円	1,650円
入場料なし	アリーナ全面およびステージ	5,500円	8,800円
	アリーナ全面	3,300円	6,600円
	アリーナ半面	1,650円	3,300円
	会議室、柔道場、剣道場	550円	1,100円

※夏期間 5月1日～10月31日

※冬期間 11月1日～4月30日

## トレーニング室

区分	当日料金	回数券（12回分）
高校生以上	200円	2,090円

※利用は高校生以上

※中学生が使用する場合は、成人または高校生以上の同伴者が必要です  
 同伴者は上記の料金がかかります

## 温水プール

区分	当日料金	回数券利用（10回分）
一般	270円	2,200円
高校生	220円	1,760円
小・中学生	150円	1,320円
幼児	100円	880円

※幼児は満3歳以上

## 多目的アリーナ

▶北農場1 ☎IP37-2110

40m×50mの土間体育館です。冬でも野球やサッカーなどの屋外スポーツが楽しめます。

《利用時間》午前9時～午後9時

《予約受付時間》平日の午前9時～午後5時

《休館日》12月31日～1月5日

《利用料金》

区分	4月から10月（全面1時間当たり）	11月から3月（全面1時間当たり）
一般（団体）	1,200円	1,600円
一般（個人）	400円	600円
児童生徒（団体）	600円	800円
児童生徒（一般）	200円	300円

※町外の方が利用する場合は上記金額の倍の料金となります

## 月形野球場

▶北農場1 ☎IP37-2110

両翼97m、センター120mのグラウンドで硬式球の使用も可能です。

《利用期間》5月上旬～10月31日 ※開園は雪解け状況により前後します

《利用時間》午前8時～午後6時

《予約受付時間》平日の午前9時～午後5時

《利用料金》

区分	1団体・1時間当たり
小中高校生	1,100円
一般	2,200円

パークゴルフ場

▶北農場1 ☎IP53-3152 (パークゴルフ場管理棟)

車いすでもプレーできる9Hと起状に富んだ上級者向けの9Hの計18Hがあります。  
クラブやボールのレンタルもしていますので、手ぶらで遊びに来ても楽しめます。

《利用期間》 5月上旬～10月31日

《利用時間》 月～金曜日 午前9時～正午  
土・日曜日・祝日 午前9時～午後5時

《定休日》 毎週火曜日

《利用料金》

区分		中学生以下	高校生・一般
1日券	個人	250円	500円
	団体 (20名以上)	1人200	1人400円
貸し用具 (クラブ1本、ボール1個)		1セット300円	

その他の公共施設

集会施設など

▶下記連絡

施設名	電話番号	開館時間など	申込先
多目的研修センター	53-2291	○開館時間 午前8時～午後10時	総務課財政係 ☎53-2321
札比内コミュニティセンター	54-3009	※ただし、町長が認めた場合は、延長することができる	
南地区広域集落会館	53-3798		
月ヶ岡ふれあいセンター	—	○休館日 年末年始	
福祉会館 (市南)	—	○利用料 有料	
南耕地集落会館	—	※社会教育団体や老人クラブ、子ども会などの諸行事が使用する場合は無料	
昭栄会館	—		
交流センター	37-2210	○開館時間 午前8時30分～午後6時 ※ただし、指定管理者の承認を受けた場合は、午後9時まで延長することができる ○休館日 日曜日、祝祭日、12月31日～翌年1月5日 ○利用料 有料	月形町社会福祉協議会 ☎53-2928

# ◎生涯学習

## 成人教育

活動・講座

▶教育委員会社会教育係 ☎IP53-3443

### 《ふれあい大学》

高齢者を対象に、「快適な一般教養を身につける」「情緒を豊かにする」「健康の保持と増進に努める」を目的として教養講座や研修旅行、体育・文化活動を実施しています。

#### ○学習過程

- 1 本科（4年卒業）学士号授与
- 2 大学院（2年修了）修士号授与
- 3 研究科（2年修了）博士号授与
- 4 長寿科（1年ごと修了）

○対 象 60歳以上

○活動時期 5～11月の第2第4金曜日を基本に活動（13回）

○申し込み 毎年広報に折込周知し新規会員の申し込みを受け付け

○主な内容 近隣市町研修・町外研修・講話・体育大会・学園祭

### 《生涯学習講座》

町民を対象に、クリスマスリース作りなどの教養講座を開催しています。

○実施回数 年2回程度

○実施時期 広報・IP電話などで周知

# ◎水道・下水道・道路・除雪・住宅

## 水道・下水道

### 上下水道使用料金

- ▶月新水道企業団（上水道） ☎IP53-2365
- ▶住民課生活環境係（下水道） ☎IP53-2323

使用料金は、毎月検針した使用水量により算定してお支払いいただきます。  
 なお、料金体系は次のとおりです。

区 分	基本水量	基本料金（税込）	超過料金（税込） （1トンにつき）
家庭用	8トンまで	1,760円	242円
営業用1	15トンまで	3,410円	253円
営業用2	30トンまで	7,040円	253円
工業用	50トンまで	12,100円	253円
団体用	20トンまで	4,950円	242円
浴場用	100トンまで	14,300円	154円
臨時用	8トンまで	3,850円	495円
会館用	年額	4,950円	—
共用栓	10トンまで	1,760円	187円
事務所用	5トンまで	1,210円	242円



## 届出

- ▶月新水道企業団（上水道） ☎IP53-2365  
▶住民課生活環境係（下水道） ☎IP53-2323

転入・転出・転居等に伴う水道使用開始・中止の際は、ご連絡をお願いします。

また、その際に次の事項についてご確認をしますので、事前にご準備ください。

- ①住所 ②氏名 ③連絡先電話番号 ④使用開始・中止日 ⑤料金支払方法

《こんなときはご連絡ください》

水道使用開始・中止以外にも次の事項に該当することがありましたら、ご連絡をお願いします。

- ①長期間水道を使用しないとき（長期出張や旅行、入院など）
- ②住宅を取り壊すとき
- ③水道の使用者・所有者が変わったとき（名前が変わったとき）
- ④郵便物（納入通知書など）の郵送先が変わったとき
- ⑤水道の使用用途が変わったとき（事業を開始または廃止したときなど）
- ⑥口座振替口座（名義）を変更するとき

《お支払い方法》

### ①口座振替

町内の金融機関窓口にて備え付けてある依頼書に必要事項を記入して金融機関窓口へ提出をお願いします。なお、口座振替処理までに2週間程度必要となりますので、余裕を持って手続きをお願いします。

～対象金融機関～

- ①北海道銀行月形支店
- ②北海道信用金庫月形支店
- ③月形町農業協同組合本所
- ④月形郵便局

※毎月の使用料を口座振替払にすると便利です。手続きは、町内の金融機関窓口でできます。

上水道の引落日 毎月27日（土日祝日の場合はその翌日）

下水道の引落日 毎月28日（土日祝日の場合はその翌日）

### ②現金納付

ご自宅に納入通知書を送付しますので、支払期限までに次の窓口でお支払い願います。

- ①（上水道）月新水道企業団窓口（月形町役場1階出納室横）  
（下水道）役場1階出納室
- ②北海道銀行各支店
- ③北海道信用金庫各支店
- ④月形町農業協同組合本所
- ⑤コンビニエンスストア（セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート等）

《お願い》

### ○月新水道企業団より

- ・犬は出入り口や水道メーターの近くにはつながないようお願いします。  
また、長い鎖でつないだり、放し飼いにしないようお願いします。
- ・メーターボックスの上には物を置かないでください。
- ・月新水道企業団では、年間を通じて検針を行っております。冬期間については、メーターの周りやメーターまでの通路をできる範囲でかまいませんので、除排雪のご協力をお願いします。

### ○住民課生活環境係より

- ・宅地内の排水設備については、皆さんの管理になります。故障や破損、汚物の詰まりが発生したときは業者に直接連絡してください（経費は自己負担になります）。
- ・公共柵やマンホールから汚水があふれている時は、連絡してください。

## 道路・除雪

### 道路に関する届出

▶農林建設課土木管理係 ☎IP53-2322

#### 《道路の占用》

道路占用とは、道路（道路敷地）を継続して使用することを意味しています。

次のような場合は、道路占用許可申請が必要となります。

- ・道路に水道管や下水道管などを埋設するとき
- ・ひさし、突き出し看板などを設置するとき
- ・その他道路を占用するとき

#### 《道路承認工事》

車庫前や家の前など、車の出入りのために低い縁石に取り替える場合の工事など、道路管理者以外の者が行う工事は、道路管理者から承認を受ける必要があり、道路工事施行承認申請が必要となります。

- ・縁石切下げ
- ・進入道路設置
- ・側溝設置など

#### 《道路の管理》

道路には、町道・道道・国道があり、管理はそれぞれ分かれています。

各管理者で道路パトロールを行っています。道路に穴があるなど危険な状態を見つけたときは、各道路管理者にご連絡ください。

- ・町道 ▶月形町農林建設課土木管理係  
☎0126-53-2322
- ・道道 ▶札幌建設管理部岩見沢出張所  
☎0126-26-3011
- ・国道 ▶札幌開発建設部札幌道路事務所当別分庁舎  
☎0133-23-2074

#### 《私道の除雪補助》

冬期間の私道の公共的機能の向上を図るとともに、住民の快適な生活環境の保持や、安全安心な地域づくりに資することを目的として、私道の除雪費用の一部を補助しています。

##### 【対象私道】

- ・私道の延長が概ね30m以上であること
- ・私道の幅員が概ね3m以上であること（救急車など緊急車両が通れる幅）
- ・私道の一端が国道、道道または町道の除雪路線に接していること
- ・個人および法人の営業を目的とした私道でないこと
- ・その他町長が特に認めるもの（公営住宅などの敷地および私有地の駐車場は対象としません）

##### 【交付対象者】

・町内の除雪請負業者との契約により、私道除雪を委託する2戸以上で組織する住民（団体）とします（地先の住民で除雪団体を組織していただきます）

##### 【補助の額】

・町が算出する基準額の2分の1以内の額とします。ただし、除雪請負業者との契約額が基準額に満たない場合は、契約額の2分の1以内とします（千円未満の端数は切り捨てします）

### 《街路灯に関する補助》

行政区および街路灯を設置または管理する団体に対して、設置費および維持費（電気料）の一部を補助しています。

#### 【設置費補助】

・水銀灯またはナトリウム灯については設置費の2分の1以内。LED灯については設置費の3分の2以内

#### 【電気料補助】

・1月から12月までに支払った電気料の2分の1以内

## 住宅

### 建物を建てる時

▶農林建設課住宅建築係 ☎IP53-2322

町内で建築物を建築しようとする場合は、次の申請・届出が必要です。

申請・届出	対象となる建築物
建築確認申請	特殊建築物（病院：共同住宅、飲食店、物販店、倉庫、自動車車庫など）で床面積の合計が200㎡を超えるもの
	木造で ①階数が3階以上 ②延べ面積が500㎡を超える ③高さが13m以上または軒高9mを超える
建築工事届	非木造で ①階数が2階以上 ②延べ面積が200㎡を超える
	上記以外の10㎡を超える建物全て

※住宅を新築する場合には、最大200万円の助成制度がありますので、詳しくはP100をご覧ください

### 建物を解体するとき

▶農林建設課住宅建築係 ☎IP53-2322

床面積10㎡を超える建物を解体しようとするときには、施工業者より建築物除却届の提出が必要です。また、床面積80㎡を超える場合、建築物除却届のほかに建設リサイクル法の届出書の提出も必要になります。

※住宅を解体する場合には、経費の30%（最大60万円）の助成制度がありますので、詳しくはP96をご覧ください

### 町営住宅への入居

▶農林建設課住宅建築係 ☎IP53-2322

#### 《入居資格》

- 1 現に住宅に困っていることが明らかであること
- 2 世帯の収入が、定められた収入基準の範囲であること
- 3 町税等に滞納がないこと
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定する暴力団員でないこと

#### 《入居の募集》

随時入居申込を受付しています。

また、町営住宅の空き情報を町ホームページにてお知らせしています。

# ◎ごみ・生活環境

## ごみ

### 家庭ごみ

▶住民課生活環境係 ☎IP53-2323

#### 《ステーションへの出し方ルール》

- ・ 収集日を確認し、朝8時45分までにステーションへ出してください
- ・ 可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみなどに分別して出してください
- ・ 正しく分別されたごみのみを収集しています  
(ごみを出したときは、1週間以内に収集されたかを確認してください)
- ・ 日曜日および12月31日から翌年1月3日までは休業日のため収集していません
- ・ 収集日や分別方法については、別冊子「月形町ごみの分け方・出し方ガイドブック」でご確認ください

#### 《ごみの直接搬入》

町のごみ処分場は、ごみを直接搬入することができます。

- ・ ごみの直接搬入先 月形町衛生センター（月ヶ岡）
- ・ 搬入方法 別冊子「月形町ごみの分け方・出し方ガイドブック」でご確認の上、搬入してください（ごみの荷降ろしは搬入した方で行います）
- ・ 料金

ごみの種類	料金
可燃ごみ・生ごみ・不燃ごみ・大型ごみ	50円/10kg
資源ごみ（プラ・ペット・紙類・金属類・缶類・びん類・古着・古布）	無料
有害ごみ（電池・水銀計・蛍光灯）	
小型家電（時計、ラジオなど）	
デスクトップパソコン（モニター除く）、ノートパソコン	

※デスクトップパソコンのモニターを処分する場合は、製造メーカーやパソコン3R推進協会（☎03-5282-7685）へ問い合わせしてください

- ・ 受付時間 午前9時から午後4時30分まで
- ・ 休業日 日曜日、12月31日から翌年1月3日まで

### し尿の収集

▶月形環境センター ☎53-2452

#### 《申込方法》

下記収集業者へ直接お申し込みください。

すぐに対応することができない場合がありますので、10日間程度の余裕をもってお申し込みください。

#### 《収集業者》

月形環境センター ☎53-2452

## 飼い犬

#### 《犬の登録》

新たに犬を飼われた場合は、下記問合せ先で登録を行ってください。

1頭につき登録料3,000円が必要となります。

#### 《狂犬病予防注射》

飼い主は毎年1回、犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。

また、狂犬病予防注射を受けさせた場合は、下記問合せ先で注射済票の交付を受けてください。

注射済票の交付を受ける場合は、1頭につき手数料550円が必要となります。

#### 《問合せ先》

役場庁舎1階 住民課 生活環境係 ☎IP 53-2323

# ◎農・林・商・工業

## 農業

### 新規就農制度

▶農林建設課農政係 ☎IP53-2322

町では、新規就農を目指す方に対して、奨励金や補助金、無利子融資制度などの支援を行っています。

新規就農実習者の認定を受けると、期間中は受入指導農家のサポートが受けられ、また、新規就農実習農場では実際に自ら栽培しながら、一定水準の栽培技術を習得することができます。

新規就農を目指す方（新規就農実習者および新規就農者の認定を受けた方）には次のような支援措置があります。

対象	区分	支援内容
新規就農実習者	奨励金	生産技術および経営管理方法の研修費用として20万円以内の額を交付（実習期間中3年以内に1回交付）
	新規就農実習農場	施設を無料で利用可（実習に要する費用は自己負担）
新規就農者	奨励金	農地の利用権を設定した場合、1年分の賃借料に相当する額または50万円を超えない額のいずれか低い方を交付
	補助金	・就農3年以内に農業用施設・機械を取得した場合、取得価格の50%以内または300万円を超えない額のいずれか低い方を交付 ・就農予定日前1年以内および就農日から5年以内に、住宅の新築、購入、増改築をする場合、事業費の50%以内または150万円を超えない額のいずれか低い方を交付
	資金融資	経営開始の際に必要な資金を無利子で最高1,000万円（町500万円、農協500万円）まで貸付〔貸付期間10年以内（据置3年）〕

上記のほか、国の支援制度（新規就農者育成総合対策）も活用できます。

※新規就農制度・国の支援制度には、年齢などの条件があります

## 林業

### 森林の土地の所有者届出

▶農林建設課農村整備係 ☎IP53-2322

個人・法人によらず、売買契約のほか、相続・贈与・法人合併などにより森林の土地を新たに取得した場合は、事後の届出が必要です。

面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。

ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

《届出に必要なもの》

森林の土地の所有者届出書、森林の土地の位置を示す図面（任意図面）、当該土地の登記事項証明書その他の原因を証明する書類

※無届または虚偽の届出をした時は、10万円以下の過料が科せられることがあります

## 商・工業

### 若者就業支援事業

▶企画振興課商工観光係 ☎IP53-2325

若者の町内の事業所への就業支援、定住促進および地域経済活性化を図るため、町外より転入し町内賃貸住宅に移り住む若者に対し家賃の一部を補助します。

### 中小企業者等支援制度

▶企画振興課商工観光係 ☎IP53-2325

#### 《月形町中小企業者等支援事業》

起業者の育成および中小企業者等に対して、本町の経済の活性化と雇用の拡大に寄与するための事業への支援制度です。

事業名	内容
起業者等支援事業	個人または団体が新たに事業拠点を町内に設けるなど、町の経済活性化、雇用の創出につながると思われる事業を実施する方を対象に、事業設立までの計画策定にかかる事業費と開設にかかる費用や不動産、設備等の購入、修繕費用の一部を補助します
ひとつづくり支援事業	中小企業の方が創業後1年以内に30才未満で中学校・高校・大学卒業後3年以内の若年者を雇用し、1年以上常用労働者として雇用した場合に補助します
ものづくり支援事業	中小企業者および企業化を目指す個人および団体で、新製品の開発につながる認められる研究または開発で、月形町への経済的波及効果があり、知名度を高める可能性が期待できる事業に補助します

#### 《中小企業振興融資》

商工業者の経営安定と健全な資金運用を図るため、町内の金融機関に運用資金を預託し低利融資を行います。

#### 《中小企業者等資金融資に係る保証料および利子補給》

中小企業振興融資預託金による融資斡旋時に発生する信用保証協会の保証料を助成します。また、経営基盤の強化と安定化を目的として、融資の償還利子補給を行います。

### 事業承継及び新規就業支援事業

▶企画振興課商工観光係 ☎IP53-2325

#### 《商工業後継者等新規就業支援事業》

町内商工業者の経営を継続発展させることで商工業の振興を図ることを目的に、町内で商工業を営む方の後継者または新たに商工業を自ら興し営む方に支援金を交付します。

#### 《U I Jターン新規就業移住支援事業》

就業による移住促進および町内中小企業における人手不足の解消を図るため、東京圏から移住し、就業または起業しようとする方が、北海道が行うマッチング支援事業等と連携し、転居・就業または起業・定着に至った場合、北海道と協働して移住支援金を交付します。

# ◎まちづくり

## 町議会

### 議会の役割・構成

▶議会事務局

☎IP53-2321

私たちの月形町をより豊かで住みよい、魅力あるまちにするためには、みんなで話し合い決めたことを実行していかなければなりません。しかし、町民全員で集まって話し合うことは難しいですから、皆さんの声を町政に反映させるために町民の代表者として選挙で選ばれた議員が話し合い、町の予算や条例などの基本的事項や重要事項などを決めるための機関として町議会が設けられています。

議員の定数は、地方自治法により条例で定めることになっており、月形町では8人と定められています。

### 議会のしくみと運営

▶議会事務局

☎IP53-2321

町議会には、「定例会」と「臨時会」があります。定例会は、毎年3月、6月、9月、12月の4回開催され、臨時会は、緊急に議会の議決を必要とする事項が発生した場合など必要に応じて開催されます。

町議会で扱う議案や請願などは、数も多く、内容も幅広い分野にわたっています。それらを専門的かつ効率的に審査するため、町議会には本議会とは別に委員会が設置されています。

#### 《常任委員会》

常に設置されている委員会で、本町は「まちづくり常任委員会」の1常任委員会となっています。

#### 《特別委員会》

特定の内容について、深く審査するため必要に応じて設置されます。主な特別委員会としては、予算特別委員会（3月定例会）、決算特別委員会（9月定例会）があります。

#### 《議会運営委員会》

議会運営を円滑に行うため、また、議長の諮問機関として設置されています。本会議などの日程および提出された議案や請願・陳情などの審議方法について協議します。

### 議会の傍聴

▶議会事務局

☎IP53-2321

本会議は、一般に公開していますので、傍聴人受付票に氏名、住所を記入するだけで、どなたでも傍聴できます。

また、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会も同様の手続きで傍聴することができます。

### 本会議の生中継放映

▶議会事務局

☎IP53-2321

本会議の開会中は、生中継放映を役場庁舎内にあるテレビで行っていますので、本会議の様子を視聴することができます。

## 選挙

### 選挙人名簿

▶選挙管理委員会事務局 ☎IP53-2321

選挙人名簿は、正しい選挙を円滑に行うために選挙権を持つ人を登録するものです。

登録されるには、満18歳以上の日本国民で住民票が作成された日（転入者は転入の届出をした日）から引き続き3カ月以上、住民基本台帳に記録されていることが要件になります。実際に投票するためには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

### 投票

▶選挙管理委員会事務局 ☎IP53-2321

投票は、投票日当日に指定された投票所で自書により投票するのが原則です。

ただし、投票日に仕事などで投票できない方は、公示（告示）の翌日から投票日の前日まで、期日前投票所で投票ができます。

投票所では、自書できない方、目の不自由な方は代理投票ができますので、係員にお伝えください。

また、指定された病院や施設などに入院（入所）している方は、その病院や施設内で不在者投票が、体に重度の障がいがあり、所定の要件に該当する方は在宅のまま郵便などによる不在者投票ができます（事前に登録などの手続きが必要）。



# ◎ 広報・広聴

## 広報

### 広報紙「花の里つきがた」

▶企画振興課企画係 ☎IP53-2325

毎月1回、5日に発行。

町政の方針や予算、事業紹介をはじめとした町からののお知らせやイベント情報・出来事など、町民の皆さんの暮らしに役立つ情報を毎月お届けします。

配布は各行政区のご協力をいただきながら行っています。転入・転居などの際は、お住まいの行政区または企画振興課企画係までご連絡ください。

また、広報紙は、月形町のホームページにも掲載しています。

### 月形町ホームページ

▶企画振興課企画係 ☎IP53-2325

各種手続き情報や町の事業などのお知らせのほか、イベント情報など、町民の皆さんの暮らしに役立つ最新情報を掲載しています。

○月形町ホームページURL

<http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/>

### 月形町のソーシャルメディア

▶企画振興課企画係 ☎IP53-2325

まちの出来事やイベントなど、町民の皆さんにいち早く情報をお届けするため、FacebookやX(旧Twitter)を活用して、インターネット上にさまざまな情報を掲載しています。

### IP電話

▶総務課危機管理係 ☎IP53-2321

町では、災害時における気象情報や避難情報などの緊急を要する情報、平常時にはイベント情報や行政からののお知らせなどをIP電話により周知しています。

また、IP電話同士で無料通話ができます。

※IP電話の使用開始・中止には役場での手続きが必要となりますので、転入・転出手続きの際に併せて行ってください

## 広聴活動

町政やまちづくりに対する意見、提言、要望などさまざまな町民ニーズを的確に把握し、町民の声を町政に反映させるとともに、町政への関心を一層高め、また、理解を深めるため、各種広聴活動を実施しています。

### 町政（まちづくり）懇談会

▶企画振興課企画係 ☎IP53-2325

町民皆さんの意見を反映した行政運営を行い、協働のまちづくりを実現させるため、行政情報の積極的な発信と、行政施策に対する要求の把握のため、年に1度、町内を4つの地区に分け、各地区で町政（まちづくり）懇談会を開催しています。

### 出前町長室

▶企画振興課企画係 ☎IP53-2325

町民の皆さんからご提案やご質問をいただく機会を設けるため、町長が直接お住まいの地域へ出向き、懇談する「出前町長室」を実施しています。

行政区や町内会、各種団体の集まりなどに遠慮なくお呼びください。

※詳細は、P100をご覧ください

# ◎各種相談

## 生活全般に関する相談

相談名	相談内容	相談日時 (いずれも祝日、 年末年始を除く)	相談窓口
地域の相談全般	地域の身近な相談全般 ※地域の民生委員・児童委員および主任児童委員が、一番身近な相談役として住民の立場に立った相談や福祉サービスに関する情報提供のほか、社会福祉協議会などの福祉関係機関と連携して地域住民とのパイプ役を担っています	—	地域の民生委員・児童委員、主任児童委員 または 保健福祉課 地域福祉係 ☎53-3155
消費生活相談	消費者と事業者との間で起こったトラブルなどに関する消費者のための相談をお受けします	月～金曜日 午前9時～午後5時	岩見沢市消費者センター ☎・FAX 23-7987 または 企画振興課 商工観光係 ☎53-2325
生活保護の相談	病気で働けなくなったなど生活に困った場合に相談を受け、空知総合振興局に申請します。申請後ケースワーカーが生活の状況を確認し生活保護の要否が決定されます	月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	保健福祉課 地域福祉係 ☎53-3155
無料法律相談	相続、離婚、金銭貸借、損害賠償問題など	毎月第2水曜日	保健福祉課 地域福祉係 ☎53-3155

# ◎安心・安全

## 避難所

### 避難所（指定避難所）一覧

▶総務課危機管理係 ☎IP53-2321

月形町の7つの避難所での収容人員は、2,599名です。もし、この人数を超える被災者が発生するような災害が起こってしまった場合は、平成24年11月に南空知9市町村で「南空知災害時相互応援に関する協定」を締結し、助け合うことにしています。

また、健全者と共に避難所での生活が困難な要援護者のために、月形愛光園、月形藤の園、月形緑苑、雪の聖母園、つきがた友朋の丘の5つの施設を避難先とする「災害時要援護者用避難施設の使用に関する協定」を締結しています。

避難所		電話番号 FAX番号	施設の所在	避難対象地区
No	施設名			
1	旧札比内小学校	—	字札比内1008番地 (新富1)	札比内第1、第2行政区
2	札比内コミュニティセンター	☎54-3009	字札比内1123番地 (南札比内3)	札比内第3、第4、第5行政区
3	月形中学校	☎53-2439 FAX 53-2486	字赤川1030番地 (赤川1)	北農場第1、第2行政区
4	月形高等学校	☎53-2046 FAX 53-2047	1056番地 (赤川1)	赤川行政区、月形緑苑
5	多目的研修センター	☎53-2291	字知来乙263番地1 (麻生)	市北行政区、知来乙行政区
6	総合体育館	☎53-3443 FAX 37-2136	字知来乙264番地2 (麻生)	市南行政区、南耕地昭栄行政区
7	南地区広域集落会館	☎53-3798	字知来乙370番地の 31 (月ヶ岡)	中和行政区

一時避難所（指定緊急避難所）一覧

▶総務課危機管理係 ☎IP53-2321

一時避難所とは、災害などから一時的に身を守るために避難する場所で、地域住民の集合・待機する場所となります。また、ペットと一緒に避難した人など事情により避難所に入れなかった人などがテントなど設営をする場所ともなり、災害直後には一種の仮設住宅化することもあります。

月形町の一時避難所は次のとおりです。

避難所		施設の所在
No	施設名	
1	旧札比内小学校グラウンド	字札比内1008番地（新富1）
2	月形小学校グラウンド	字神園町1番地（市北5）
3	月形中学校グラウンド	字赤川1030番地（赤川1）
4	月形高等学校グラウンド	1056番地（赤川1）
5	多目的研修センター横広場	字知来乙263番地1（麻生）
6	旧中和小学校グラウンド	字知来乙297番地2（月ヶ岡）
7	旧昭栄小学校グラウンド	字篠津原野1714番地（昭栄）
8	南耕地集落会館前広場	南耕地1453番地2（南耕地）
9	旧知来乙小学校グラウンド	字知来乙22番地2（知来乙2）

# ◎各種制度

項目	制度名	ページ	項目	制度名	ページ
1	出産・子育て応援交付金給付事業	70	28	高齢者等運転免許自主返納支援事業	83
2	不妊治療費等助成事業	70	29	農産物ブランド化推進事業	84
3	不育症治療費等助成事業	71	30	就農支援事業	84
4	妊産婦健康診査通院等支援事業	71	31	6次産業化推進事業	85
5	インフルエンザワクチン接種費用助成事業	72	32	地下水水滅菌装置設置事業	87
6	ひとり親家族等医療費助成事業	72	33	生活飲用水供給設備設置整備補助	87
7	乳幼児等医療費助成事業	72	34	生活飲用水供給設備修繕補助	88
8	乳幼児等医療機関通院交通費助成事業	72	35	電動生ごみ処理機器設置事業	89
9	重度心身障がい者医療費助成事業	72	36	生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器）設置事業	89
10	乳幼児等法定予防接種通院交通費助成事業	73	37	合併処理浄化槽設置整備事業	90
11	軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の助成	73	38	合併処理浄化槽設備修繕費補助事業	91
12	地域で育む入学おめでとう事業	74	39	合併処理浄化槽設置資金融資あっせん事業	92
13	福祉施設等就労定着資格取得支援助成事業	74	40	スズメバチ等駆除費補助事業	92
14	敬老記念品贈呈事業	75	41	宅地の分譲	93
15	家族介護応援手当支給事業	75	42	人づくり振興事業	93
16	ぬくもり福祉券交付事業	76	43	青少年健全育成事業	94
17	屋根雪除雪助成事業	76	44	図書館読書ノート事業	95
18	ふれあい見守り推進事業	77	45	社会体育振興事業・芸術文化振興事業	95
19	起業者等支援事業	77	46	空き家・空き地バンク制度	96
20	ものづくり支援事業	78	47	空き家対策（老朽化家屋除却）事業	96
21	ひとづくり支援事業	78	48	快適な住まいづくり住宅補助事業	97
22	中小企業者等資金融資に係る保証料及び利子補給金	79	49	あんしん住宅補助事業	97
23	商工業後継者等新規就業支援事業	80	50	行政区活動支援交付金	98
24	U I J ターン新規就業移住支援金事業	80	51	ふるさと活性化事業	99
25	地域おこし協力隊起業等支援事業	81	52	ふるさと特産品開発補助事業	100
26	若者就業促進家賃補助事業	82	53	出前町長室	100
27	除雪機械運転免許取得支援事業	83	54	スマートフォン普及拡大支援事業	101
			55	I P 告知端末機回収協力事業	101

## 1 出産・子育て応援交付金給付事業

- 事業の内容  
すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできるよう、妊娠期から出産、子育てまで一貫して身近で相談に応じる伴奏型支援と、経済的支援として出産・子育て応援交付金の支給を一体的に実施します。
- 対象者
  - (1) 母子手帳を交付された妊婦
  - (2) 出産された産婦
- 交付金額  
妊娠期、出産後のそれぞれで申請していただき、5万円ずつ給付します。
- 申請方法
  - (1) 母子手帳交付時に保健師と面談実施後、申請となります。
  - (2) 出産後に保健師が家庭訪問し面談実施後、申請となります。申請時は次に掲げるものをご用意ください
  - ①振込口座の名義・番号が確認できる物（預金通帳やキャッシュカードなど）
  - ②妊娠届（※母子手帳交付時）
  - ③母子手帳（※家庭訪問時）
- 申請および問合せ先  
保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

## 2 不妊治療費等助成事業

- 事業の内容  
子どもを産み育てたいと願っているご夫婦の経済的負担の軽減を図ることを目的に不妊に悩む夫婦を対象に、不妊治療費を助成します。
- 対象者  
次の要件全てを満たすご夫婦が対象となります。
  - (1) 法律上の婚姻関係にあり、夫婦ともに町内に住所を有している方
  - (2) 夫婦ともに公的医療保険に加入しており、産婦人科や泌尿器科で治療を受けている方
  - (3) 他の市町村や団体から同様の助成を受けていない方
- 対象となる治療  
薬物療法、不妊治療のために行う生殖器の手術、一般不妊治療（タイミング療法、人工授精等）、生殖補助医療（体外受精、顕微受精、男性不妊治療等）等
- 助成金額・回数  
不妊治療に要した費用のうち、公的医療保険適用の有無にかかわらず自己負担した額とし、夫婦一組あたり1年度につき15万円を上限に助成します。  
また、合わせて通院1回につき1,000円の交通費を助成します。
- 申請方法  
治療を行った年度の末日までに、次に掲げる書類を提出してください。
  - (1) 申請書
  - (2) 月形町不妊治療費助成申請に係る証明書
  - (3) 夫婦それぞれの医療保険証及び限度額適用認定証の写し
  - (4) 医療機関や薬局が発行した領収書（治療に要した医療費の自己負担額がわかるもの）
  - (5) 医療費や薬剤の内訳がわかる書類（明細書や薬剤情報等）
  - (6) 印鑑、振込口座が確認できるもの
- 申請および問合せ先  
保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

### 3 不育症治療費等助成事業

- 事業の内容

妊娠をしてもお腹の赤ちゃんが出産まで育つことが難しく、流産等を繰り返す不育症等に悩むご夫婦に対し、検査や治療に係る費用を助成します。北海道不育症治療費助成事業（道事業）の承認を受けた夫婦が対象となりますので、道事業の承認を受けた後に町への申請を行ってください。

- 対象者

次の要件全てを満たす夫婦が対象となります。

- （１）実施された検査や治療において、道事業による助成の決定を受けている方
- （２）法律上の婚姻関係にあり、夫婦ともに町内に住所を有している方
- （３）産婦人科や婦人科で検査や治療を受けている方
- （４）他の市町村から同様の助成を受けていない方

- 対象となる治療

子宮形態検査、染色体検査、内分泌検査や手術療法、着床前診断、服薬治療やホルモン剤治療など、医師が認める検査や治療、カウンセリング等。

- 助成金額・回数

不育症治療に要した経費から、道事業による助成金を差し引いた額とし、1回の治療につき10万円を上限として助成します。ただし、ひと夫婦につき通算5回までが助成対象となります。また、合わせて通院1回につき1,000円の交通費を助成します。

- 申請方法

1回の治療の終了ごとに、治療が終了した日の属する年度の末日までに、次に掲げる書類を提出してください。

- （１）申請書
- （２）北海道不育症治療費助成事業の助成決定通知書の写し
- （３）北海道不育症治療費助成事業受診等証明書の写し
- （４）検査や治療および調剤に係る領収書（原本を道に提出している場合は写し）
- （５）印鑑、振込口座が確認できるもの

- 申請および問合せ先

保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

### 4 妊産婦健康診査通院等支援事業

- 事業の内容

妊娠、出産期において、月形町外の医療機関に妊産婦健康診査および出産のため通院する方の経済的な負担軽減のため、通院に係る交通費の一部を助成します。

- 対象者

月形町の住民基本台帳に記録されている方で、母子保健法第16条の規定により母子健康手帳の交付を受けている方

- 助成金額

妊婦健康診査（1回の妊娠につき14回以内）および出産（1回の出産につき1回）、産婦健康診査（1回の出産につき2回以内）のための医療機関への通院1回につき1,000円

- 申請方法

出産のための通院の日から6カ月以内に、次に掲げる書類を保健センターに提出してください。

- ① 申請書
- ② 母子健康手帳

- 申請および問合せ先

保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

## 5 インフルエンザワクチン接種費用助成事業

- 事業の内容  
インフルエンザワクチンの接種に係る費用の一部を助成します。
- 対象者
  - (1) 月形町の住民基本台帳に記録されている方
  - (2) 高校生に相当する年齢以下の方および65歳以上の方
- 助成金額
  - (1) 高校生に相当する年齢以下の方接種費用の全額
  - (2) 65歳以上の方 1,500円
- 申請方法
  - (1) 月形町立病院または、月形町が委託契約を締結した医療機関で接種した場合、月形町インフルエンザワクチン接種費用助成申請書を医療機関に提出します。
  - (2) 上記以外の医療機関で接種した場合、接種後、次のものを持参の上、申請してください。
    - ① 申請書
    - ② 医療機関が発行したワクチン接種に要した医療費を領収したことを証明した書類
    - ③ 印鑑、振込口座名義・口座番号のわかるもの（預金通帳など）
- 申請および問合せ先  
保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

## 6 ひとり親家族等医療費助成事業

29ページをご覧ください。

## 7 乳幼児等医療費助成事業

30ページをご覧ください。

## 8 乳幼児等医療機関通院交通費助成事業

30ページをご覧ください。

## 9 重度心身障がい者医療費助成事業

39ページをご覧ください。



## 10 乳幼児等法定予防接種通院交通費助成事業

- 事業の内容  
法定予防接種（予防接種法でA類疾病と定められているもの）を受けるために、町外の医療機関に通院した場合の通院交通費を助成します。
- 対象者  
中学3年生（15歳に達する日以後の最初の3月31日）まで  
※ 本人と保護者両方が月形町に住民票があること
- 助成金額  
通院1日につき1,000円
- 申請方法  
通院後6カ月以内に、次に掲げる書類を提出してください。
  - ① 申請書兼請求書
  - ② 母子健康手帳
  - ③ 印鑑
  - ④ 振込口座の番号および名義人がわかるもの
  - ⑤ 同日に医療機関を受診した乳幼児等がいる場合は、受診したことを証明する領収書または明細書
- 申請および問合せ先  
保健センター 保健福祉課 保健係 ☎ IP 53-3155

## 11 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の助成

- 事業の内容  
身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入・修理費用の全部又は一部を助成します。
- 対象者  
次の要件を全て満たす18歳未満の難聴児の方
  - (1) 交付申請日において町内に住所を有している方
  - (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、かつ、聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付の対象とならない方
  - (3) 中耳炎等の急性疾患による一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがないと医師により判断されている方
  - (4) 補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師により判断されている方
  - (5) 労働者災害補償保険法その他の法令に基づく補聴器の給付等を受けていない方
  - (6) 対象児と同一世帯に属する世帯の他世帯員のいずれかの者について、この事業の申請のあった月の属する年度（その月が4月から6月までの間のときは、その前年度）分の市町村民税の所得割の額が46万円以上でない方
- 助成金額  
補聴器の購入または修理に要する費用の額（算定基準額を超える場合は基準額）の3分の2  
（生活保護、住民税が非課税の方は購入または修理に要する費用の額と算定基準額を比較していずれか低い額の全額）
- 申請に必要なもの
  - ① 申請書
  - ② 医師の意見書
  - ③ 購入または修理費用の見積書
- 申請および問合せ先  
保健センター 保健福祉課 地域福祉係 ☎ IP 53-3155

## 12 地域で育む入学おめでとう事業

- 事業の内容  
月形町の次代を担う子の健やかな成長を願い入学を祝福するため、月形小学校、月形中学校に入学する児童生徒に対し、入学祝品を贈呈します。
- 対象者  
月形町民で、月形小学校、月形中学校に入学する新入学児童生徒
- 記念品  
月形町内で生産または製作されている特産品
- 贈呈方法  
町長が対象児童生徒に対し、記念品を贈呈します。
- 問合せ先  
保健センター 保健福祉課 地域福祉係 ☎ IP 53-3155

## 13 福祉施設等就労定着資格取得支援助成事業

- 事業の内容  
町内の福祉施設（障がい・介護・保育施設）などに勤務している方、または勤務を希望する方の就労定着とスキルアップを目的として、福祉関連の資格取得に要する経費の一部を助成します。
- 対象者  
次のいずれかに該当する方  
（１）本町に住所があり、町内の福祉施設などでの就労を希望している方  
※ ただし、求職登録している方を条件とします。  
（２）現在、町内の福祉施設に勤務している方
- 助成金額  
（１）対象経費の3分の2以内（上限5万円）とし、1つの資格に対し年度内1回とします。  
（２）教育訓練給付制度や勤務先から資格取得に係る手当を受けている場合、対象経費から控除します。なお、対象経費は講座などの受講料および教材費、資格試験などの受験料および登録料、その他町長が必要と認める経費とします。
- 申請に必要なもの
  - ① 申請書
  - ② 講座等の受験料や教材費に係る経費の支払いを証明する書類の写し
  - ③ 資格取得に係る受験をしたことを証明する書類の写し
  - ④ 教育訓練給付制度や勤務先から手当を受けている場合はその書類の写し
  - ⑤ 町内の福祉施設に勤務している方は所属長の在職証明など
- 申請および問合せ先  
保健センター 保健福祉課 地域福祉係 ☎ IP 53-3155
- 対象となる資格

区 分	資 格 名
福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉士</li> <li>・ 精神保健福祉士</li> <li>・ 福祉住環境コーディネーター</li> <li>・ 点字技能検定</li> <li>・ 福祉用具専門相談員</li> <li>・ その他町長が認める資格</li> <li>・ 介護福祉士</li> <li>・ 手話通訳士</li> <li>・ 介護職員初任者研修</li> <li>・ 介護支援専門員</li> <li>・ 保育士</li> </ul>
運輸分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一種運転免許（大型・中型自動車免許または大型特殊自動車免許）</li> </ul>

## 14 敬老記念品贈呈事業

- 事業の内容
 

町内最高齢者ならびに白寿および米寿を迎える高齢者に対し敬愛と感謝の意を表し、長寿を祝福することを目的として記念品（月形商工会商品券）を贈呈します。
- 対象者
 

月形町民で、次のいずれかに該当する方

  - (1) 最高齢（男女各1名）
  - (2) 白寿（99歳）
  - (3) 米寿（88歳）

※ 9月15日を基準日とします
- 記念品（商品券）
 

最高齢～1万円分、白寿～1万円分、米寿～8千円分
- 贈呈方法
 

保健福祉課職員が対象者のお宅を訪問し記念品を贈呈します。平成29年度からは「敬老祝品贈呈式」を開催し、記念品贈呈と認知症予防の講話・レクリエーションを実施しています。
- 申請および問合せ先
 

保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 ☎ IP 53-3155

## 15 家族介護応援手当支給事業

- 事業の内容
 

月形町内に居住する要介護認定3以上の方、または障害支援区分認定4以上の方を介護している方に手当を支給します。
- 対象者
 

(1) 対象者（介護者）

次の全ての要件を満たす方

  - ア 月形町内に住所を有し、在宅において同一世帯の被介護者を介護している方
  - イ 介護者および世帯員の所得が特別児童扶養手当（国制度）の所得制限の額を超えない方
  - ウ 被介護者が20歳未満の場合、特別児童扶養手当を受給していない方

※ 世帯員の複数が介護を行っている場合は、主な介護者1人を対象とします

(2) 被介護者

次のいずれかの要件を満たし、日常生活の介護を受けている方

  - ア 介護保険要介護認定において、要介護3、4、5のいずれかに認定された方（要介護3の新規認定の方は、認定後6カ月以上経過）
  - イ 障害支援区分認定において、区分4、5、6と判定された方（区分4の新規認定の方は、認定後6カ月以上経過していること）
- 助成金額
 

20,000円/月

※ ただし、1カ月間の介護日数が15日に満たない場合は該当になりません
- 申請方法
 

保健センター窓口で、要介護認定および障害支援区分認定後に申請してください。

※ 新規に要介護3、区分4の認定を受けた方は認定後6カ月を経過した日以降に申請可能
- 申請および問合せ先
 

保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 地域福祉係 ☎ IP 53-3155

※ 所得制限の基準（本人）

扶養親族	収入額（円）	所得額（円）
0人	5,180,000	3,604,000
1人	5,656,000	3,984,000
2人	6,132,000	4,364,000
3人	6,604,000	4,744,000
4人	7,027,000	5,124,000
5人	7,449,000	5,504,000

## 16 めくもり福祉券交付事業

- 事業の内容  
月形温泉の入館料や町内のハイヤー乗車などの支払いに利用できるめくもり福祉券を1万円分(200円×50枚)交付します。
- 対象者  
月形町に住民登録をしている満70歳以上の方  
※ 年度内に70歳に到達する方は誕生日から交付
- めくもり福祉券が利用できるサービス  
(1) 月形温泉入館料  
(2) は一とハイヤーおよび福祉有償運送車両の乗車料  
(3) 路線バス月形当別線および月形浦臼線の運賃  
(4) (社会福祉協議会が実施する) 配食サービスの利用料  
(5) (社会福祉協議会が実施する) 除雪サービスの利用料  
(6) 福祉施設が運営する店舗の商品購入(萌木、マンマルーナ、花の里月形)
- 交付金額  
(1) 4月末現在で70歳以上の方~200円×50枚  
(2) 年度途中で70歳になる方~誕生日から年度末(3月31日)までの月数に4.1を乗じた枚数(小数点以下は切り捨て)
- 申請および問合せ先  
保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 ☎ IP 53-3155

## 17 屋根雪除雪助成事業

- 事業の内容  
高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯などを対象に、屋根雪除雪にかかる費用の一部を助成します。
- 対象世帯  
月形町内の住宅(平屋の公営住宅を含む)に居住し、屋根雪の除雪が困難な当該年度の町民税所得割非課税の世帯のうち、次のいずれかに該当する世帯  
(1) 世帯全員が70歳以上の世帯  
(2) ふれあい見守り推進事業の見守り対象となっている世帯  
(3) 障がい者が属する世帯  
※ ただし、18歳以上65歳未満の障がい者以外の方が同居している場合を除く  
(4) ひとり親世帯(ひとり親と18歳未満の子だけの世帯)  
(5) 世帯員の病気やけがなど、一時的に支援が必要と認められる世帯  
※ 二世帯住宅など、同一住宅に別世帯の子が居住する世帯は、対象となりません  
※ 助成は、月形町に届け出した事業所が除雪作業をした場合にに限られます。町外業者や個人での実施は認められません
- 助成金額  
補助金の額は、屋根の雪下ろし作業費用の2分の1(限度額20,000円)とし、1世帯、ひと冬につき2回までです。
- 申請方法  
(1) 屋根雪除雪を行う前に申請してください。実施した後では申請できません。  
(2) 作業にかかる見積書の添付が必要です。事前に除雪事業所に相談してください。  
(3) 除雪終了後は、除雪内容の明細書と除雪費用の領収書、除雪前と除雪後の現場写真を添付して、屋根雪除雪実績報告書を提出してください。
- 申請および問合せ先  
保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 ☎ IP 53-3155

## 18 ふれあい見守り推進事業

- 事業の内容  
月に1～2回、事業委託先の月形町社会福祉協議会職員または見守りサポーターが訪問や電話で見守り対象者の安否や健康状態を確認します。
- 対象者  
次のうち、見守りを希望し、同意書を提出された方  
(1) 70歳以上の一人暮らしの方  
(2) 世帯全員が75歳以上の世帯の方  
(3) 一人暮らしの障害者の方  
(4) その他町長が必要と認める方
- 見守り内容  
月1～2回、訪問または電話での安否確認
- ※ 健康状態その他に異変があったときや、心配ごとの相談などがあったときは、連絡を受けて保健福祉課職員が対応します
- 利用料 無料
- 申請方法  
保健福祉課高齢者支援係、または月形町社会福祉協議会へご連絡ください。担当者が訪問して同意書にご記入いただいた後、生活状況や緊急連絡先などの確認を行います。
- 申請および問合せ先  
保健センター 保健福祉課 高齢者支援係 ☎ IP 53-3155

## 19 起業者等支援事業

町の経済の活性化につながると思われる事業、雇用の場の創出につながると思われる事業および町に活力と賑わいを与えられる事業に対し、事業実施に係る経費の一部を助成します。

- 対象者  
月形町に居住している者(移住予定を含む)で、町内に事業拠点がある中小企業者または新たに月形町内で事業拠点を設け、地域にとって有益な中小企業者または創業・起業(開業)をし、次のすべての条件を満たす者  
(1) 月形町内に事業所を設置または設置する見込みである者  
(2) 中小企業者または申請の日以後1年以内に事業の開始を予定している者  
(3) 町税、国民健康保険税、上下水道使用料および町営住宅使用料を滞納していない者
- 補助対象経費(※他の補助金等の交付対象経費となるものを除きます)  
(1) 事業プラン策定事業費  
会社の設立、事業運営の知識、職員育成のための研修などを民間のコンサルタント等に委託する場合の経費(業務委託料、会場借上料、専門家謝礼、専門家旅費、賃金、会議費、図書購入費、その他町長が特に認めた経費)  
(2) 事業拠点整備費  
事業に必要な不動産、設備、機械、器具等の購入、修繕、ホームページの新規作成に関する経費  
(3) 店舗の新築・増改築費店舗等の新築・増改築に係る経費
- 補助金額(※予算の範囲内となります。)  
(1) 事業プラン策定事業費補助対象経費の3分の2以内(限度額20万円)  
(2) 事業拠点整備費  
補助対象経費の4分の3以内(限度額150万円)  
(3) 店舗の新築・増改築費補助対象経費の4分の3以内で、50万円以上の新增改築費用(限度額300万円)
- 申請方法  
申請書に次の書類を添付して提出してください。  
① 起業化計画書(任意書式)  
② 事業予算明細書(任意書式)  
③ 町税等納付確認のための同意書  
④ その他町長が必要と認める書類
- 申請期限  
当該年度の12月31日まで

- ③ 町税等納付確認のための同意書
- ④ その他町長が必要と認める書類

- 申請期限

当該年度の12月31日まで

## 20 ものづくり支援事業

- 事業の内容

新製品の開発につながると認められる研究または開発で、月形町への経済的波及効果があり、知名度を高める可能性が期待できる事業に対して、その経費の一部を助成します。

- 対象者

中小企業者ならびに企業化を目指す個人および団体で、町税、国民健康保険税、上下水道使用料および町営住宅使用料を滞納していない方

- 補助対象事業（※他の補助金の交付対象経費となるものを除きます。）

- (1) 新製品・新技術開発事業（1事業2年間）

ア 新製品・新技術に関する情報収集や専門家招へいのための調査研究事業に要する経費

イ 試験研究機関への技術者の養成のための人材育成事業に要する経費

ウ 新製品・新技術に関する基礎研究および試作研究事業に要する経費

エ その他町長が特に認めた事業に要する経費

- (2) 商品化事業（1事業1回）

専門家謝礼、専門家旅費、賃金、会議費、通信運搬費、商品デザイン・パッケージ等の企画開発費

- 補助金額（※予算の範囲内となります。）

- (1) 新製品・新技術開発事業補助対象経費の3分の2以内（限度額20万円）

- (2) 商品化事業補助対象経費の2分の1以内（限度額30万円）

- 申請方法

次の資料を添付し提出してください。

- ① 申請書
- ② 新製品・新技術開発計画書
- ③ 事業予算明細書
- ④ 町税等納付確認のための同意書

- 申請期限

当該年度の12月31日まで

- 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

## 21 ひとづくり支援事業

- 事業の内容

採用した30歳未満の若年者に対し人材育成研修等を実施し、常用労働者として1年以上雇用した中小企業者に対し、人材育成に係る経費の一部を助成します。

- 対象者

創業後、1年を経過していない中小企業者で、町税、国民健康保険税、上下水道使用料および町営住宅使用料を滞納していない者

- 補助対象事業（※他の補助金の交付対象経費となるものを除きます。）

30歳未満の若年者を卒業後(中学校、高等学校短期大学、大学、大学院、各種専門学校)3年以内に採用し、下記のいずれかの人材育成等を実施し、常用労働者として1年以上雇用した中小企業者

- (1) 企業内における職業訓練、業務指導、職員研修

- (2) 団体等(商工会、業種団体等)の実施する人材育成研修

- (3) その他人材育成と認められる研修等

- 補助金額（※予算の範囲内となります。）

補助対象者1名雇用につき10万円

- 申請方法  
申請書に次の書類を添付して提出してください。

- ① 雇用計画書
- ② 町税等納付確認のための同意書
- ③ その他町長が必要と認める書類

- 申請期限  
当該年度の12月31日まで

- 申請および問合せ先  
役場庁舎2階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

## 2.2 中小企業者等資金融資に係る保証料及び利子補給金

- 事業の内容  
商工業等の維持発展および経済状況変動等により経営改善のために必要な資金を、町が指定する融資を受けた者に対し、保証料および利子補給金を交付します。

- 対象者  
町内に店舗等を有し、同一事業を引き続き1年以上営んでいる者で、下記の対象となる融資を受けている者

- 申請方法  
次の書類を提出してください。

### (1) 保証料補給

- ① 月形町中小企業者等資金融資保証料補給金申請書（様式第1号）
- ② 保証協会へ保証料を支払ったことを証明する書類の写し
- ③ 町税等納付確認のための同意書

### (2) 利子補給

- ① 月形町中小企業者等資金融資利子補給金申請書（様式第2号）
- ② 元金、利子償還表等の写し
- ③ 町税等納付確認のための同意書

- 申請期限  
(1) 保証料補給  
当該年度の3月31日まで

- (2) 利子補給  
当該年度の1月31日まで

- 申請および問合せ先  
役場庁舎2階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

- 補給対象資金および補給金額

保証料補給対象資金	保証料補給の額
月形町中小企業振興融資（運転資金）	保証料の10分の10以内の額

- 利子補給対象資金および補給金額

利子補給対象資金	利子補給の額	利子補給期間
国の中小企業に対する融資	金融機関に支払った利子額の5分の1以内で上限30万円	—
北海道の中小企業に対する融資		
月形町中小企業振興融資（設備資金）		
金融機関の事業資金に係る融資	金融機関に支払った利子額の2分の1以内の額（この場合における協定利率は2.0%を上限）	融資を受けた日から60カ月以内
月形町中小企業振興融資（運転資金）		

## 23 商工業後継者等新規就業支援事業

### ● 事業の内容

町内商工業者の経営を継続発展させることで商工業の振興を図ることを目的に、町内で商工業を営む方の後継者または新たに商工業を自ら興し営む方に支援金を交付します。

### ● 対象者

商工業の後継者または新規就業者とし、年齢が45歳未満で就業した日から起算して6カ月を経過し、次の各号のいずれかに該当する方

- (1) 町内に住所を有する親族が営む商工業の後継者として就業した方、または経営を譲り受け営む方
- (2) 町内で新たに商工業を自ら興し営む方で、町長が新規就業者として適正と認めた方  
※他業種であっても既に町内で就業している方は対象となりません。

### ● 交付要件

次の全ての要件を満たすこと

- (1) 月形町に住所を有すること
- (2) 公租公課の滞納がないこと
- (3) 後継者については、商工業の経営を引き継いで経営者となる意思を有し、同時に申請時の経営者がその意思を認めること
- (4) 新規就業者については、自ら興した新たな商工業を将来的に継続する意思があること
- (5) 交付申請時に対象となる商工業に従事していること
- (6) 支援金の交付決定の日から5年以上月形町に住所を有するとともに、対象となった商工業に従事すること

### ● 補助金額

支援金の交付額は、商工業1経営体につき対象者1人とし、50万円とします。

※支援金は対象者1人につき1回を限度とします。

※支援金の交付を受け、事情によりその支援金を返還した場合であっても2回目の交付はしません。

### ● 申請方法

商工業に就業した日から1年以内に次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 住民票
- ③ 定住等誓約書
- ④ 公租公課の滞納のないことの証明書
- ⑤ 経営継承承諾確認書
- ⑥ 新規就業の経営内容が確認できる書類
- ⑦ その他町長が必要と認める書類

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

## 24 U I J ターン新規就業移住支援金事業

### ● 事業の内容

就業による移住促進および町内中小企業における人手不足の解消を図るため、東京圏から移住し就業または起業しようとする方が、北海道が行うマッチング支援事業等と連携し、転居・就業または起業・定着に至った場合、北海道と協働して移住支援金を交付します。

### ● 対象者

令和4年4月1日以降に月形町に転入した方で、下記の(1)移住元要件と(2)移住先要件の両方を満たし、(3)就業などの要件ア～ウのいずれかに該当する方

#### (1) 移住元要件 次のいずれにも該当する方

- ・住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうち条件不利地域以外に在住し、かつ、東京23区に通勤していること。
- ・住民票を移す直前に連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうち条件不利地域以外に在住し、かつ、東京23区に通勤していること。



## (2) 移住先要件 次のいずれにも該当する方

- ・月形町に転入している方
- ・支援金の申請が月形町への転入後3か月以上1年以内である方
- ・申請後、5年以上継続して月形町に居住する意思がある方

## (3) 就業などの要件 ア～ウのいずれかに該当する方

### ア 就業に関する要件

次のいずれかに該当する方

- ・北海道が開設するマッチングサイトに移住支援金の対象として求人を掲載する対象法人へ新規就業した方
- ・国が実施するプロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して移住および就業した方

### イ 起業に関する要件

転入後1年以内に北海道が実施する「地域課題解決型企業支援事業費補助金」の交付決定を受けた方

### ウ テレワークに関する要件

次のいずれにも該当する方

- ・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、本町を生活の拠点とし、移住元での業務を引き続き行う方
- ・国が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型)）又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から資金提供されていない方

## ● 支援金額

(1) 世帯での移住の場合 100万円

なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、1人あたり100万円を加算

(2) 単身での移住の場合 60万円

## ● 申請方法

(1) 予備登録申請

就業の場合は就業後1か月以内、起業またはテレワークの場合は、月形町に転入後1か月以内に予備登録申請が必要になります。

(2) 本申請

予備登録申請を行った後、転入から3か月以上1年以内（就業の場合は就業から3か月経過後）に本申請を行います。

## ● 支援金の返還

次の要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額を返還請求します。

### 【全額返還】

- (1) 申請にあたって虚偽の内容を申請した場合
- (2) 申請日から3年未満で月形町以外の市区町村に転出した場合
- (3) 申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を取り消された場合

### 【半額返還】

- (1) 申請日から3年以上5年以内に月形町以外の市区町村に転出した場合

## ● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

## 25 地域おこし協力隊起業等支援事業

### ● 事業の内容

地域おこし協力隊の隊員の定住促進および町の活性化を図るため、町内での起業または事業継承に要する経費に対し、補助金を交付します。

### ● 対象者

次のいずれかに該当する隊員であって、町内に住所および事業活動の拠点を有する者とする。ただし、隊員としての活動実績が1年未満の者および委嘱期間の途中で解任された者を除く。

- (1) 隊員の任期終了の日から起算して前1年以内の者
- (2) 隊員の任期終了の日から起算して1年以内の者

- 交付要件  
補助対象者は、次の要件のいずれにも該当することとし、1人について一の年度に限るものとする。
  - (1) 町内で起業または事業継承すること。
  - (2) 事業内容が、町の活性化に資するものであること。
  - (3) 補助の対象となる事業は、申請した会計年度内に完了するものであること。
  - (4) その他町長が適当であると認めた事業であること。
- 補助金額  
補助対象経費を合算した額の10分の10以内とし、100万円を限度とする。  
※ 千円未満の端数は切り捨て
- 補助対象経費
  - (1) 設備費、備品費および土地・建物賃借費(3親等内の親族から購入または賃貸するものを除く)
  - (2) 法人登記に要する経費
  - (3) 知的財産登録に要する経費
  - (4) マーケティングに要する経費
  - (5) 技術指導受入れに要する経費(親等を受入れする場合を除く)
  - (6) その他起業または事業継承する上で町長が必要と認める経費
- 申請方法  
次の書類を提出してください。
  - ① 申請書
  - ② 事業計画書
  - ③ 収支予算書
  - ④ 見積書
  - ⑤ その他町長が必要と認める書類
- 申請および問合せ先  
役場庁舎2階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2321

## 26 若者就業促進家賃補助事業

- 事業の内容  
若者の就業支援および定住促進ならびに地域経済の活性化を図るため、平成30年3月1日以降に、新たに町内に居住する30歳未満の方に、賃貸住宅に係る家賃を補助します。
- 対象者  
次の全てを満たす方
  - (1) 平成30年3月1日以降に、新たに町内の賃貸住宅に居住している方
  - (2) 本人または世帯員が町税などを滞納していない方
  - (3) 町内に他の住宅を所有または借用していない方
  - (4) 月額30,000円以上の賃貸住宅に入居している方
  - (5) 本人または世帯員が公務員でない方
  - (6) 生活保護法による保護を受けていない方
- 補助金額  
月額5,000円とし、月形商工会が発行する商品券で交付します。  
※ 交付対象期間は、申請日以降、要件を満たす36カ月以内とします。
- 申請方法  
次の書類を提出してください。
  - ① 申請書
  - ② 賃貸住宅の賃貸借契約書などの写し
  - ③ 住民票謄本
  - ④ 納税証明書(前居住地を含む)
  - ⑤ 就労証明書
  - ⑥ 町税等納付確認のための同意書

- 申請および問合せ先  
役場庁舎 2階 企画振興課 商工観光係 ☎ IP 53-2325

## 27 除雪機械運転免許取得支援事業

- 事業の内容  
町内の道路等での除雪における除雪機械の運転手となる新たな人材の確保と後継者育成を支援することを目的として、除雪機械運転免許等の取得に要する経費の一部を補助します。
- 対象者  
町内に事務所を有する建設業者または建設業者で組織する団体で、町が発注する「町道および公共施設除排雪業務」の受託者
- 資格取得者の条件  
(1) 町の道路等の除雪業務に従事される方  
(2) 町内に住所がある方  
(3) 普通自動車免許を所持している方  
(4) 50歳未満の方  
※ 交付申請時点では、(1)～(4)該当する方  
(5) 免許取得後3年を経過する日まで町内に居住し、かつ、町の道路等の除雪業務に従事できる方
- 補助金額  
補助金額は、対象経費の3分の1以内(1人につき上限額16万円)とし、大型自動車免許、大型特殊自動車免許(車両系建設機械運転技能講習含む)取得に係わる教習料および受講料とします。
- 申請に必要なもの  
① 申請書  
② 事業計画書  
③ 町税の滞納がない旨を証明する書類  
④ 補助対象経費の内訳を確認できる書類  
⑤ その他町長が必要と認める書類
- 申請および問合せ先  
役場庁舎 1階 農林建設課 土木管理係 ☎ IP 53-2322

## 28 高齢者等運転免許自主返納支援事業

- 事業の内容  
高齢者などによる交通事故の減少を図るため、運転免許の有効期限内に自らの意思で自主返納する方に対して支援します。
- 対象者  
(1) 月形町の住民基本台帳に記録されている方  
(2) 満70歳以上の方  
(3) 70歳未満の方で病気などの理由により運転に不安を感じる方  
(4) 平成30年4月1日以降に返納された方
- 支援内容および金額  
(1) 運転経歴証明書の交付手数料  
(2) 20,000円分の月形商工会が発行する商品券
- 申請方法  
運転免許試験場または警察署で運転免許の取消し申請手続き終了後、申請をしてください。  
提出する書類は、次のとおりです。  
① 申請書  
② 運転経歴証明書の写し  
③ 交付手数料の領収書写し  
④ その他町長が必要と認める書類
- 申請および問合せ先  
役場庁舎 2階 総務課 危機管理係 ☎ IP 53-2321

## 29 農産物ブランド化推進事業

### ● 事業の内容

「月形」という産地に対する信頼と魅力、期待を高めることで農産物の付加価値向上を促す産地ブランド化の取り組みに対し、その経費の一部を支援します。

### ● 対象者

- (1) 月形町農業協同組合
- (2) 月形町農業協同組合の農業生産組織
- (3) その他町長が認めた団体

### ● 申請方法

次の書類を提出してください。なお、事業実施年度において補助金の交付申請は1回限りとし、連続する3年度内において3回までを上限とします。

- ① 申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 法人については、定款、規約の写しおよび構成員名簿

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎1階 農林建設課 農政係 ☎ IP 53-2322

### ● 助成金額

補助対象経費	内 容	補助金の額
ブランド化戦略構築費	ブランド化の戦略を構築するための勉強会や研究会などの開催に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限
新規品目等導入費	新たな農産物の品種および品目の導入のための調査、研究などに要する経費	
生産販売体制整備費	月形産ブランドの確立に向けた生産、出荷、流通、販売の体制および品質や生産量の向上に係る技術基準の作成に要する経費	
広告宣伝活動費	月形産ブランドの認知度向上のための広告や宣伝、PR方法の研究などに要する経費	
販売施設整備費	月形産ブランドの認知度向上のための農産物販売施設建設費、設備、機械、什器の購入経費など	補助対象経費の4分の1以内の額とし、250万円を上限

## 30 就農支援事業

### ● 事業の内容

担い手の確保、定住人口の増加と町内産業全般の振興を図るため、本町外から転入して新たに農業経営を開始しようとする就農希望者と町内に住所および主たる経営地を有する農家の子弟を支援します。

### ● 対象者

#### (1) 親元就農者

3親等内の親族の経営者（親等）の元で農業に従事し、次に掲げる要件の全てを満たす方

- ア 就農日から5年以内の方
- イ 将来親等の経営基盤を継承して農業経営を行うことや、親等が出資している農地保有適格法人の構成員となることが確実に認められる方
- ウ 就農日における年齢が22歳以上50歳未満の方
- エ 世帯主の方

#### (2) U I ターン就農者

親元就農者を除くUターン就農者またはIターン就農者であって、次に掲げる要件の全てを満たす方

- ア 転入後10年を経過せず、就農日から5年以内の方
- イ 将来農業経営を開始することが確実に認められる方または農業経営を開始した方

ウ 就農日における年齢が22歳以上50歳未満の方  
エ 世帯主の方

※(1)(2)とも月形町新規就農者等招致促進条例により認定を受けた方は対象となりません。

● 申請方法

次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書

● 申請および問合せ先

役場庁舎1階 農林建設課 農政係 ☎ IP 53-2322

● 助成対象事業

事業名	事業内容
住宅家賃支援事業	賃貸住宅の家賃に対する支援
農用地賃借料支援事業	農用地の賃借料に対する支援
農業用機械リース支援事業	農業用機械の賃借料に対する支援
農業用機械購入支援事業	農業用機械の購入経費に対する支援
就農推進事業	営農技術や経営能力向上のための研修などに対する支援

● 助成金額

事業区分	補助対象者	補助対象期間	補助対象経費及び補助金の額
住宅家賃支援事業	UIターン就農者	農業次世代人材投資資金(準備資金等)の受給期間	賃貸住宅等の家賃月額 $\frac{2}{1}$ または2万円のいずれか低い額に入居月数を乗じて得た額
	親元就農者	就農日から2年以内	
農用地賃借料支援事業	UIターン就農者	経営開始後1年以内に1回限り	利用権設定期間のうち1年分に相当する賃借料または50万円のいずれか低い額
農業用機械リース支援事業	UIターン就農者	青年等就農計画に定める期間	農業用機械の賃借料年額 $\frac{2}{1}$ または10万円のいずれか低い額
農業用機械購入支援事業	UIターン就農者	青年等就農計画に定める期間中に1回限り	農業用機械の購入額 $\frac{2}{1}$ または50万円のいずれか低い額
就農推進事業	UIターン就農者	農業次世代人材投資資金(準備資金等)の受給期間中に1回限り	先進農家等での研修費用、新規作物導入に係る研修および種苗の購入経費、資格取得経費、その他研修経費 $\frac{2}{1}$ または15万円のいずれか低い額
	親元就農者	就農日から2年以内に1回限り	

### 3 1 6次産業化推進事業

● 事業の内容

農業経営の多角化により経営基盤を強化し、農業を始めとする産業全般の振興を図るため、6次産業化や農商工などの連携による特産品開発などの取り組みに対し、その経費の一部を支援します。

(1) 6次産業化促進事業

● 対象者

町内に住所を置く次に掲げる個人、団体など

- ア 認定農業者
- イ 2戸以上の認定農業者で構成する農業者グループ
- ウ 農業法人
- エ その他町長が特に認める団体

● 申請方法

次の書類を提出してください。なお、事業実施年度において補助金の交付申請は1回限りとし、連続する3年度内において3回までを上限とします。

- ① 申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 定款、規約の写しおよび構成員名簿

● 助成対象事業

事業名	事業内容
6次産業化促進事業	農業者などが自ら生産した月形産農産物を利用し、商品開発、加工および販売までを実施する事業
農商工連携促進事業	商工業者などが町内農業者などと連携し、月形産農産物を活用した商品開発、加工および販売までを実施する事業

● 助成金額

補助対象経費	内 容	補助金の額
開発改良費	新たな加工品の開発や既存の加工品の改良に要する経費	補助対象経費の3分の2以内の額とし、50万円を上限
人材育成費	加工、調理、販売等の技術習得および資格取得に要する経費	
流通販路開拓	市場調査およびPR活動等に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、30万円を上限
販売促進費	加工品の販売促進に要する経費	
施設整備費	加工、販売、および提供施設の建設ならびに設備、機械および什器などの購入に要する経費	補助対象経費の2分の1以内の額とし、300万円を上限

(2) 農商工連携促進事業

● 対象者

次に掲げる法人、団体など

- ア 食料品製造販売を生業とする事業者もしくは新規に食料品製造販売に取り組む事業者
- イ 月形町農業協同組合
- ウ その他町長が特に認める法人など

● 申請方法

次の書類を提出してください。なお、事業実施年度において補助金の交付申請は1回限りとし、連続する3年度内において3回までを上限とします。

- ① 申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 定款、規約の写しおよび構成員名簿

● 申請および問合せ先

役場庁舎1階 農林建設課 農政係 ☎ IP 53-2322

● 助成対象事業

上記の表の通り

● 助成金額

上記表と同じ

## 3 2 地下水滅菌装置設置事業

- 事業の内容  
地下飲料水の水質向上のため、地下水に塩素を安定的に注入することができる装置を設置する方へ、その費用の一部を補助します。
- 対象者  
次の全ての要件を満たす方  
(1) 町内に住所を有し、装置の適正な維持管理を行うことができる方  
(2) 原則、上水道給水区域外に居住している方  
(3) 町税や町公共料金を滞納していない方
- 補助対象  
次の全ての要件を満たす装置の購入経費が対象となります。  
(1) 給水ポンプに連動し塩素を注入する方式で市販されているもの  
(2) 塩素濃度が0.1 ミリグラム毎リットル以上となるよう調整ができるもの  
(3) 装置の購入前に申請がなされたもの
- 補助金額  
補助金の額は、購入費用の額（千円未満の端数切り捨て）とし、80,000円を限度とします。
- 申請方法  
次の書類を提出してください。
  - ① 申請書
  - ② 見積書
  - ③ 設置位置図
  - ④ 町税等納付状況調査同意書
  - ⑤ 補助金交付請求書（押印が必要です）
  - ⑥ 通帳の写し（補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの）
- 申請および問合せ先  
役場庁舎 1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

## 3 3 生活飲用水供給設備設置整備補助

- 事業の内容  
生活環境の改善を図るため、飲用水供給設備を新設した方に、その新設に要した費用の一部を補助します。
- 対象者  
上水道未給水区域（月新水道企業団の給水区域以外）で住宅用の飲用水給水設備を新設される方に対して予算の範囲内で補助金を交付します。  
※ 新築のほか住宅の改修や改築、既設の地下水が枯渇や汚染等したことに伴い、飲用水給水設備が必要となった方で町内業者へ設置を依頼する方を対象とします。  
※ 町税等を滞納している方は補助の対象外
- 補助対象となる工事  
生活飲用水供給設備を設置するために必要な次の工事を補助金の対象とします。  
年度内（3月末）に工事が完了し、実績報告できるものが補助金の対象となります。  
・ポーリング工事・取水管工事・ポンプ設置工事・給水管工事・電気導線工事・貯水タンク設置工事
- 補助金額  
生活飲用水供給設備を設置するために必要な工事費用の3分の1以内の額（50万円を限度）  
※ 千円未満切捨て
- 申請方法  
次の書類を提出してください。（工事開始前に申請する必要があります）
  - ① 申請書

- ③ 工事契約書の写し
- ④ 施工図面（平面図）
- ⑤ 工事場所の位置図
- ⑥ 町税等納付状況調査同意書
- ⑦ 土地の使用承諾書の写し（土地を共同利用する場合や他人の土地に設置する場合）
- ⑧ 補助金交付請求書（押印が必要です）
- ⑨ 通帳の写し（補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの）

●申請および問合せ先

役場庁舎 1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

### 3 4 生活飲用水供給設備修繕補助

● 事業の内容

生活飲用水の継続的な供給を確保するため、地下水ポンプ等の修繕をした方に、その修繕に要した費用の一部を補助します。

● 対象者

上水道未給水区域（月新水道企業団の給水区域以外）に居住されている方に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

※ 販売を目的とした専用住宅に係る修繕は補助の対象としていません

※ 町税等を滞納している方は補助の対象としていません

● 補助対象となる修繕

居住の用に供する建物に供給される地下水（飲用水）ポンプ本体と付帯設備（水質改善設備、打込鉄管の清掃など）の修繕を補助金の対象とします。

※ 飲用することが困難な状態の場合に限ります

● 補助金額

地下水ポンプと付帯設備の修繕に要した費用の2分の1以内の額（15万円を限度）

※ 修繕に要した費用が5万円未満の場合は補助の対象としていません。

※ 千円未満切捨て

● 申請方法

修繕を行った日から6ヵ月以内に次の書類を提出してください。

- ① 補助金交付申請書
- ② 施工業者発行の故障原因、修繕内容を明示した書類の写し
- ③ 領収書の写し
- ④ 修繕場所の位置図
- ⑤ 施行状況記録写真（施工前と施工後の写真）
- ⑥ 町税等納付状況調査同意書
- ⑦ 補助金交付請求書（押印が必要です。）
- ⑧ 通帳の写し（補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの）

● 申請および問合せ先

役場庁舎 1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323



## 35 電動生ごみ処理機器設置事業

- 事業の内容  
家庭から排出される生ごみの減量化および堆肥化のため、電動生ごみ処理機器をご家庭に設置する方へ、その費用の一部を補助します。
- 対象者  
次の全ての要件を満たす方  
(1) 町内に住所を有し、かつ居住する方  
(2) 過去5年以内に、この補助金の交付を受けていない方  
(3) 使用状況の調査に協力できる方  
(4) 町税や町公共料金を滞納していない方
- 補助対象  
次の全ての要件を満たす電動生ごみ処理機器の購入経費が対象となります。  
(1) 乾燥式またはバイオ式のいずれかの方法により処理する機器  
(2) 機器の購入前に申請がなされたもの  
(3) 登録販売店で購入されたもの[登録販売店(4/1 現在) : (有)香西電気商会]  
※ 1世帯につき1台まで対象
- 補助金額  
補助金の額は、購入費用の3分の2以内(100円未満の端数切り捨て)とし、74,000円を限度とします。
- 申請方法  
次の書類を提出してください。
  - ① 申請書
  - ② 見積書
  - ③ 商品のカタログ
  - ④ 町税等納付状況調査同意書
- 申請および問合せ先  
役場庁舎1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

## 36 生ごみ堆肥化容器(コンポスト容器)設置事業

- 事業の内容  
家庭から排出される生ごみの減量化および堆肥化のため、生ごみ堆肥化容器を家庭に設置する方へ、その費用の一部を補助します。
- 対象者  
次の全ての要件を満たす方  
(1) 町内に住所を有し、かつ、居住する方  
(2) 過去5年以内に、この補助金の交付を受けていない方  
(3) 使用状況の調査に協力できる方  
(4) 町税や町公共料金を滞納していない方
- 補助対象  
次の全ての要件を満たす生ごみ堆肥化容器の購入経費が対象となります。  
(1) 悪臭、害虫などが容器外部に発散することのない構造および材質のもの  
(2) 機器の購入前に申請がなされたもの  
(3) 登録販売店で購入されたもの[登録販売店(4/1 現在) : (株)ヤマス伊藤商店]  
※ 1世帯につき2台まで対象
- 補助金額  
補助金の額は、購入費用の3分の2以内(100円未満の端数切り捨て)とし、1台当たり14,000円を限度とします。

- 申請方法  
次の書類を提出してください。
- ① 申請書
- ② 見積書
- ③ 商品のカタログ
- ④ 町税等納付状況調査同意書
- 申請および問合せ先  
役場庁舎 1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

### 37 合併処理浄化槽設置整備事業

- 事業の内容  
生活排水による水の汚染を防止し、生活環境および公衆衛生の向上を図るため、住宅に合併処理浄化槽を設置する方へ、その設置に係る費用を補助します。
- 対象者  
農業集落排水事業区域を除く地域において、専用住宅に設置された10人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする方に対して予算の範囲内で補助金額を交付します。

※ 専用住宅：延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物

**【補助対象外】**

- 次のいずれかに該当する方は、補助対象外となります。
- (1) 浄化槽法第5条第1項による設置の届出や建築基準法第6条第1項による確認を受けずに浄化槽を設置する方
  - (2) 町の指定した業者以外に設置工事を依頼する方
  - (3) 住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られない方
  - (4) 販売を目的とした住宅を建築（改築を含む）する方
  - (5) 町税や町公共料金を滞納している方

- 申請方法  
次の書類を提出してください。
- ① 申請書
- ② 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写しまたは建築確認通知書の写し
- ③ 合併処理浄化槽の設置計画図
- ④ 住宅を借りている方は、賃貸人の承諾書
- ⑤ 工事見積書
- ⑥ 工事請負契約書の写し
- ⑦ 町税等納付状況調査同意書

- 補助金額  
合併処理浄化槽の設置費用から千円未満を切捨てた額とし、次の額を限度とします。

浄化槽の区分	補助金の限度額
5人槽	1,456,000 円
7人槽	1,796,000 円
10人槽	2,214,000 円

また、合併処理浄化槽から15メートルを超える配水管を設置する場合は、15メートルを超える費用の2分の1の額を補助金額として加算します。

- 申請および問合せ先  
役場庁舎 1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

## 38 合併処理浄化槽設備修繕費補助事業

### ● 事業の内容

合併処理浄化槽の機能を維持し、生活環境および公衆衛生の継続的な保全を図るため、合併処理浄化槽の本体または附帯設備を修繕した方へ、その修繕に要した費用の一部を補助します。

### ● 対象者

農業集落排水事業区域を除く地域において、専用住宅に設置された10人槽以下の合併処理浄化槽を修理した方に対して予算の範囲内で補助金額を交付します。

※ 専用住宅：延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物

#### 【補助対象外】

次のいずれかに該当する方は、補助対象外となります。

- (1) 浄化槽法の設置の届出や建築基準法の確認を受けずに浄化槽を設置している方
- (2) 修繕費用が10,000円未満であった方
- (3) 浄化槽修繕前1年以内に新規設置後の検査または定期検査を受けていない方
- (4) 浄化槽修繕前1年以内に浄化槽法の清掃および保守点検を実施していない方
- (5) 販売を目的とした住宅に設置されている浄化槽を修繕する方
- (6) 町税や町公共料金を滞納している方
- (7) 設置後3年を経過していない合併処理浄化槽を修理する方

※ 設置後3年以内は設置業者にて保証できる場合があります

### ● 申請方法

修繕を行った日から1年以内に次の書類を提出してください。

- ① 申請書
- ② 設置場所の位置図
- ③ 保守点検業者が発行した保守点検記録の写し
- ④ 清掃業者が発行した清掃の記録の写し
- ⑤ 公益社団法人北海道浄化槽協会が発行した法定検査結果書の写し
- ⑥ 保守点検業者が発行した故障原因、修繕内容が分かる書類（見積書など）の写し
- ⑦ 領収書の写し
- ⑧ 工事施工状況記録写真（工事施工前と施工後の写真）
- ⑨ 修繕した合併処理浄化槽が接続されている建物の写真
- ⑩ 補助金交付請求書（押印が必要です）
- ⑪ 通帳の写し（補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの）
- ⑫ 町税等納付状況調査同意書

### ● 補助金額

補助金の額は、合併処理浄化槽の修繕に要した費用の3分の2以内（千円未満の端数切り捨て）とし、30万円を限度とします。

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

## 39 合併処理浄化槽設置資金融資あっせん事業

- 事業の内容  
合併処理浄化槽の設置と同時に既設のトイレを水洗トイレに改修する場合で、金融機関から融資を受ける場合に、その利子相当額を補助します。
- 対象者  
次の全ての要件を満たす方  
(1) 改修するトイレの住宅を所有または使用している方  
(2) 改修費用を一時的に負担することが困難な方  
(3) 町税や町公共料金を滞納していない方
- 融資の条件  
(1) 対象となる融資は住宅1戸につきトイレ2基までとし、1基につき50万円を上限とします。  
(2) 金融機関への返済は、50回以内の元金均等で1回の返済額は5,000円を最低条件とします。
- 申請方法  
次の書類を提出してください。
  - ① 申請書
  - ② 金融機関との融資契約書の写し
  - ③ 償還表の写し
  - ④ 通帳の写しなど利子を支払ったことがわかる書類
  - ⑤ 工事の見積書  
(町の指定した業者へ工事を依頼してください【指定業者笠原管設工業(株)、ささき設備(株)】)
  - ⑥ 町税等納付状況調査同意書
  - ⑦ 補助金交付請求書(押印が必要です)
  - ⑧ 通帳の写し(補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの)
- 申請および問合せ先  
役場庁舎1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

## 40 スズメバチ等駆除費補助事業

- 事業の内容  
人に危害を及ぼす恐れのあるハチの早期駆除を目的として、駆除にかかった経費の一部を補助します。
- 対象者  
町内に土地または建物を所有・賃借されている方で、スズメバチなどの巣の駆除を業者へ依頼し、駆除された方
- 補助金額  
補助金の額は、駆除にかかった費用の3分の2以内(千円未満の端数切り捨て)とし、1件あたり10,000円を限度とします。
- 申請方法  
駆除の実施後に次の書類を提出してください。
  - ① 申請書
  - ② 駆除作業前と後の現場写真
  - ③ 領収書の写し
  - ④ 補助金交付請求書(押印が必要です)
  - ⑤ 通帳の写し(補助金振込先の口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が確認できるもの)
- その他  
町内の駆除業務は、月形町高齢者事業団(☎ 37-2777)で請負っています。
- 申請および問合せ先  
役場庁舎1階 住民課 生活環境係 ☎ IP 53-2323

## 4 1 宅地の分譲

### ● 事業の内容

本町では、定住化促進のために宅地の分譲を行っています。  
「北陽団地」、「白陽団地」、「優良林間住宅地」の3団地を分譲中です。

### ● 分譲地

#### (1) 北陽団地

くつろぎのスペース、環境と魅力の価格、自然に恵まれた閑静な住宅地

ア 総区画数 35区画

イ 未分譲地 11区画

ウ 販売価格 6,950円/㎡

【参考価格例】399.99㎡(120.99坪) 2,779,930円

#### (2) 白陽団地

広い区画と街の中心部へ程近い住宅地

ア 総区画数 19区画

イ 未分譲地 1区画

ウ 販売価格 7,000円/㎡

【参考価格例】506.35㎡(153.17坪) 3,544,450円

#### (3) 優良林間住宅地

ゆとりある空間で家庭菜園やガーデニングなど、スローライフを実践

ア 総区画数 20区画

イ 未分譲地 5区画

ウ 販売価格 980円/㎡

【参考価格例】2,050.7㎡(620.33坪) 2,009,680円

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2325

## 4 2 人づくり振興事業

### ● 事業の内容

月形町のまちづくりに寄与する人材の育成を目的に月形町人づくり振興協議会と協議し、月形高校またはその生徒などへの支援を行います。

### ● 対象者

月形高校またはその生徒の保護者など

### ● 主な助成対象事業と助成金額

#### (1) 通学助成事業

通学に公共交通機関を利用するときは、実費交通費の2分の1を、片道6キロメートル以上の距離を徒歩または自転車などで通学するときは、通学月に応じて月1,000円または1,500円を助成します。

#### (2) 進路啓発事業

進学模試または就職模試のほか各種資格試験受験料を助成します。

#### (3) 入学奨励事業

月形中学校から月形高校へ入学する生徒の保護者に対し、入学奨励金として1人につき20万円を助成します。

#### (4) 進学奨励事業および専修学校等奨励事業

月形高校を卒業した後2年以内に大学などに進学した生徒の保護者等に対し、大学50万円、短大30万円、医療、教育、社会福祉、工業分野等の専修学校等20万円を助成します。

#### (5) 就職奨励事業

月形高校を卒業し、月形町内の事業所に就職する場合に、就職奨励金として一人10万円を助成します。

#### (6) 海外派遣事業

(公財)日本英語検定協会が主催する実用英語技能検定2級以上の合格者に対し、その海外派遣の費用として50万円を上限額として助成します。

#### (7) タブレット端末交付事業

新1年生に対し、授業で使用するタブレット端末を一人一台一回に限り交付します。

(8) その他

ア 部活動奨励事業

イ 体験、交流事業

● 申請方法

事業ごとに申し込み方法などが異なりますので、お問い合わせ願います。

● 申請および問合せ先

総合体育館 月形町人づくり振興協議会事務局（教育委員会学務係） ☎ IP 53-3443

## 4 3 青少年健全育成事業

● 事業の内容

月形町の青少年の健全育成を目的とした事業を奨励するため、事業に要した費用の一部を補助します。

● 対象者

次の個人または団体が対象となります。

(1) 個人

20歳未満の青少年および育成指導者

(2) 団体

ア 町子ども会育成連絡協議会所属の子ども会

イ 奉仕、文化、スポーツ活動を行う青少年団体

ウ その他青少年健全育成活動を行う青少年団体

● 助成対象経費

(1) 講師謝礼

(2) 消耗品費

(3) 旅費

(4) 印刷費

(5) 使用料および賃借料

(6) 研修参加料

(7) その他事業に必要な経費

● 助成対象事業の例

(1) 青少年や少年団が行うスポーツ活動事業スポーツ教室などの開催経費、用具購入費など

(2) 青少年や少年団が行う文化活動事業

青少年を対象とする音楽鑑賞会、芸術鑑賞会など

(3) 青少年や少年団が行う交流活動事業

国内、国外での人的交流や研修など

● 助成金額

原則として、1事業（申請）総事業費の4分の3以内（千円未満の端数切り捨て）とします。

● 申請方法

助成を希望する個人および団体は、事前に申請書の提出が必要となります。

● 申請および問合せ先

総合体育館 教育委員会 社会教育係 ☎ IP 53-3443

## 4 4 図書館読書ノート事業

- 事業の内容  
月形町の子どもの読解力向上を目指し、本を読むことの大切さ・楽しさを実感してもらうとともに、読書を通じて子どもの言葉や感性を育み、表現力や創造力が豊かになるよう読書環境や読書活動の一層の充実を図ります。
- 対象者  
幼児～中学生のうち月形町図書館貸出カードを新規作成予定もしくは作成済の方
- 実施期間  
4月上旬～翌年2月下旬まで
- 読書ノート活動の流れ
  - (1) 参加を希望する方は月形町図書館で読書ノートを作りたい旨を申告し、読書ノート参加者リストに名前・学年・連絡先を記入してください。
  - (2) 図書館で借りた本を読み終えたら、読書ノートに本のタイトル・読書期間・3行感想文を記入してください。
  - (3) 図書館で本を返却する際に読書ノートを受付の担当者に確認してもらってください。
  - (4) 目標冊数の半分を読み終えた参加者には記念品を贈呈いたします。目標を達成された参加者には表彰状と記念品を翌年3月に開催する読書ノート表彰式にて授与いたします。
- 目標冊数  
幼児・小学1～3年生：100冊 小学4～6年生：70冊 中学生：50冊
- 申請および問合せ先
  - (1) 総合体育館 教育委員会 社会教育係 ☎ IP 53-3443
  - (2) 月形町図書館 ☎ IP 53-3677

## 4 5 社会体育振興事業・芸術文化振興事業

- 事業の内容  
各種スポーツや文化・芸術活動において、全国・全道および国際的なコンクール等に参加、出場する団体または個人に対して、大会参加にかかる経費の一部を助成します。
- 助成対象者  
補助対象となる大会に出場する町民
- 助成対象経費
  - (1) 大会参加料
  - (2) 交通費
  - (3) 宿泊費
  - (4) その他大会出場に必要な経費
- 助成対象となる大会  
地区大会などを経て、地区代表として出場する全道大会、全国大会および国際大会
- 助成金額  
補助対象経費の4分の3以内、個人1人あたり上限額年度15万円
- 申請方法  
助成を希望する個人および団体は、事前に申請書の提出が必要です。
- 申請および問合せ先  
総合体育館 教育委員会 社会教育係 ☎ IP 53-3443

## 4 6 空き家・空き地バンク制度

### ● 事業の内容

町内の空き家および空き地に関する情報を収集し、地域住民のほか、町外から移住を希望する方に対して、その情報を提供することにより、空き家および空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ります。

町内に空き家、空き地を所有している方で、それらの売却または賃貸を希望する方から登録依頼のあった物件情報を町のホームページなどで情報提供します。（空き地は売却のみ）

※ 町は、空き家・空き地に関する情報提供のみを行い、売買や賃貸などの交渉、契約などには関与いたしませんので、ご注意ください。

### ● 申込み方法

#### (1) 空き家・空き地の所有者

空き家などの登録申込書や物件の詳細を記入した必要書類を提出してください。

#### (2) 登録物件をみたい方、借りたい方

利用希望の申込書を提出してください。

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎 2階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2325

## 4 7 空き家対策（老朽化家屋除却）事業

### ● 事業の内容

町内に所有する危険家屋などを除却解体する際の費用の一部を補助します。

### ● 対象者

町内にある空き家など下表の基準の評点が合計で100点以上のものとなる固定資産税課税対象物を所有し、それを町内事業者の施工により費用が30万円（消費税を除く）以上である除却解体工事を行う方

#### 【基準】

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
建築物の破壊の程度	基礎、外壁	外壁が傾斜しているもの又は建築物に不同沈下が見られるもの	40	100
		外壁が傾斜しているもの及び建築物に不同沈下が見られるもの	60	
	外壁	外壁の仕上材料の剥落、破損により下地が露出しているもの	30	
		次のいずれかに該当するもの	40	
		1 外壁の仕上材料の剥落、破損により下地が露出しているものであって、外壁にひび割れがあるもの		
		2 壁体を貫通する穴が生じているもの		
屋根	屋根ぶき材料の一部に剥落、ずれが生じているもの又は軒の垂れ下がったもの	30		
	屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれが生じているものであって、軒の垂れ下がったもの	40		
構造一般の	基礎	構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	15	25
		構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	25	
防火上の構造の程度	外壁	外壁の一部が裸木造、硬質塩化ビニル波板等の可燃性材料であるもの	15	40
		外壁の壁面数3以上が、裸木造、硬質塩化ビニル波板等の可燃性材料であるもの	25	
	屋根	屋根が茅、ワラ等の可燃性材料でふかれているもの	15	

※ 1つの評定項目につき該当評定内容が2つある場合は、最も高い評点を採用します。

### ● 助成金額

除却解体工事に要した費用の30%に相当する額とし、同一年度内において、所有者一人につき60万円とします。

### ● 申請方法

次の書類を添えて申請書を提出してください。

- ① 申請者の住民票
- ② 建物に関する登記事項証明書、固定資産税の評価証明証など、建物の所有者を明らかにする書類
- ③ 公租公課の納付証明書
- ④ 工事の契約書の写し
- ⑤ 工事の見積書
- ⑥ 現状の写真（施工前の状況が分かるもの及び上記の判定基準に該当することがわかるもの）

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎 1階 農林建設課 住宅建築係 ☎ IP 53-2322



## 48 快適な住まいづくり住宅補助事業

- 事業の内容  
町内に、ご自身がお住まいになる住宅を新築または中古住宅を購入された方に、その費用の一部を補助します。
- 対象者  
取得した対象住宅に住居登録しており、5年以上居住することを確約する方
- 助成対象となる住宅  
1棟あたりの床面積が50㎡以上であること。  
ただし、店舗、事務所、倉庫などとの併用住宅については、その面積を引いた面積とします。
- 助成金額  
対象住宅の取得に要する経費の2分の1以内とし、次の額を限度とします。  
(1) 住宅を建築した場合 町内業者150万円（町外業者 50万円）  
(2) 自らが建築した場合 50万円  
(3) 中古住宅を購入した場合 50万円  
(4) 北陽団地、白陽団地、優良林間住宅地において、新築された場合50万円  
※ (4)は、(1)、(2)に上乗せ  
※ 上記(1)の交付対象世帯で中学生以下の方がいる場合は、補助金に加えて1名当たり10万円分の商品券（月形商工会発行）が交付されます。
- 申請および問合せ先  
役場庁舎1階 農林建設課 住宅建築係 ☎ IP 53-2322

## 49 あんしん住宅補助事業

- 事業の内容  
町民が安心して長く暮らせるように、住宅の安全性、耐久性および居住性の向上を図る工事に要する費用の一部を補助します。
- 対象者  
町内に対象住宅を所有し、かつ、当該住宅の敷地に住民登録している方または補助対象工事後に当該住宅に居住することを確約する方  
※ 工事後に居住される方は、完了届に住居票の添付が必要
- 対象工事  
(1) リフォーム工事  
ア 増築工事、改築工事  
イ 修繕工事（下記に掲げる工事など）  
(ア) 基礎、土台、柱、筋交いなどの修繕または補強工事、解体および復旧工事  
(イ) 台所、浴室またはトイレを改修する工事  
(ウ) 断熱工事、気密工事、換気工事または遮音工事、スロープや手摺りの設置などバリアフリーに関する工事  
(エ) 風除室またはひさしを設置する工事  
(オ) 利便性向上や機能向上のための設備工事  
※ 屋根や外壁塗替などの維持修繕工事や固定されない物品などの設置工事は対象外  
(2) 耐震改修工事  
昭和56年5月31日以前に着工した住宅を、耐震診断により耐震改修が必要と判定され、それに基づいて行う耐震改修工事

### (3) 太陽光発電システム設置工事

住宅の屋根等へ設置する太陽光による発電設備工事で次にのいずれにも該当するもの

ア J-P E C (太陽光発電普及拡大センター) の適合機種に該当する太陽電池モジュールを使用したもの

イ 未使用品であるもの

ウ 電力会社と電力受給契約を締結するもの

エ 対象システムの総発電量等を計測・記録できる機器が設置されているもの

※ 太陽光発電システム設置工事は、新築住宅を含めた全住宅が対象となります

#### ◎ 共通要件

※ 建築後5年が経過していること(太陽光発電システム設置工事を除く)

※ 町内業者が施工する工事であること

※ 工事に要する費用が30万円(消費税を除く)以上であること

#### ● 助成金額

工事に要した費用の30%に相当する額とし、上限額60万円とします。

(例: 200万円のリフォーム工事を実施した場合は、60万円を助成します)

※ 新規に下水道および合併浄化槽に新たに接続する工事を含む場合は、補助率を50%とします

※ 上限額まで何度でも利用できます(上限額60万円から平成20年度以降に受けた補助金額を引いた額が上限額となります)

#### ● 申請および問合せ先

役場庁舎1階 農林建設課 住宅建築係 ☎ IP 53-2322

## 50 行政区活動支援交付金

#### ● 事業の内容

行政区は、地域住民が自主的および主体的に活動する住民自治組織であり、町政運営にとって大きな意義と役割を持つものです。町では、行政区主導で活力ある運営ができるよう活動支援交付金を交付しています。

#### ● 対象者

各行政区

#### ● 交付金額

(1) 活動奨励分行政区への活動奨励として行政区内の世帯数に応じ交付します。

ア 1行政区当たり 50,000円

イ 1世帯当たり 1,600円

(2) 広報紙配付事務

1世帯当たり1回 10円

(3) 安否確認

独居高齢者等の安否確認 1世帯当たり 3,000円

(4) ごみステーション管理分

ごみステーション管理費として行政区内のごみステーション設置数に応じ交付します。

ア 100世帯未満 1行政区当たり 25,000円

イ 100世帯以上 1行政区当たり 35,000円

※ ごみステーション1カ所当たり 1,000円

(5) 活動促進事業

事業	交付基準額		用途	
	単位	金額		
スポーツ活動	1回以上	100世帯未満	10,000円	・行政区が主催するスポーツ大会の開催 ・町体育協会などが主催するスポーツ大会への参加
		100世帯以上	20,000円	
文化活動	1回以上	100世帯未満	10,000円	行政区が主催する文化祭などのイベント
		100世帯以上	20,000円	
避難訓練	1回以上	100世帯未満	20,000円	行政区が主催または共催して実施する避難訓練
		100世帯以上	40,000円	
自主防災活動	1回以上	100世帯未満	10,000円	避難訓練以外の自主防災活動
		100世帯以上	20,000円	
講演会などの開催	1回以上	100世帯未満	10,000円	行政区が主催するスポーツ、環境、福祉、防災等に関する講演会などの開催
		100世帯以上	20,000円	

※ 他の区と合同で開催または出場した場合、代表する行政区にのみ交付します

- 適用期間  
令和3～5年度まで
- 申請方法  
各行政区へ別途案内します。
- 申請および問合せ先  
役場庁舎2階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2325

## 5 1 ふるさと活性化事業

- 事業の内容  
人材育成のための研修、行政区や町内会の活動、文化・スポーツの振興、特産品の開発、産業の振興、地域間交流事業、ボランティア組織の育成、地場産業の育成など、自ら行う活動や事業に対して助成します。
- 助成対象者
  - (1) 町内に住所を有する者、町内に事業所等を有する法人又は団体
  - (2) 北海道内に本店・営業所・事務所等を有する法人（町長が認める場合に限る）

※ 政党または宗教に関わる団体は、助成対象者から除きます  
 ※ 助成対象となる団体は、規約を有し、継続的に活動を続けている団体または今後活動を続けていく集団となります
- 助成対象事業
  - (1) 人材育成のための研修事業
  - (2) 国際、地域間交流事業
  - (3) 地域文化およびスポーツの振興事業
  - (4) 町内会などの地域活動の推奨事業
  - (5) ボランティア組織の育成事業
  - (6) 地場産業および産地の育成事業
  - (7) その他基金の目的に適合した活性化事業

※ 上記事業であっても、国、道または他の団体などの補助金の交付を受けている、もしくは補助対象とされている事業など、一定の要件に該当する場合は対象外になります
- 助成金額
  - (1) 補助対象経費の4分の3以内（100万円を限度）
  - (2) 補助対象経費が10万円以下の事業の場合は、1事業あたり10分の10以内で補助します
- 申請受付期間  
第1期：令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）まで  
第2期：令和6年9月2日（月）から令和6年9月13日（金）まで  
※ 予算の執行状況により、第2期の申請受付を行わないことがあります
- 申請および問合せ先  
役場庁舎2階 企画振興課 地域振興係 ☎ IP 53-2325  
HP <http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/7233.htm>

## 5 2 ふるさと特産品開発補助事業

### ● 事業の内容

町の優れた地場産品の付加価値の向上及び令和6年秋開業予定の道の駅の魅力向上を図るため、地域資源を活用した新たな産品の開発や商品化等を目的として取り組む事業に対して助成します。ただし、本事業は令和5年度から令和7年度までの期限付き事業となります。

### ● 助成対象者

#### (1) 町内対象者

町内に住所を有する者、町内に事業所等を有する法人又は団体

#### (2) 町外対象者

北海道内に本店・営業所・事務所等を有する法人

※ 政党または宗教に関わる団体、月形町暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団員等である者が所属している団体、町税及び町の公共料金を滞納している団体は、助成対象から除きます

※ 助成対象となる団体は、規約を有し、継続的に活動を行っている団体または今後活動を続けていく集団となります

### ● 助成対象事業

次に掲げる要件を全て満たす事業が対象となります。

(1) 新たな産品の開発又は商品化に関するものであること

(2) 道の駅で販売することを主たる目的とした特産品開発であること

(3) 開発した商品を納入することに確実性があること

(4) 販売予定価格及び販売価格が適正であること

(5) 町の特産品として定着することが期待されるものであること

※ 上記事業であっても、国、道または他の団体などの補助金の交付を受けている、もしくは補助対象とされている事業など、一定の要件に該当する場合は対象外となります

### ● 助成金額

#### (1) 町内対象者

補助対象経費の10分の9以内（100万円を限度）

#### (2) 町外対象者

補助対象経費の2分の1以内（50万円を限度）

### ● 申請受付期間

第1期：令和6年4月1日（月）から令和6年4月12日（金）まで

第2期：令和6年9月2日（月）から令和6年9月13日（金）まで

※ 予算の執行状況により、第2期の申請受付を行わないことがあります

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 地域振興係 ☎ IP 53-2325

HP <http://www.town.tsukigata.hokkaido.jp/7569.htm>

## 5 3 出前町長室

### ● 事業の内容

「誰もが安心して豊かに暮らせる共生のまちづくり」を進めていくためには、町民の皆さんとの対話が重要と考えています。皆さんの声をお聞きするために町長が地域へ出向き、町の事業などについて説明をし、ご提案をいただく機会および皆さんの疑問にお答えする機会として「出前町長室」を次のとおり実施しています。行政区や町内会、各種団体の集まりなどにお呼びください。

### ● 対象者

町内に在住・在勤・在学する3人以上の団体またはグループ

### ● 時間

午前9時～午後9時のうち1回2時間以内

### ● 申込方法

所定の用紙に記入の上、開催予定日の10日前までに提出してください。

### ● 提出方法

持参、郵便、FAX、電子メールいずれも可能

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 企画振興課 企画係 ☎ IP 53-2325

## 5 4 スマートフォン普及拡大支援事業

### ● 事業の内容

IP告知端末機に代わる情報伝達ツールとして、スマートフォンを活用し、今後のデジタル化へも対応出来る仕組みづくりと、デジタル化されたサービスをより多くの世代が活用出来るよう、デジタルから取り残されないための支援を行います。

### ● 助成対象者

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されている個人で、申請する時点での満年齢が、65歳以上であること
- (2) 令和6年4月1日以降に新たにスマートフォンを購入および使用する方または携帯電話からスマートフォンへの機種変更契約を行う方であること。
- (3) (2)の当該スマートフォンに係るモバイルデータ通信の契約した方または使用の方であること。
- (4) スマートフォンからスマートフォンへの機種変更でないこと。
- (5) 月形町で指定するアプリケーションソフトをインストールすること。
- (6) (1)に該当しない方で、町長が特に支援を必要と認める方(18歳未満を除く。)

### ● 助成金額

1世帯につき、月形商工会が発行する商品券35,000円分を交付します。

※ 世帯を支援基準とするため、夫婦2人で、2台契約しても交付額は35,000円となります

### ● 申請に必要なもの

- (1) スマートフォンの購入日、購入機種及びモバイルデータ通信契約の内容がわかる書類
- (2) 申請者がスマートフォンの契約者本人または使用者であることがわかる書類
- (3) 月形町で指定するアプリケーションソフトをインストールしたことがわかる、当該スマートフォンの画面の提示又は画面印刷

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 総務課 危機管理係 ☎ IP 53-2321

## 5 5 IP告知端末機回収協力事業

### ● 事業の内容

IP告知端末機の運用終了に伴う機器回収経費の削減および令和6年10月からのランニングコスト削減のため、既にスマートフォンをお持ちの方で、スマホアプリ「まんまるナビ」により、IP告知端末機が無くても町からの情報が収集出来る方は、お早目の回収にご協力願います。

### ● 助成金額

- (1) 令和6年9月30日までに、町へIP告知端末機等を返還した世帯は、月形商工会が発行する商品券2000円分を交付
- (2) 令和6年10月1日から令和7年12月31日までに、町へIP告知端末機等を返還した世帯は、月形商工会が発行する商品券1000円分を交付

※ IP告知端末機、ONUおよび配線を返還してください

※ 対象世帯につき1回のみです

### ● 申請および問合せ先

役場庁舎2階 総務課 危機管理係 ☎ IP 53-2321